

令和5年3月28日判決言渡 同日原本領収 裁判所書記官

平成28年(ワ)第105号 損害賠償請求事件 (第1事件)

平成28年(ワ)第260号 損害賠償請求事件 (第2事件)

口頭弁論終結日 令和4年12月9日

5

判 決

別紙1当事者目録記載のとおり

主 文

- 1 被告株式会社東芝は、別紙2の1(認容額一覧)の「原告名」欄記載の各原告に対し、各原告に係る同別紙の「合計(円)」欄記載の各金員及びこれに対する平成27年5月8日から各支払済みまで年5分の割合による金員を支払え。
- 2 別紙2の1(認容額一覧)の「原告名」欄記載の各原告の被告株式会社東芝に対するその余の請求及びその余の各被告に対する請求をいずれも棄却する。
- 3 第1事件原告甲1-2(原告番号2)、第1事件原告甲1-5(原告番号5)、第1事件原告甲1-13(原告番号13)、第1事件原告甲1-21(原告番号21)、第1事件原告甲1-23(原告番号23)、第1事件原告甲1-24(原告番号24)、第1事件原告甲1-25(原告番号25)及び第2事件原告甲2-3(原告番号3)の被告らに対する請求をいずれも棄却する。
- 4 訴訟費用は、別紙2の2(訴訟費用負担一覧)記載のとおり負担とする。
- 5 この判決は、1項に限り、仮に執行することができる。

20

事 実 及 び 理 由

第1 請求

1 第1事件

- (1) 被告株式会社東芝(以下「被告東芝」という。)、被告乙4、被告乙5、被告乙6及び被告乙7は、別紙3の1請求の趣旨一覧表1の「原告名」欄記載の各第1事件原告に対し、連帯して、各原告に係る別紙3の1請求の趣旨一覧表1の「損害合計」欄記載の各金員及びこれに対する平成27年5月8日か

25

ら各支払済みまで年5分の割合による金員を支払え。

5 (2) 被告乙1は、別紙3の1請求の趣旨一覧表2の「原告名」欄記載の各第1事件原告に対し、被告東芝、被告乙4、被告乙5、被告乙6及び被告乙7と連帯して、各原告に係る別紙3の1請求の趣旨一覧表2の「損害合計」欄記載の各金員及びこれに対する平成27年5月8日から各支払済みまで年5分の割合による金員を亡丙の相続財産の限度において支払え。

10 (3) 被告乙2及び被告乙3は、別紙3の1請求の趣旨一覧表3の「原告名」欄記載の各第1事件原告に対し、被告東芝、被告乙4、被告乙5、被告乙6及び被告乙7と連帯して、各原告に係る別紙3の1請求の趣旨一覧表3の「損害合計」欄記載の各金員及びこれに対する平成27年5月8日から各支払済みまで年5分の割合による金員を亡丙の相続財産の限度において支払え。

2 第2事件

15 (1) 被告東芝、被告乙4、被告乙5、被告乙6及び被告乙7は、別紙3の2請求の趣旨一覧表1の「原告名」欄記載の各第2事件原告に対し、連帯して、各原告に係る別紙3の2請求の趣旨一覧表1の「損害合計」欄記載の各金員及びこれに対する平成27年5月8日から各支払済みまで年5分の割合による金員を支払え。

20 (2) 被告乙1は、別紙3の2請求の趣旨一覧表2の「原告名」欄記載の各第2事件原告に対し、被告東芝、被告乙4、被告乙5、被告乙6及び被告乙7と連帯して、各原告に係る別紙3の2請求の趣旨一覧表2の「損害合計」欄記載の各金員及びこれに対する平成27年5月8日から各支払済みまで年5分の割合による金員を亡丙の相続財産の限度において支払え。

25 (3) 被告乙2及び被告乙3は、別紙3の2請求の趣旨一覧表3の「原告名」欄記載の各第2事件原告に対し、被告東芝、被告乙4、被告乙5、被告乙6及び被告乙7と連帯して、各原告に係る別紙3の2請求の趣旨一覧表3の「損害合計」欄記載の各金員及びこれに対する平成27年5月8日から各支払済

みまで年5分の割合による金員を亡丙の相続財産の限度において支払え。

第2 事案の概要

1 本件は、被告東芝の株主である原告らが、被告東芝提出の有価証券報告書及び四半期報告書（以下「本件有価証券報告書等」という。）のうちに重要な事項
5 について虚偽の記載があったことによって損害を被ったと主張して、被告東芝
に対し、金融商品取引法（以下、平成26年法律第44号による改正前後を問
わず「金商法」という。）21条の2、民法709条、715条、会社法350
条に基づき、また、上記報告書等提出時等の時期に被告東芝の役員であった亡
丙、被告乙4、被告乙5、被告乙6及び被告乙7（以下「被告役員ら」という。）
10 に対し、金商法24条の4、22条1項、民法709条、719条、会社法42
9条1項、2項1号ロ、430条に基づき、損害賠償金及びこれに対する上記
虚偽記載後の日である平成27年5月8日から支払済みまで民法（平成29年
法律第44号による改正前のもの。以下同じ）所定の年5分の割合による遅延
損害金の連帯支払（被告東芝と被告役員らは民法719条1項の関係）を求め
15 た事案である。

なお、亡丙は、本件訴訟係属後に死亡し、被告乙1、被告乙2及び被告乙3
が限定承認して本件訴訟を承継した。

2 前提事実（当事者間に争いのない事実並びに後掲の証拠及び弁論の全趣旨に
よると明らかに認められる事実）

(1) 当事者

ア 原告らは、被告東芝の株式（以下「被告株式」という。）を募集若しくは
20 売出しによらないで取得した者である。

イ 被告東芝は、電気機械器具製造業、計量器、医療機械器具その他機械器
具製造業等を業とする株式会社（取締役会設置会社、指名委員会等設置会
社及び会計監査人等設置会社）である。その発行株式は東京証券取引所市
25 場第一部及び名古屋証券取引所市場第一部に上場されていた。決算期は毎

年3月末日である。

ウ 被告役員ら（甲A56）

5 (ア) 亡丙は、被告東芝において、平成9年6月に取締役就任し、平成15年6月に執行役にも就任し、平成17年6月24日、代表執行役に選定された（取締役兼代表執行役社長）。その後、平成21年6月に執行役を退任し、平成26年6月25日に取締役に退任したが、平成27年7月21日まで相談役であった。

10 亡丙は、平成29年12月8日に死亡した。亡丙訴訟承継人の被告乙1、被告乙2及び被告乙3が亡丙の相続人であるところ、平成31年3月26日、横浜家庭裁判所において、限定承認の申述が受理された（乙B15）。

15 (イ) 被告乙4は、被告東芝において、平成17年6月に執行役に就任し、平成20年6月に取締役に就任するとともに代表執行役に選定され、平成21年6月24日から取締役兼代表執行役社長であった。その後、平成25年6月25日に執行役を退任し、平成27年7月21日に取締役に辞任した。

20 (ウ) 被告乙5は、被告東芝において、平成18年6月27日に執行役に就任し（執行役常務。平成20年6月25日から執行役上席常務、平成21年6月24日から執行役専務）、平成23年6月22日に取締役に就任するとともに代表執行役に選定された（取締役兼代表執行役副社長。平成25年6月25日から取締役兼代表執行役社長）。その後、平成27年7月21日に取締役及び執行役を辞任した。

25 (エ) 被告乙6は、被告東芝において、平成15年6月に執行役に就任し、平成18年6月27日に取締役に就任するとともに代表執行役に選定された（取締役兼代表執行役専務（財務グループ担当）。平成21年6月24日から取締役兼代表執行役副社長（財務グループ担当））。その後、執

行役は退任し、平成23年6月22日から取締役監査委員会委員長を務め、平成26年6月24日に取締役を退任したが、平成27年11月まで常任顧問であった。

5 (オ) 被告乙7は、被告東芝において、平成20年6月25日に執行役に就任し、平成22年6月23日に退任し、被告東芝を退社した。その後、
再び、被告東芝において、平成23年6月22日に取締役及び執行役に
10 就任するとともに代表執行役に選定された(取締役兼代表執行役専務(財務グループ担当)。平成25年6月25日から取締役兼代表執行役副社長
(財務グループ担当))。その後、執行役を退任し、平成26年6月25
日から取締役監査委員会委員長を務め、平成27年7月21日に取締
役を辞任した。

(2) 被告東芝の組織体制(甲A58、乙C5ないし9)

15 被告東芝は、平成11年、各事業部門を独立した会社(カンパニー)に見立てて運営する組織形態として「社内カンパニー制」を導入し、各カンパニーにその事業運営に関する一定の権限を委譲する一方で、各カンパニーを統括し、各カンパニーのグループ本社としての機能を有する「コーポレート」という組織を設置した。

平成25年10月1日時点のコーポレート及びカンパニーの関係は別紙4のとおりである。

20 (3) 本件有価証券報告書等の提出

被告東芝は、別紙5のとおり、平成21年6月から平成27年2月にかけて、第170期から第175期の各有価証券報告書、第176期第1四半期から第3四半期の各四半期報告書を関東財務局長に提出した。本件有価証券報告書等は、各提出の頃、公衆の縦覧に供された。

25 そして、本件有価証券報告書等の連結財務諸表において、「当期純利益」、「株主資本」、「純資産」、「継続事業からの税金等調整前当期純利益(損失)」

の各項目について、別紙5の「虚偽記載の該当部分」欄のとおり記載されていた。(甲A2、3、5、7、9、11、50、52、54)

(4) 原告らによる被告株式の取得及び処分

原告らは、別紙6記載のとおり、被告株式の取得及び処分を行った(乙A58の1ないし乙A60、各調査嘱託の結果)。

(5) 証券等取引監視委員会の報告命令等及び特別調査委員会の設置

被告東芝は、平成27年2月12日、同被告が受注した複数のインフラストラクチャー関連のプロジェクト(以下「インフラ関連案件」という。)等に関し、証券取引等監視委員会から金商法26条に基づく報告命令及び開示検査を受けた。被告東芝は、同年3月下旬、上記開示検査に対応するための自己調査の過程において、平成25年度におけるインフラ関連案件に係る会計処理について、さらなる調査を必要とする事項の存在することが判明した。そのため、被告東芝は、平成27年4月3日、「工事進行基準案件に係る会計処理の適正性を検証し、検証結果を踏まえ改善・再発防止に関して提言する」ことを目的として、社外の専門家も構成員とした特別調査委員会を設置し、事実関係の調査を開始することを公表した。(甲A34、乙A4、乙D37)

被告東芝による同日の公表を受け、同日以降、インフラ工事の一部で不適切な会計処理があった疑いがある、平成25年度の会計処理では、工事費用を少なく見積もって利益を実際より多く計上していた可能性があるなどと、テレビや新聞等で報じられた(乙A44の1ないし6)。

(6) 特別調査委員会の調査及び第三者委員会の設置

被告東芝は、特別調査委員会の調査によって、一部のインフラ関連の工事につき工事進行基準の適用が問題となる案件(以下「工事進行基準案件」という。インフラ関連案件とほぼ同じものと解される。)において、工事原価総額が過少に見積もられ、適正な金額の損失引当金が適時に計上されていないなどの事象が判明し、また、上記問題以外にも、更なる調査を必要とする事

項が判明し、事実関係や発生原因の調査や究明には時間を要する見込みとなったとして、平成27年5月8日、日本弁護士連合会の定めるガイドラインに準拠した、被告東芝と利害関係を有しない中立・公正な外部の専門家から構成される第三者委員会を設置して調査を続行することとした。なお、被告
5 東芝は、特別調査委員会の調査結果によると、平成25年度以前の過年度決算修正を行う可能性が生じており、これと併せて平成26年度決算への影響額を見極めているところであり、決算発表は平成27年6月以降となる見込みである旨も公表した。(甲A66の1)

被告東芝は、同年5月17日、第三者委員会に対し、工事進行基準案件に係る会計処理の「適正性」等について調査を委嘱し、同月22日、第三者委員会に対し、①工事進行基準案件（インフラ関連案件）に係る会計処理のみならず、②映像事業における経費計上に係る会計処理、③ディスクリート、システムL S Iを主とする半導体事業における在庫の評価に係る会計処理、
10 ④パソコン事業における部品取引等に係る会計処理について、追加で調査を委嘱したが、その後、被告東芝と第三者委員会は、上記各会計処理について「不適切」な会計処理がなされていないか、ないし会計処理が「適切」であったかなどを調査対象の内容とする旨合意確認した（甲A29の2〔15頁〕、66の5）。

(7) 第三者委員会設置公表後の経過

被告東芝は、平成27年5月8日、第三者委員会の調査を経なければ平成26年度決算への影響額の見極めができないとして、平成26年度通期の業績予想は、同年9月18日公表の予想を修正して未定とすること、平成27年3月末日を基準日とする余剰金の配当は無配とする取締役会決議をしたことを公表した（甲A66の2、3）。

被告東芝は、同年5月13日、電力システム社、社会インフラシステム社、コミュニティ・ソリューション社の社内カンパニーにおける、一部インフラ

5 関連の工事進行基準案件につき、特別調査委員会において本日現在まで行っ
た調査に基づく、工事原価総額の過少見積りとそれに伴う工事損失計上時期
に関する過年度の要修正額は、現時点で、平成23年度から平成25年度ま
での累計の営業損益ベースでマイナス500億円強を見込んでいるが、この
見込みは現時点におけるもので、特別調査委員会では最終結論に至っておら
ず、上記要修正額は第三者委員会において判断が異なる可能性があること、
特別調査委員会の調査の過程において、工事進行基準案件以外でもさらなる
調査が必要な事項（損失引当計上の時期及び金額の妥当性、経費計上時期の
妥当性、在庫の評価の妥当性等）が判明しており、全社的、網羅的に調査す
10 る必要があるが、その結果さらなる過年度決算の修正が必要となるか否かや、
必要となった場合の要修正額の規模は、いずれも現時点では不明であること
などを公表した（甲A65の1、66の4）。

15 被告東芝は、平成27年5月29日付けで、関東財務局長から、同年6月
30日提出期限の第176期有価証券報告書の提出期限について、同年8月
31日まで延長するとの承認を受けた（甲A66の15）。

20 被告東芝は、同年6月12日、工事進行基準案件につき、特別調査委員会
の調査に基づく過年度の要修正額は、平成21年度から平成25年度までの
累計の営業損益ベースでマイナス512億円と判明していること、自主チェ
ックの結果、第三者委員会に委嘱していない事項に係る過年度の要修正額は、
上記期間の累計の営業損益ベースで約マイナス36億円を見込んでいること
を公表した（乙C31）。

平成27年7月4日には、被告東芝の不適切会計が1500億円超に拡大
する可能性が高いことが同月3日に分かったなどと報道された（甲A65の
6）。

25 (8) 第三者委員会の調査結果（甲A28の2、29の2）

ア 第三者委員会は、被告東芝の取締役や執行役等からのヒアリング等を経

て、平成27年7月20日、上記調査は、被告東芝における調査対象に関する事実の確認と、調査対象たる会計処理が「適切性」を欠くと判断した場合において、被告東芝におけるその発生原因の究明と再発防止策の策定・評価のために用いられることを予定しているもので、それ以外の目的のために用いられることを予定していない、上記調査結果は、上記調査が被告東芝からの委嘱を受けて被告東芝のためだけに行われたものであるから、第三者に依拠されることを予定していないなどとした上で（甲A29の2〔15、16、18、19頁〕）、上記(6)の各調査事項について、次の内容の調査報告書（以下「本件調査報告書」という。）を被告東芝に提出した（甲A66の9）。

本件調査報告書は、①工事進行基準案件（インフラ関連案件）においては、工事原価総額の過小見積りによる工事損失引当金の過小計上等の「不適切」な会計処理があった、②映像事業においては、C/O（キャリアオーバー）と称する損益調整による当期利益の嵩上げ等の「不適切」な会計処理があった、③ディスクリート、システムLSIを主とする半導体事業においては、滞留在庫の「不適切」な評価減の実施、期中に臨時的にされた前工程のみのTOV（標準原価）改訂による当期利益の嵩上げ等の「不適切」な会計処理があった、④パソコン事業においては、部品取引時に製造原価のマイナス処理を行うことによる利益計上等の「不適切」な会計処理があったと認定し（甲A28の2）、平成20年度から平成26年度まで総額1518億円の税引き前利益の過年度決算の修正が必要であるとして、「会計処理が適切性を欠くと判断される事案が認められた」、「不適切な会計処理については、（工事引当金の計上の不承認判断等の）経営判断として行われた」（甲A29の2〔276頁、別紙2-1〕）などとまとめられた。

なお、第三者委員会報告書格付け委員会においては、当該第三者委員会が被告東芝からの委嘱事項のみを調査対象とし、被告東芝から独立した存

在ではないことなどから、そもそも日弁連ガイドラインに依拠した「第三者委員会」には該当せず、また、当初の委嘱事項が会計処理の「適正性」であったのに、上記調査報告書に「適正性」に関する記載はなく、「不適切な会計処理は経営判断として行われた」とまとめられていることなどに照らし、上記調査報告書について、F（不合格）評価を下した者が3名おり、その他も、C評価を下した者が4名、D評価を下した者が1名、A評価とB評価を下した者は0名という結果で、総じて低い評価となった（甲A30の1、2）。

イ 被告東芝は、本件調査報告書の公表と併せ、自主チェックとして、さらに上記期間の累計で過年度修正額（税引前損益）44億円の修正が必要であり、要修正額は合計1562億円となると公表した（甲A28の1、66の9）。

(9) 本件調査報告書提出後の経過

被告東芝は、平成27年8月18日、現時点では、固定資産減損分及びその他の派生影響による平成20年度から平成26年度の過年度修正額（税引前損益）は、いまだ確定していないが、上記(8)で公表した1562億円に加え、約568億円であると公表した（甲A66の13）。

しかし、被告東芝は、その後、複数の国内・海外子会社において会計処理の適切性について調査が必要となる事象が新たに発生し、事実関係や発生原因について特別監査の実施が必要となったことなどから、第176期有価証券報告書が延長後の期限である平成27年8月31日（上記(7)）に提出できないとして、同日、提出期限を同年9月7日とする再延長の承認申請を行ったと公表した（甲A66の15）。

被告東芝は、同日、過年度決算の修正及び平成26年度の決算の監査を終え、さらに修正判断することとなったとし、その影響で、上記の修正に加え、追加で118億円の修正が必要であり、総額2248億円の税引前利益の過

年度決算の修正が必要であると公表した（甲A32、37、66の16、乙F1）。

(10) 本件有価証券報告書等の訂正

5 被告東芝は、平成27年9月7日、上記(8)、(9)のとおり、過去数年間にわたって利益の先取りや費用の先送り等不適切な会計処理が継続されていたことが判明したとして、平成22年3月期以降の決算を訂正し、本件有価証券報告書等に重要な不備があったと公表するとともに、それらの訂正報告書を関東財務局に提出した。訂正前後の「当期純利益」、「株主資本」、「純資産」、
10 「継続事業からの税金等調整前当期純利益（損失）」の各項目の数値は、別紙5の「虚偽と真実の内容」欄のとおりである。（甲A4、6、8、10、12、51、53、55、66の17、乙A1、乙F2）。

(11) 被告株式の特設注意市場銘柄指定等

15 被告東芝は、上記(10)のとおり、有価証券報告書等への虚偽記載の事実を受けて、内部管理体制等について深刻な問題を抱えており、当該内部管理体制等について改善の必要性が高いとして、東京証券取引所及び名古屋証券取引所から、平成27年9月15日付けで、被告株式を上場廃止に準ずる措置である特設注意市場銘柄に指定された（甲A66の19）。

(12) 役員責任調査委員会

20 被告東芝は、平成27年9月17日、平成20年度から平成26年度第3四半期までの間に取締役又は執行役であった者において、職務執行に関し任務懈怠責任があったか否か等を被告東芝の監査委員会に対して報告、提言することを目的として、役員責任調査委員会の設置を決定し（甲A66の20）、役員責任調査委員会は、平成27年11月7日、調査対象者からのヒアリング等を経て、被告役員らについて、それぞれ任務懈怠責任が認められるとす
25 る調査報告書を被告東芝に提出した（甲A1、66の22）。

(13) 課徴金納付命令等

証券取引等監視委員会は、被告東芝について、一部の工事進行基準適用案件において、工事損失引当金の過少計上及び売上げの過大計上を行ったほか、映像事業、パソコン事業及び半導体事業等の一部において、売上原価の過少計上、費用の過少計上などを行い、第173期（平成24年3月期）有価証券報告書の連結損益計算書中、連結当期純損益が31億9400万円の利益であるところを700億5400万円の利益と記載し、また、第174期（平成25年3月期）有価証券報告書の連結損益計算書中、連結当期純損益が134億2500万円の利益であるところを773億6600万円の利益と記載して、重要な事項につき虚偽の記載をした有価証券報告書を関東財務局長に提出した法令違反の事実並びに売上原価の過少計上等を行い、第171期（平成22年3月期）有価証券報告書の連結損益計算書中、連結当期純損益が539億4300万円の損失であるところを197億4300万円の損失と記載した有価証券報告書を参照書類とし、重要な事項につき虚偽の記載のある発行登録追補書類を関東財務局長に提出した法令違反の事実等が認められたとして、平成27年12月7日、内閣総理大臣及び金融庁長官に対し、課徴金納付命令の発出を勧告した。

これを受けて、金融庁長官は（金商法194条の7第1項）、被告東芝に対し、金商法違反に係る審判手続開始決定通知書を送付したところ、被告東芝は、審判の期日前の同月17日、課徴金に係る上記各重要な事項についての虚偽記載の事実及び納付すべき課徴金の額を認める旨の答弁書を提出した。そのため、審判期日が開かれることはなく（金商法183条2項）、金融庁長官は、被告東芝に対し、同月24日、上記勧告のとおり、重要な事項につき虚偽の記載のある有価証券報告書を提出したなどとして、課徴金73億7350万円の納付を命じた。（甲A16、乙A2、3、乙D17、乙E4、乙F2）

(14) 被告株式の特設注意市場銘柄指定解除等

被告東芝は、上記(11)のとおり、有価証券報告書等への虚偽記載の事実を受けて、被告株式を、上場廃止に準ずる措置である特設注意市場銘柄に指定されたため、平成28年9月15日、上記指定をした両取引所に内部管理体制確認書を提出した。しかしなお、同年12月19日、両取引所から特設注意市場銘柄の指定を継続するとの通知を受け、その後、平成29年3月15日、内部管理体制確認書を再提出し、審査を受け、同年10月11日、同月12日付けで特設注意市場銘柄及び監理銘柄（審査中）の指定を解除するとの通知を受け、これらの指定が解除された。（甲A34、66の19）

(15) 被告株式の株価

被告株式の平成27年4月3日から平成28年1月12日までの株価（終値）の推移は別紙7記載のとおりである（乙A5、29）。

なお、本件口頭弁論終結時（令和4年12月9日）の株価は4361円であるが、被告東芝は、平成30年10月1日に10株を1株に株式併合しているため、株式併合前の単価に引き直すと436.1円である。

(16) 本件訴訟の提起

第1事件原告らは、平成28年3月28日、第1事件に係る訴えを提起し、第2事件原告らは、同年8月8日、第2事件に係る訴えを提起した。

3 争点

(1) 被告東芝の責任

ア 本件有価証券報告書等の重要な事項についての虚偽記載の有無及び範囲（争点①）

イ 金商法21条の2、民法709条、715条、会社法350条の各責任の有無（争点②）

(2) 被告役員らの責任

ア 本件有価証券報告書等の重要な事項についての虚偽記載の有無及び範囲（争点③）

イ 金商法24条の4で準用する22条1項、民法709条、719条、会社法429条1項、2項1号口の各責任の有無（争点④）

(3) 原告らの損害及び相当因果関係（争点⑤）

4 争点に関する当事者の主張

5 (1) 被告東芝の責任—本件有価証券報告書等の重要な事項についての虚偽記載の有無及び範囲（争点①）

（原告らの主張）

ア 虚偽の記載

10 虚偽の記載とは、「真実でない記載」をいうから、本件有価証券報告書等の訂正があれば、訂正前の本件有価証券報告書等には「虚偽」の記載があったといえる。

15 なお、原告らは、上記主張を補強するため、高度の信用性のある本件調査報告書（甲A28の2、29の2）の記載を引用するなどして、訂正前の本件有価証券報告書等に記載された数値の基礎となった会計処理が一般に認められた公正な会計原則に反する方法により行われたことを主張しており、主張としては十分である。また、被告東芝が被告役員らに対して提起した損害賠償請求訴訟における被告東芝の主張（甲A59ないし64）に照らしても、本件有価証券報告書等に「虚偽」の記載があることは明らかである。

20 イ 重要な事項

25 重要性については、一般投資家の投資判断に影響を与えるか否かという観点から判断すべきであるところ、企業の財務諸表における項目は法定記載事項とされるなどしているという意味で当然に重要である。そして、財務諸表の構成要素について一定以上の数値の違いがあれば重要性があるとされ、仮に、このような量的重要性の基準値を下回る場合であっても、質的重要性があれば重要性があるといえる。

ウ 本件有価証券報告書等について

本件有価証券報告書等は、別紙5のとおり、主位的には、「当期純利益」、
「株主資本」、「純資産」に係る訂正前の金額の記載が「重要な事項につい
ての虚偽の記載」に該当し、予備的には、「継続事業からの税金等調整前当
5 期純利益（損失）」に係る訂正前の金額の記載が「重要な事項についての虚
偽の記載」に該当する。

なお、プラスの修正であっても虚偽記載に該当する。また、第172期
（平成23年3月期）及び第175期（平成26年3月期）の各有価証券
報告書並びに第176期（平成27年3月期）第3四半期報告書について
10 は、訂正後に当期純損益は改善しているが、純資産等の項目は訂正後にマ
イナス修正となっており、やはり虚偽記載が存在する。

（被告東芝の主張）

ア 虚偽の記載

金商法上、財務書類に関する虚偽記載の有無は、「一般に公正妥当と認め
15 られる企業会計の基準」に従って財務書類が作成されているか否かにより
決せられるから、原告らは、訂正前の本件有価証券報告書等における財務
書類の内容が一般に公正妥当と認められる企業会計の基準を逸脱している
ことを具体的に主張立証する必要がある。これをより具体的にいうと、虚
偽であると主張する財務情報ごとに、①会計処理の基礎となる個別具体的
20 な事実関係、②違反したとする会計基準の内容及び理由、③会計基準違反
の結果として生じた虚偽記載の内容等の主張立証が必要であるところ、原
告らは、これらの主張立証をしない。

イ 重要な事項

虚偽記載が「重要な事項」についてのものと認められるか否かは、当該
25 虚偽記載が投資者の投資判断に重大な影響を与えるものであったか否かを
基準として判断されるところ、その判断に当たっては、当該企業規模に照

らした訂正額の多寡を問題とするべきであり、訂正比率こそが重要であるが、その他、財務諸表におけるいかなる項目の訂正であるかや、投資者の投資判断の前提となる企業の経営環境等も考慮されるべきである。

ウ したがって、本件有価証券報告書等における訂正箇所は全て虚偽記載であるとする原告らの主張は、虚偽記載を基礎付ける主張として不十分であるものの、被告東芝は、第171期（平成22年3月期）、第173期（平成24年3月期）、第174期（平成25年3月期）の各有価証券報告書の当期純損益に「重要な事項について虚偽の記載」の存在することは争わない。ただし、当該当期純損益の訂正の全額が虚偽記載であると認めるものではなく、このうち、別紙8のとおり、減損損失の追加計上分（実効税率控除後）及び事業買収に関する組替え分、具体的には、第171期の▲53億1000万円、第173期の▲386億5100万円、第174期の▲162億6000万円については虚偽記載であることを争う。

そして、被告東芝は、第172期（平成23年3月期）及び第175期（平成26年3月期）の各有価証券報告書並びに第176期（平成27年3月期）の第3四半期報告書の当期純損益は、訂正後に当期純損益はむしろ改善していることから、「重要な事項」について虚偽の記載があることは争う。

また、第170期（平成21年3月期）の有価証券報告書の当期純損益については、訂正前は、当期純損失3435億5900万円と過去最大の損失が計上され、訂正後は3989億円であったが、訂正額は553億円にすぎず、相対的に低額であることから、「重要な事項」について虚偽の記載があることは争う。

その他の本件有価証券報告書等及びその他の項目（純資産、株主資本及び継続事業からの税金等調整前当期純利益（損失））について、「重要な事項について虚偽の記載」があることは争う。

(2) 被告東芝の責任—金商法21条の2、民法709条、715条、会社法350条の各責任の有無（争点②）

（原告らの主張）

ア 本件有価証券報告書等の虚偽記載に関わる責任

5 (ア) 金商法21条の2の責任

上記(1)のとおり、本件有価証券報告書等には重要な事項について虚偽の記載があるから、被告東芝は、金商法21条の2の責任を負う。

(イ) 民法709条、715条、会社法350条の責任

10 被告東芝は、有価証券報告書等を提出する際、重要な事項について虚偽記載をしないように配慮すべき注意義務、すなわち、ある会計年度において新しく重要な事項についての虚偽記載をしないように配慮すべき注意義務及び過去の会計年度の有価証券報告書等において既に提出された有価証券報告書等の重要な事項についての虚偽記載を速やかに発見し、
15 修正し、公表する注意義務を負うのに、これを怠り、本件有価証券報告書等において、合計2306億円もの巨額の粉飾決算を行ったから、民法709条、715条、会社法350条の責任を負う。

イ 適時開示に関わる責任

被告東芝は、有価証券に関する投資判断に影響を与える重要な会社情報につき、一般投資者に対し、直ちに開示すべき注意義務を負うのに、これ
20 を怠り、虚偽記載発覚後速やかに全ての虚偽記載に関わる事実を確認し公表せず、また、ウエスティングハウス社の減損処理に関していまだ明確な会計処理方針を公表していないから、民法709条、715条、会社法350条の責任を負う。

（被告東芝の主張）

25 ア 本件有価証券報告書等の虚偽記載に関わる責任について

(ア) 金商法21条の2の責任について

上記(1)のとおりである。

(イ) 民法709条の責任について

争う。

5 本件有価証券報告書等の訂正には、被告東芝の複数の事業における複数の案件に関する記載が含まれているところ、原告らが不適切な会計処理が行われたと主張する複数の案件においては、各会計処理に関与した被告東芝の役職員は異なっている。したがって、原告らが被告東芝の不法行為の成立を主張するのであれば、各会計処理の被告東芝のいかなる行為を加害行為と主張し、当該加害行為について、法人である被告東芝の故意又は過失（注意義務の存在及びその違反）が誰のいかなる認識・
10 注意義務違反により基礎付けられると主張するのか明確にする必要があるが、原告らは、そのような具体的な主張をしない。

(ウ) 民法715条、会社法350条の責任について

争う。

15 原告らが被告東芝の民法715条、会社法350条の責任を主張するのであれば、被告役員らのうちの誰の故意・過失を問題とし、どのような基準によりいかなる事実をもって故意・過失を基礎付けるのかなどについて主張する必要があるが、原告らは、そのような具体的な主張をしない。

20 イ 適時開示に関わる責任について

争う。

25 一般に、証券取引所の自主規制である適時開示の義務に違反したとしても、それが当然に投資者との関係で直ちに加害行為に該当するものではないところ、被告東芝は、本件有価証券報告書等の虚偽記載の開示については、東京証券取引所等の適時開示に関する規則に従って、適時に各時点で開示できる情報を開示しており、適時開示義務違反に該当する行為はない。

5 なお、指摘に係るウエスティングハウス社の減損損失は、被告東芝の連結決算上においては計上の必要性が認められない上、金商法上、投資者保護上開示義務を負う対象とされていないことや、当時、当該減損損失が適時開示基準の要件に該当するかは必ずしも一義的に明らかではなかったこと

(3) 被告役員らの責任—本件有価証券報告書等の重要な事項についての虚偽記載の有無及び範囲（争点③）

（原告らの主張）

上記(1)のとおりである。

10 （被告役員らの主張）

有価証券報告書に虚偽の記載があったかどうかを判断するには、原告らにおいて問題とする会計処理が具体的に何であるかを特定した上で、それが「一般に公正妥当と認められる企業会計の基準」に従っているかどうかを検討する必要がある。しかるに、有価証券報告書の修正が行われたこと自体をもって虚偽の記載があったということにはならないところ、原告らは、有価証券報告書の修正がされた点を指摘するのみで、虚偽記載の存否について何ら主張立証しない。

したがって、本件有価証券報告書等に「虚偽の記載」があるとはいえない。なお、本件調査報告書は、何らの証拠もつけられておらず、内容にも誤りがある不十分なものであるから、これをもって、「虚偽の記載」を立証することはできない。

(4) 被告役員らの責任—金商法24条の4で準用する22条1項、民法709条、719条、会社法429条1項、2項1号ロの各責任の有無（争点④）

（原告らの主張）

25 ア 本件有価証券報告書等の虚偽記載に関わる責任

（ア） 金商法24条の4で準用する22条1項の責任及び会社法429条2

項1号口の責任

被告役員らは、本件有価証券報告書等の虚偽記載が行われた当時、被告東芝の役員であったか、また、既に役員を退任していても、相談役や顧問等として被告東芝の経営に携わり、強い影響力を発揮し、取締役、執行役に「準ずる者」といえるから、金商法24条の4で準用する22条1項の責任及び会社法429条2項1号口の責任を負う。なお、被告役員らは、金商法の責任の免責事由となる「相当の注意義務」を果たしていない。

(イ) 民法709条の責任

被告役員らは、有価証券報告書等を提出する会社の役員として、重要な事項について虚偽記載をしないように配慮すべき注意義務、すなわち、①ある会計年度において新しく重要な事項についての虚偽記載をしないように配慮すべき注意義務、②過去の会計年度の有価証券報告書等において既に提出された有価証券報告書等の重要な事項についての虚偽記載を速やかに発見し、修正し、公表する注意義務、③役員の地位を退く際に任期中に提出された有価証券報告書等の重要な事項について虚偽記載がないかどうかを速やかに発見し、修正し、公表する注意義務、④引継ぎを受ける立場の後任の役員においては、過去の有価証券報告書等の重要な事項について虚偽記載がないかどうかを速やかに発見し、修正し、公表する注意義務を負うのに、これを怠り、本件有価証券報告書等において合計2306億円もの巨額の粉飾決算を行い、また、是正措置をとらなかったから、民法709条の責任を負う。なお、本件有価証券報告書等の虚偽記載は一連一体の1個の注意義務違反行為であって、不正会計に關与した役員は、役員退任後に積極的に不正会計の解消に尽力して初めて注意義務違反が消滅するものであるから、被告役員らの民法709条の責任はその任期や不正会計の年度に関わらず、本件有価証券報告

書等の虚偽記載全部について及ぶ。

イ 適時開示に関わる責任

5 被告役員らは、有価証券に関する投資判断に影響を与える重要な会社情報につき、一般投資者に対し、直ちに開示すべき注意義務を負うのに、これを怠り、虚偽記載発覚後速やかに全ての虚偽記載に関わる事実を確認し公表せず、また、ウエスティングハウス社の減損処理に関していまだ明確な会計処理方針を公表していないから、民法709条、会社法429条1項の責任を負う。

(被告役員らの主張)

10 ア 本件有価証券報告書等の虚偽記載に関わる責任について

(ア) 金商法24条の4で準用する22条1項の責任及び会社法429条2項1号ロの責任について

争う。

上記(3)のとおりである。

15 (イ) 民法709条の責任について

争う。

20 ①の注意義務については、原告らは、具体的な状況下で、個々の役員の職務内容等に照らし、具体的にいかなる注意義務が存在するのかについて全く明らかにしないし、②ないし④の注意義務には合理的な根拠がない。

イ 適時開示に関わる責任について

争う。

被告東芝において、原告らの指摘する適時開示義務違反はないか、または明らかではないから、被告役員らにも注意義務違反はない。

25 (5) 原告らの損害及び相当因果関係 (争点⑤)

(原告らの主張)

ア 主位的主張－取得自体損害

原告らは、本件有価証券報告書等の虚偽記載がなければ、正しい企業業績を把握して適切な投資判断を行うことが可能であったにもかかわらず、被告東芝が上記虚偽記載によって実態以上の外形的企業価値を作出し、原告らに対し誤った投資判断を誘引したものである。すなわち、原告らは、上記虚偽記載がなく、被告東芝の企業実態が正しく明らかにされていれば、被告株式を取得することはあり得なかったところ、上記虚偽記載の結果、取得価格に相当する金員を支出して被告株式を取得したものであるから、この支出自体が損害となる。

イ 予備的主張－高値取得等損害

仮に、取得自体損害が認められないとしても、本件有価証券報告書等の虚偽記載によって、被告株式の株価は本来の株価よりも高額となり、その結果、原告らは、本来の株価よりも嵩上げされた株価で購入せざるを得ず、嵩上げ額相当の損害を被った。そのほか、上記虚偽記載の発覚によって、被告東芝の信用は著しく毀損されて被告株式の株価は下落し、また、通常市場取引における売買状況と大きく異なる多数の株式売買が行われるに伴い、被告株式の株価は暴落し、ろうばい売り損害が発生した。このような上記虚偽記載と相当因果関係のある株価下落は、有価証券報告書の虚偽記載に関する明示の公表のあった平成27年5月8日から本件有価証券報告書等の訂正報告書の提出された同年9月7日までの一連一体不可分の公表行為を起点として、1株155円に下落した平成28年2月12日まで継続した。

したがって、同日までの下落分のすべてが、上記虚偽記載と相当因果関係のある損害である。

なお、上記のとおり、原告らの損害は、高値取得損害のほか、信用毀損による株価下落、ろうばい売りによる株価下落もあるところ、虚偽記載の

総額が大きい方が、世間一般に対して、よりインパクトのある報道がされることによって、より大きな損害が発生したといえるから、被告株式取得後の虚偽記載に起因する株価下落も、損害賠償の対象となる。

ウ 損害額の算定方法

5 (ア) 損害賠償請求の対象となる被告株式

① 虚偽記載がされた有価証券報告書は、長期間かけて作成されるものであるから、不正な会計処理という不法行為の期間は、実際には、有価証券報告書の公表前の時期も含まれる。したがって、平成22年6月23日よりも前に取得された被告株式も損害賠償請求の対象となる。

10 ② 被告東芝による平成27年4月3日のプレスリリースでは、有価証券報告書の虚偽記載が存在したという表現は使用されておらず、極めて抽象的なアナウンスであったから、市場参加者において、有価証券報告書の虚偽記載を十分に認識する可能性はなかった。他方、同年5月8日の公表では、有価証券報告書の虚偽記載があったと明示され、
15 同日に至って初めて、市場参加者において、有価証券報告書の虚偽記載の事実を認識できた。したがって、損害賠償請求の対象となる被告株式は、少なくとも同年4月3日までに取得された株式に限定されず、また、同年5月8日までに取得された株式と限定する理由もない。被告東芝による有価証券報告書虚偽記載に関する公表は同年9月7日までの間、一連の行為としてされたものであるから、少なくとも、同日
20 までに取得された被告株式については、損害賠償請求の対象となる。

(イ) 損害賠償請求の対象となる株式の特定方法

棚卸資産の評価や原価計算をする際に先に仕入れた物品から先に払い出されたと仮定する方法であって、一般的な会計の手法として広く行われている先入先出法を用いるべきである。市場で流通する株式は、その
25 株式を購入した日があるから、日付順に先入先出法によって整理すれば

足り、振替株式だからといって先入先出法を適用できないとはいえず、
あえて総平均法を適用する理由はない。

そして、現物取引と信用取引は、もともと異なる取引の形態であるから、
区別して整理することは合理的である。

5 エ 原告らの損害は、別紙9各原告の損害額算定表記載のとおりである。

(被告東芝の主張)

ア 主位的主張—取得自体損害について

否認する。

原告らは、本件有価証券報告書等の虚偽記載がなければ被告株式を取得
10 することはなかったとはいえない。

イ 予備的主張—高値取得等損害について

上記アのとおり、原告らは、本件有価証券報告書等の虚偽記載がなければ
被告株式を取得することはなかったとはいえないから、認められ得る損害
は、高値取得損害（虚偽記載によって嵩上げされていた株式の価値に相当
15 する部分）の部分に限られる。信用毀損やろうばい売りによる株価下落
は、会社の業績の悪化や事故による株価下落と同様に、株主が一般的にその
地位に基づいて被る損失であるから、損害の対象には含まれないし、虚
偽記載と相当因果関係もない。

なお、被告株式取得後の虚偽記載に起因する株価下落は、損害賠償の対
20 象にならないのは当然である。

ウ 損害額の算定方法について

(ア) 損害賠償請求の対象となる被告株式について

① 虚偽記載のある本件有価証券報告書等の提出日より前に被告株式を
取得した者は、虚偽記載によって影響を受けることなく被告株式を取
25 得たのであるから、損害賠償の対象とはならない。

② 被告東芝は、平成27年4月3日のプレスリリースにおいて、特別

調査委員会の設置等を公表しており、一般の投資者において、被告東芝の過年度の有価証券報告書等の記載が訂正される疑いを認識できる状態になったから、同月4日以降に被告株式を取得した原告らは、過年度決算修正が必要になり得ることを認識し、そのリスクを引き受けていたものといえ、本件有価証券報告書等の虚偽記載によってその権利等を侵害されたことはない。

(イ) 損害賠償請求の対象となる株式の特定方法について

株式は、会社の構成員たる地位あるいは会社に対する持分の細分化された割合的単位にすぎず、1株1株に個性はない。そして、特に振替株式制度の下では、特定の株券と紐づけられた特定の株式が売買されるわけではなく、投資者の会社に対する持分割合が増減するのみであるから、先入先出法は、振替株式の特性に全く適合しないし、また、会計実務や税法上の取扱いからしても適用すべきではない。したがって、総平均法と同様の考え方によって、請求対象株式を特定すべきである。

そして、信用取引と現物取引は、投資資金の調達方法に違いがあるだけで、いずれの取引においても株式売買の損益は投資者に帰属するのであるから、投資者の損害を算定するに当たって、両取引の取扱いを区別する合理的な理由はなく、両取引を区別することなく、請求対象株式を特定すべきである。

(ウ) 損害額の算定について

① 一般に、虚偽記載により嵩上げされていた高値取得部分(嵩上げ額)は、虚偽記載に関する事実の公表後の株価下落により解消されるから、嵩上げ額が、虚偽記載に関する事実の公表後に生じる、虚偽記載に起因する株価下落の額を上回ることはない。そこで、高値取得損害の算定に当たっては、まず、上限として公表後の株価下落額を求めた上で、当該株価下落額から、嵩上げ額とは無関係な部分、すなわち、経済情

勢、市場動向、当該会社の業績等による株価の下落や、信用毀損、ろ
うばい売り等の部分を差し引くことで、嵩上げ額を推定する方法をと
るべきである。

そして、被告株式の嵩上げ額は、虚偽記載に関する事実の公表後、
5 具体的には本件有価証券報告書等の訂正報告書が公表された平成27
年9月7日から約1か月後の株価（同年10月9日は1株348.7
円）下落により解消されるどころ、同年5月8日から同年10月9日
までの株価下落は、中国株式市場の影響等、電機産業の事業環境の悪
化による株価下落がほとんど全てである。仮に、このうち、虚偽記載
10 に起因する株価下落が含まれていたとしても、それは信用毀損やろ
うばい売り等、虚偽記載の公表により過剰に反応したものであり、結局
のところ、高値取得損害は存在しない。なお、上記期間の同年9月2
9日に被告株式の株価は底を打ったが、それはシャープ株式会社等電
機産業5銘柄の市場株価ないし日経平均株価と連動したことが主要因
15 である。

② 仮に、高値取得損害が存在するとしても、被告株式の株価は、平成
28年12月15日に1株当たり475.2円、令和3年4月14日
に1株当たり497.5円まで回復するに至っているため、その間に
被告株式を売却した原告ら、又は、それ以降も被告株式を保有し続け
20 ている原告らについては、少なくとも、その株価上昇分は損害額から
控除されるべきである。

エ 被告株式の取得及び売却に要した取引諸経費について

上記イのとおり、原告らは、本件有価証券報告書等の虚偽記載がなけれ
ば被告株式を取得することはなかったとはいえないから、上記諸経費は損
25 害に含まれない。

オ 弁護士費用について

本件の請求金額は多額であるが、それと比例的に弁護士費用が多額となるものではないから、弁護士費用相当額の損害は、損害額の5%程度にとどまるべきである。

カ 遅延損害金の起算点について

5 遅延損害金の起算点は、損害の発生時である。具体的には、投資者が有価証券を、取得価額より低い価額で処分した場合は、当該時点で投資者が不利益を被ったことが確定するため、処分時点で損害が発生したとして遅延損害金を起算し、投資者が損害賠償請求の時点で、有価証券をいまだ処分せず保有している場合は、請求時から遅延損害金を起算すべきである。

10 (被告役員らの主張)

争う。

第3 当裁判所の判断

1 争点①（被告東芝の責任—本件有価証券報告書等の重要な事項についての虚偽記載の有無及び範囲）について

15 (1) 虚偽記載の判断基準等

金商法21条の2第1項でいう「重要な事項について虚偽の記載」があるというのは、投資者の投資判断に影響を与えるような基本的事項について真実に合致しない記載があることをいうと解される。

20 そして、この「真実に合致しない記載」のうち、会計基準違反に係る「虚偽の記載」については、金商法の規定に基づいて提出される貸借対照表、損益計算書その他の財務計算に関する書類は、「一般に公正妥当であると認められる企業会計の基準」に従って作成すべきものとされ（金商法193条、財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則1条等）、会社法上も、株式会社の会計は「一般に公正妥当と認められる企業会計の慣行」に従うとされていること（会社法431条）からすると、当該記載が一般に公正妥当と認められる企業会計の基準を逸脱することをいうと解すべきである。

25

したがって、原告らとしては、本件有価証券報告書等に「虚偽の記載」があるとして被告東芝の金商法21条の2に基づく責任を主張するのであれば、単に、本件有価証券報告書等に記載された財務諸表の内容の訂正があったと主張するのでは足りず、訂正前の有価証券報告書等に記載された財務情報について、その前提となった会計処理及び一般に公正妥当と認められる企業会計の基準を特定した上で、上記会計処理が一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に違反していることを主張する必要があると解され、その上で、さらに、企業会計の方法には必ずしも唯一の正しい方法というものがあるわけではなく、複数存在することがあり得ることからすると、当該企業会計の基準に違反したことをもって「虚偽の記載」があるという以上、当該企業会計の基準が従うべき唯一のものであって、それに従わない合理的な理由のないことなどや、上記違反の結果として生じた虚偽記載の内容（具体的に有価証券報告書等の記載の金額にどのような影響があったのか、実際の会計処理と適正な会計処理との間の差異やその結果生じた当該財務情報に対する増減等）等をも主張する必要があると解される。

(2) そこで、まず、原告らの主張をみると、原告らは、前記第2、4(1)のとおり、あくまでも、本件有価証券報告書等の訂正があれば、訂正前の本件有価証券報告書等には「虚偽」の記載があったといえと主張した上で、訂正前の本件有価証券報告書等に記載された数値の基礎となった会計処理が一般に認められた公正な会計原則に反する方法により行われたことについては、本件調査報告書の記載を引用するなどして主張するほか、被告東芝が被告役員らに対して提起した損害賠償請求訴訟における被告東芝の主張（甲A59ないし64）に照らし明らかであると主張するにとどまる。

しかしながら、そもそも、本件調査報告書においては、訂正前の本件有価証券報告書等に記載された数値の基礎となった会計処理も、「虚偽」の判断基準となるべき、一般に公正妥当と認められる企業会計の基準も特定されてお

らず、そのために、被告東芝による会計処理が上記基準に違反するために違法であるというのではなく、単に「不適切」な会計処理が存在すると結論付けるにとどまっているように、本件調査報告書は、被告東芝による会計処理の「適切」「不適切」が記載されたものにすぎず、本件有価証券報告書等の「虚偽の記載」の要因となる「違法」な会計処理の存在について調査・検討の結果が記載されたものではない(前記前提事実(8)ア、甲A28の2、29の2)。そして、本件調査報告書によって認定された修正額と本件有価証券報告書等の訂正額とは一致しないが(前記前提事実(8)ないし(10))、原告らは、上記修正額と上記訂正額との関連について何ら主張しない。また、被告東芝が被告役員らに対して提起した損害賠償請求訴訟における被告東芝の主張(甲A59ないし64)をみても、本件有価証券報告書等の訂正額との関連性は定かではない。

そうすると、「虚偽の記載」については、上記(1)のとおり、原告らが、単に、本件有価証券報告書等に記載された財務諸表の内容の訂正があったと主張するのでは足りないのはもちろん、原告らが、本件調査報告書の記載を引用等して主張したからといって、上記(1)で摘示した、「虚偽の記載」を認めるべき具体的な事実を主張しているということもできない。

とはいえ、被告東芝の前記第2、4(1)の主張を踏まえ、さらに、以下のとおり検討する。

(3) 第171期、第173期及び第174期の各有価証券報告書の当期純損益について

ア 被告東芝は、前記第2、4(1)のとおり、上記各有価証券報告書の当期純損益に「重要な事項について虚偽の記載」の存在することは争わないとした上で、当該当期純損益の訂正のうち、別紙8のとおり、減損損失の追加計上分及び事業買収に関する組替え分のうち、次の部分について虚偽記載であることを争うとし、その余については具体的な反論をしない。

第171期の▲53億1000万円

第173期の▲386億5100万円

第174期の▲162億6000万円

5
10
15
そもそも、被告東芝は、自ら、特別調査委員会を設置してインフラ関連
案件に係る会計処理について調査を開始し、また、第三者委員会をも設置
して上記会計処理等に関する調査を委嘱するなどして調査を行い（前記前
提事実(5)ないし(7))、その上で、金融庁による金商法違反審判事件において、
課徴金に係る事実及び納付すべき課徴金の額を認め（前記前提事実(13)）、本
件訴訟においても上記のとおり争う点と、争わない点を明確に区別して対
10 応している。そうすると、被告東芝は、「重要な事項について虚偽の記載」
のあることを認めることによる法的効果の内容について十分に理解、判断
する能力を有しているとうかがわれ、かつ、十分な調査の上、「重要な事項
について虚偽の記載」のあることを認めているというべきであるから、そ
15 のような被告東芝の「争わない意思」を重視して、争わないとする範囲に
ついては、いわば権利自白として、裁判所に対する拘束力を認めることが
相当である。

したがって、原告らと被告東芝との間においては、訂正前後の上記各有
価証券報告書の当期純損益（別紙5各当該欄）について、上記争いのある
20 部分を控除した次の差額部分は、「重要な事項について虚偽の記載」がある
とすることができる（単位は百万円。以下「本件虚偽記載」という。）。
25

(ア) 第171期 ▲28890

訂正額▲34200（53943－19743）－減損▲5310

(イ) 第173期 ▲31860

訂正額▲70511（3194－73705）－減損・組替え▲38

651

(ウ) 第174期 ▲47848

訂正額▲64108（13425－77533）－減損・組替え▲1
6260

イ 他方、被告東芝が虚偽記載であることを争うとする部分については、上記(2)のとおり、原告らは、訂正前の上記各有価証券報告書等に記載された財務情報について、上記(1)で摘示した、「虚偽の記載」を認めるべき具体的な事実を主張できていないから、そもそも、上記各有価証券報告書等に「虚偽の記載」があるとはいえない。

(4) 第172期及び第175期の各有価証券報告書並びに第176期の第1四半期ないし第3四半期報告書の当期純損益について

被告東芝は、前記第2、4(1)のとおり、本件有価証券報告書等について、上記(3)で権利自白が認められるとする部分を除く部分については、「重要な事項についての虚偽の記載」のあることを争っているところ、上記(3)イと同様、原告らは、訂正前の上記有価証券報告書等に記載された財務情報について、上記(1)で摘示した、「虚偽の記載」を認めるべき具体的な事実を主張できていないから、そもそも、上記各有価証券報告書等に「虚偽の記載」があるとはいえない。

そして、仮に、「虚偽の記載」があるといえるとしても、上記各有価証券報告書等の当期純損益は、訂正後、改善しているから（前記前提事実(3)、(10)、株式を取得するという投資者の投資判断に影響を与えるような「重要な事項」に関する虚偽の記載があるとは認められない。

(5) 第170期の有価証券報告書の当期純損益について

上記(4)と同様、原告らは、訂正前の上記有価証券報告書に記載された財務情報について、上記(1)で摘示した、「虚偽の記載」を認めるべき具体的な事実を主張できていないから、そもそも、上記有価証券報告書に「虚偽の記載」があるとはいえない。

そして、仮に、「虚偽の記載」があるといえるとしても、平成21年3月期

(第170期)は、リーマン・ショックに伴う世界的金融危機に起因する不況下のもと、被告東芝が過去最大の損失を計上した年度であったところ、当期純損失は、訂正前は3435億5900万円、訂正後は3988億7800万円、その差額は553億1900万円であって、被告東芝の事業規模からすると相対的には低額であるといえるから(前記前提事実(3)、
5 (10)、弁論の全趣旨)、投資者の投資判断に影響を与えるような「重要な事項」に関する虚偽の記載であるとは認められない。

(6) 当期純損益以外の項目について

「純資産」及び「株主資本」の各項目は、当該企業がこれまで株式を発行
10 して集めた資金や、当該企業がこれまで内部に留保した利益等の計算上の合計値であるところ、企業の現在の収益力とは直接関係はないというべきであるから、投資者の投資判断に影響を与えるような「重要な事項」であるとは認められない。

また、最終の当期純損益の情報は、企業の現在の収益力を直接的に示すものであるため、投資者の投資判断に影響を与える「重要な事項」であるとしても、「継続事業からの税金等調整前当期純利益(損失)」の数値は、「当期純
15 損益」を算出するための損益計算において、法人税等の影響を考慮する前の段階の項目にすぎないから、投資者が当該数値に着目しているという特別の事情が存在しない限り、投資者の投資判断に影響を与えるような「重要な事
20 項」であるとは認められない。

(7) よって、被告東芝との関係では、上記(3)アの限度で、本件有価証券報告書等の「重要な事項について虚偽の記載」があると認められ(本件虚偽記載)、その余については認められない。

2 争点②(被告東芝の責任—金商法21条の2、民法709条、715条、会社法350条の各責任の有無)について
25

(1) 本件有価証券報告書等の虚偽記載に関わる責任について

ア 金商法 21 条の 2 の責任について

前記 1 のとおり、本件有価証券報告書等のうち、前記 1 (3)アの限度で、重要な事項について虚偽の記載があると認められるから（本件虚偽記載）、被告東芝は、金商法 21 条の 2 の責任を負う。

5 イ 民法 709 条の責任について

原告らは、前記第 2、4(2)アのとおり、被告東芝は、有価証券報告書等を提出する際、重要な事項について虚偽記載をしないように配慮すべき注意義務を負うのにこれを怠った旨主張する。

10 しかしながら、虚偽の有価証券報告書等の提出行為が、市場における株
15 価の適正価格形成阻害による株式取得者への権利侵害となり得る加害行為
といえる余地がある（間接損害にとどまらない）としても、被告東芝に対
して本件有価証券報告書等の虚偽の記載に関し民法 709 条の責任を認め
るには、その場合に被告東芝の代表者又は被用者が負うべき具体的な注意
義務及びその注意義務違反の主張が必要となるところ、原告らはこれらに
15 ついて具体的な主張をしない。

また、前記 1 (1)、(2)において検討したとおり、原告らの主張の依拠する
ところの本件調査報告書をも、前記前提事実(8)アのとおり、同報告書
は、あくまでも会計処理に「不適切」なものがあつたというにとどまるも
のであつて、依拠すべき唯一の公正妥当な会計基準との関係においていか
20 なる違法があつたのかも明らかではない。また、同報告書では、各案件に
おける数値が出される過程において、直接・間接の諸原因は様々挙げられ
ているものの、もとより本件有価証券報告書等の記載が虚偽と判断される
のも、被告東芝の各当該年度にした各行為に関する一定の算出方法を前提
とする財務会計上の諸数値の将来予測等を含めた総合判断となるものであ
25 るが、これらのうち、いかなる誤りが注意義務違反であるというのかは判
然としない。

仮に、本件有価証券報告書等の虚偽の記載が被告東芝による多数人の組織的活動の結果であるゆえに個々の被用者や代表者の注意義務違反を特定することはできないとして、被告東芝という法人自体の注意義務違反を認め得るか（いわゆる組織過失）という点から考えたとしても、上記のとおり、虚偽の有価証券報告書を作成、提出しない注意義務といったものは、あまりに抽象的であり、本件調査報告書によるとしても、様々な行為や段階が複合していて上記虚偽の有価証券報告書提出に至った原因は必ずしも
5 帰一しない。そのため、被告東芝が、本件有価証券報告書等を作成、提出する
という組織的活動の過程において、上記を防止するために具体的にい
10 かなる注意義務を負っており、かつ、これにどのような違反があったとい
うのか、その注意義務をどのように尽くしていれば本件有価証券報告書等
への虚偽の記載という結果を防止し得たのかという点についての一定程度
具体的な指摘が必要になると解されるどころ、原告らの主張においては、
これらについて求められる程度の具体的な指摘がされたとはいえない。

したがって、被告東芝が民法709条の責任を負うとは認められない。

ウ 民法715条の責任及び会社法350条の責任について

被告東芝に対して本件有価証券報告書等の虚偽の記載に関し民法715
20 条、会社法350条の責任を認めるには、被告東芝の被用者、代表者に係
る具体的な注意義務及びその注意義務違反の主張が必要となるどころ、原
告らはこれらについて具体的な主張をしない。

したがって、被告東芝が民法715条、会社法350条の責任を負うと
は認められない。

(2) 適時開示に関わる責任について

原告らは、前記第2、4(2)イのとおり、被告東芝は、有価証券に関する投
25 資判断に影響を与える重要な会社情報につき、一般投資者に対し、直ちに開
示すべき注意義務を負うのにこれを怠った、ウエスティングハウス社の減損

処理に関して明確な会計処理方針を公表していない旨主張する。

しかしながら、前記前提事実(5)ないし(10)のとおり、被告東芝は、本件有価証券報告書等の訂正について、各時点において判明した内容の概要、調査を必要とする事項の存在等を、可能な限り開示していたものと認められ、会社

5 情報の開示に関する注意義務違反があったと認めるに足りる証拠はない。

また、ウエスティングハウス社の減損処理について、適時開示義務を負うと認めるに足りる証拠はない。

したがって、被告東芝が適時開示義務違反に係る責任を負うとは認められない。

10 3 争点③（被告役員らの責任—本件有価証券報告書等の重要な事項についての虚偽記載の有無及び範囲）について

金商法24条の4でいう「重要な事項について虚偽の記載」の意義、虚偽記載の判断基準は、金商法21条の2第1項でいう「重要な事項について虚偽の記載」の意義、虚偽記載の判断基準を検討した前記1(1)と同じであると解される。

15

そうすると、前記1(2)で判断したとおり、「虚偽の記載」については、原告らが、単に、本件有価証券報告書等に記載された財務諸表の内容の訂正があったと主張するのでは足りないのはもちろん、原告らが、本件調査報告書の記載を引用等して行った主張をもって、前記1(1)で摘示した、「虚偽の記載」を認める

20 べき具体的な事実を主張しているということもできない。

そして、被告役員らは、被告東芝とは異なり、本件有価証券報告書等の一部について「虚偽の記載」のあることを認める旨の主張もしない。

したがって、被告役員らとの関係では、本件有価証券報告書等に「虚偽の記載」があるとは認められない。

25 4 争点④（被告役員らの責任—金商法24条の4で準用する22条1項、民法709条、719条、会社法429条1項、2項1号口の各責任の有無）につ

いて

前記3のとおり、被告役員らとの関係では、本件有価証券報告書等に「虚偽の記載」があるとは認められないから、被告役員らが、本件有価証券報告書等に虚偽記載のあることを前提とする、金商法24条の4で準用する22条1項、
5 会社法429条2項1号ロ、民法709条の責任を負うとは認められない。

また、前記2(2)のとおり、被告東芝が適時開示義務違反に係る責任を負うとは認められないから、被告役員らが、適時開示義務違反に関して民法709条、
会社法429条1項の責任を負うとは認められない。

5 争点⑤（原告らの損害及び相当因果関係）について

10 (1) 損害賠償請求の対象となる被告株式について

ア 始期（対象期間の期首）

金商法21条の2第1項は、重要な事項について虚偽の記載のある有価証券報告書等の提出者は、当該有価証券報告書等が公衆の縦覧に供されている間に有価証券を取得した者に対し、損害賠償責任を負う旨を定めているから、損害賠償請求の対象となる被告株式は、重要な事項について虚偽記載のある有価証券報告書等が公衆の縦覧に供された時点以降に取得した
15 ものに限られる。

そうすると、前記1のとおり、本件有価証券報告書等のうち、重要な事項について虚偽の記載のある有価証券報告書は第171期に係るものが最初であるところ、上記有価証券報告書が提出されたのは平成22年6月23日（前記前提事実(3)、別紙5「リリース日」）であるから、その翌日である同月24日以降に取得された被告株式については損害賠償請求の対象となるが、同月24日より前に取得された被告株式については損害賠償請求の対象とならないというべきである。

25 イ 終期（対象期間の期末）

金商法21条の2第1項は、有価証券報告書等の虚偽記載によって損害

を被った投資者の保護の見地から、民法709条など一般不法行為の規定の特則として、立証責任を緩和して、有価証券報告書等の提出者に対し損害賠償責任を負わせるものであり、このような虚偽記載を抑止して、投資者が有価証券報告書等において開示された情報を信頼して投資判断を行うことを可能とすることを目的とした規定であると解される。そして、同項ただし書は、有価証券を取得した者が取得の際に有価証券報告書等の虚偽記載を知っていたときは、重要な事項について虚偽の記載のある有価証券報告書等の提出者は損害賠償責任を負わない旨を定めているところ、これは、有価証券報告書等を信頼せずに投資判断を行ったことが明らかな者についてまで同条による保護を与える必要性がないという趣旨に基づくものであると解される。そうすると、有価証券報告書等を信頼せずに投資判断を行ったと認められる者については、同項ただし書を準用ないし類推適用して、同項による損害賠償責任を負わないと解するのが相当である。

前記前提事実(5)によると、被告東芝は、平成27年4月3日、工事進行基準案件に係る会計処理の適正性を検証し、検証結果を踏まえ改善・再発防止に関して提言するために特別調査委員会を設置したことを公表し、これについては、同日以降、テレビや新聞等で報じられたものであるから、原告ら一般の投資者においても、遅くとも、翌4日には、被告東芝の過年度の有価証券報告書等の記載が誤ったものである疑いがあることを認識することができる状態になったといえることができる。それにもかかわらず、同月4日以降に被告株式を取得したのであれば、有価証券報告書等を信頼せずに投資判断を行ったものと認められるから、被告東芝は、そのような者については、同項による損害賠償責任を負わないと解される。

したがって、同月4日以降に取得された被告株式については損害賠償請求の対象とならないというべきである。

(2) 相当因果関係のある損害

ア 上記(1)のとおり、被告東芝は、平成22年6月24日から平成27年4月3日までに被告株式を取得した者に対し、金商法21条の2第1項に基づき、その被った損害を賠償する責任を負うところ、同項にいう「損害」とは、一般不法行為の規定に基づきその賠償を請求することができる損害と同様に、虚偽記載等と相当因果関係のある損害を全て含むものと解される（最高裁判所平成24年3月13日第三小法廷判決・民集66巻5号1957頁）。

そこで、本件虚偽記載と相当因果関係のある損害について検討すると、まず、開示内容が適正であるとの信頼の下で形成された市場価格に起因して、より高い対価で株式を取得した投資者につき、本件虚偽記載がなければ形成されていたであろう被告株式の市場価額（想定価額）と上記の実際の取得価額との差額（いわゆる「高値取得分」ないし「高値取得損害」）については、当然、本件虚偽記載と相当因果関係のある損害に含まれるというべきである（このことは、被告東芝も認めているとおりである）。

イ 取得自体損害について

原告らは、前記第2、4(5)アのとおり、本件有価証券報告書等に虚偽記載がなく、被告東芝の企業実態が明らかにされていれば、被告株式を取得することはあり得なかったとして、被告株式の取得価格に相当する金員の支出自体が損害である旨主張する。

そもそも、有価証券報告書等に虚偽記載がある場合の株式の取得につき、取得自体損害が認められるのは、当該取得者が、虚偽記載がなければ、その株式を取得することはなかったと認められる場合である。被告株式については、原告らが本件有価証券報告書等の虚偽記載が明示されたと主張する平成27年5月8日以降においても、第1事件原告らのうちの3名（原告番号11、14、24）が被告株式を取得しているように、虚偽記載があるとしても、取引市場における市場価額が投資者の想定する市場価額よ

りも低額であれば、当該投資者が株式取得をする可能性は十分にあるのであって、有価証券報告書等に虚偽記載が一部でもあれば、株式を取得しないのが一般的であるなどといえるものではない。

5 そして、被告東芝においては、本件虚偽記載がなく、前記前提事実(10)のとおり、訂正後の数値でもって有価証券報告書等が当初から作成されていたとしても、本件虚偽記載部分の対象期間において、上場廃止基準に抵触するものではなく（弁論の全趣旨）、およそ一般投資家の投資対象とはなり得なかったといえるものではない。本件虚偽記載の存在が明らかになった後の経過は前記前提事実(10)、(11)、(14)のとおりであるところ、被告東芝は、
10 同年9月7日、本件有価証券報告書等に重要な不備があったと公表するとともに、それらの訂正報告書を関東財務局に提出した後、東京証券取引所等から、内部管理体制等について改善の必要性が高いとして、同月15日付けで、被告株式を、上場廃止に準ずる措置である特設注意市場銘柄に指定されたものの、内部管理体制確認書の提出を経て、平成29年10月1
15 2日付けで上記指定が解除され、被告株式の上場が維持されたというものであり、このような経過をみても、やはり、およそ一般投資家の投資対象とはなり得なかったなどとはいえない。

 その他、原告らにおいて、本件虚偽記載の存在を認識していれば、被告株式を取得しなかったことをうかがわせる事情は認められない。

20 したがって、原告らについて、上記主張の取得自体損害があるとは認められない。

ウ 信用毀損やろうばい売りによる株価下落について

 上記アの高値取得分に加え、原告らは、前記第2、4(5)イのとおり、本件有価証券報告書等の虚偽記載の発覚によって、被告東芝の信用は著しく
25 毀損されて被告株式の株価は下落し、また、通常の世界取引におけるのと大きく異なる株式売買が行われて被告株式の株価は暴落しろうばい売り損

害が発生したとし、このような信用毀損やろうばい売りによる株価下落についても、上記虚偽記載と相当因果関係のある損害である旨主張する。

確かに、被告株式の株価は、上記(1)イで検討した平成27年4月4日以降、別紙7のとおり下落したことが認められる（前記前提事実(15)）。前記前提事実(5)以下の事実経過からすれば、これらの下落が、被告東芝の過年度の有価証券報告書等の記載が誤ったものである疑いがある旨同被告自身が公表しあるいはこれが報じられたことを契機とする投資者の過剰反応に起因して生じた部分もあるということができ（弁論の全趣旨）、本件虚偽記載と株価下落との間には、事実としての因果関係のあることは否定できない。

しかしながら、そもそも、株主は、会社の構成員であり、その資産を実質的に有する者であることからすれば、株主であることによって当然に、会社財産の増減、会社の信用の上昇・毀損に伴う株価の変動に従って、間接的に利益を得たり、損失を被ったりするものである。そうすると、会社の信用毀損やろうばい売りによる株価下落の損害も、有価証券報告書等の虚偽記載後に虚偽記載を知らずに株式を取得した者はもちろん、上記虚偽記載がされるより以前に株式を取得した者も、株主であることによって当然に被るべきものであるから、上記イのとおり、本件虚偽記載がなければ株主という立場にならなかつたとはいえない原告らについて、本件虚偽記載と会社の信用毀損やろうばい売りによる株価下落という損害との間に相当因果関係があるとは認め難い。

これに対し、取得自体損害が認められる場合、すなわち、株式取得者が、有価証券報告書等の虚偽記載がなければ、その株式を取得せず、株主という立場にならなかつたという場合にあっては、そもそも、株主という立場を前提とするリスクを当然に負うというべきではなく、本件虚偽記載発覚後の株価の下落についても本件虚偽記載と相当因果関係のある損害であるとい得るところである。

(3) 損害額（高値取得分）の具体的な算定方法

ア 上記(2)アのとおり、本件虚偽記載と相当因果関係のある損害は、本件虚偽記載がなければ形成されていたであろう被告株式の市場価額（想定価額）と実際の取得価額との差額（高値取得分）である。原告らは、金商法21条の2第3項の推定規定を援用しないため、これを算定するに当たっては、
5 想定価額を立証することが必要となるが、性質上、これを立証することは極めて困難である。結局のところ、高値取得分については、本件虚偽記載公表後の株価下落分に反映されるものとして、虚偽記載の公表前後の市場
10 価額の下落幅等を参考にして推計するしかない。とはいえ、当該株価の下落の要因は、本件虚偽記載がなかったことを前提とした適正な情報の反映のほか、本件虚偽記載の発覚に伴う会社の信用毀損やろうばい売り、本件虚偽記載とは関係のない経済情勢、市場動向等もあり得るから、当該株価下落分が直ちに高値取得分と等しいということにはならない。また、当該
15 株価下落分のうちの一定の割合が高値取得分として反映されるところとしても、その割合は、株式取得時期、虚偽記載の時期・内容・程度、虚偽記載の公表までの期間等の諸事情によって異なり得るところである。

そうすると、上記損害（高値取得分）は、本件虚偽記載により発生したことは明らかであるが、損害の性質上その額を立証することが極めて困難
20 であるときに当たるから、民事訴訟法248条を適用して、相当な損害額を認定するのが相当である。

そこで、まず、①本件虚偽記載の公表前後の株価下落部分のうち、高値取得分が反映された範囲（下記イ）、次に、②それ以外の要因による株価下落分（下記ウ）、さらに、③被告株式の取得時期や虚偽記載の内容・程度等
（下記エ）の諸要素を検討して、高値取得分として株価下落分に反映される割合・損害額の調整を図っていくこととする。
25

イ 本件虚偽記載の公表前後の株価下落部分のうち、高値取得分が反映され

た範囲

(ア) 本件虚偽記載と相当因果関係がある株価下落の始期及び終期

被告株式の株価の推移は、前記前提事実(5)ないし(11)、(15)及び別紙7によると、次のとおりである。

5 被告東芝は、平成27年4月3日、工事進行基準案件に係る会計処理の適正性を検証するなどとして特別調査委員会を設置する旨公表し、同日以降、インフラ工事の一部で不適切な会計処理があった可能性があるなどと報じられたところ、株価は、同日時点で512.4円であったのに、翌取引日の同月6日には487.4円に下落した。

10 その後、株価は478.6円から495.8円の間にあったが、同年5月8日、特別調査委員会の調査の結果、さらなる調査が必要として第三者委員会を設置すること、平成26年度通期の業績予想は未定で、平成27年3月の余剰金の配当は無配とすることを公表したところ、483.3円であった株価は、翌取引日の同年5月11日、403.3円に
15 まで下落した。

株価は、いったん、高いときには450円程度にまで回復したが、同年7月に、被告東芝の不適切会計が1500億円超に拡大する可能性が高いなどの報道がされた後、同月16日、369.3円にまで下落した。

20 同月20日には本件調査報告書が提出され、過年度修正額が合計1562億円となると公表され、また、同年8月18日には過年度修正額が568億円追加されると公表されたが、株価へのマイナスの影響は大きくなく、同月20日には391.9円、第176期有価証券報告書の提出期限であった同月31日には384円にまで回復した。

25 しかし、同日、第176期有価証券報告書の提出期限の再延長が公表されると、株価は再び下落し、本件有価証券報告書等の訂正報告書が提出された同年9月7日には352.7円、同月8日には337.2円、

同月 9 日には 340.6 円、同月 10 日には 332 円、特設注意市場銘柄に指定された同月 15 日には 309 円、同月 16 日以降、上記訂正報告書提出の 1 か月後の同年 10 月 7 日まで、291.9 円（同年 9 月 29 日）から 323.3 円（同月 17 日）の間にあり、上記訂正報告書提出から 1 か月を経過した後の同年 10 月 8 日以降同月中は 330 円から 356.1 円の間であった。

そうすると、本件虚偽記載の原因となった不適切会計の可能性が公表された同年 4 月 3 日（512.4 円）から、本件有価証券報告書等の訂正報告書が提出された後 1 か月以内で、最も値を下げた同年 9 月 29 日（291.9 円）までは、本件虚偽記載の公表に反応して、株価が形成されたものと認められる。

したがって、本件虚偽記載の公表前後の株価下落分のうち、本件虚偽記載と相当因果関係のある始期は同年 4 月 3 日、終期は同年 9 月 29 日と認め、上記期間の下落分は 220.5 円（512.4 円－291.9 円）となる。

(イ) 本件虚偽記載と相当因果関係のある株価下落の範囲

上記(1)のとおり、本件で損害賠償請求の対象となる被告株式は、平成 27 年 4 月 3 日の本件虚偽記載公表前までに取得されたものである。そうすると、被告株式の取得価額と 512.4 円（同日の株価）との差額は、取得価額が 512.4 円よりも高い場合には本件虚偽記載と無関係に上昇していたものと考え、取得価額が 512.4 円よりも低い場合には本件虚偽記載と無関係に下落していたにすぎないと考えるのが相当であり、いずれについても、本件虚偽記載と相当因果関係のある損害であるとは認められないところ、後者については、取得価額に照らして、本件虚偽記載の公表前後の株価の下落のうち、本件虚偽記載と相当因果関係のある株価の下落の範囲を調整する必要がある。

そして、本件虚偽記載による損害（高値取得分）が現実化するの
は被告株式を処分した時点である。そうすると、上記(ア)のとおり、被告株式
の株価下落分のうち、本件虚偽記載と相当因果関係のある終期は同年9
月29日であるから、同日取引終了時点までに処分された場合、上記の
5 調整を考慮した取得価額と処分価額の差額が本件虚偽記載と相当因果関
係のある損害と認められ、同日取引終了時点後に処分された場合で処分
価額が291.9円（同日の株価）よりも高い場合、その差額は損害賠
償の対象とならないため、処分価額に照らして、本件虚偽記載の公表前
後の株価の下落のうち、本件虚偽記載と相当因果関係のある株価の下落
10 の範囲を調整する必要がある。なお、本件口頭弁論終結時点で保有中の
被告株式については、処分価額を、同日の株価436.1円（前記前提
事実(15)）とする。

以上によると、下記算定方法で、本件虚偽記載の公表前後の株価の下
落のうち、本件虚偽記載と相当因果関係のある株価の下落の範囲を求め
15 ることができる。

記

【平成27年9月29日の取引終了時点までに処分された場合】

①取得価額<512.4円の株式

: 取得価額－処分価額

20 ②取得価額 \geq 512.4円の株式

: 512.4円－処分価額

【平成27年9月29日の取引終了時点後に処分された場合】

①取得価額<512.4円、かつ、処分価額<291.9円の株式

: 取得価額－291.9円

25 ②取得価額<512.4円、かつ、処分価額 \geq 291.9円の株式

: 取得価額－処分価額

③取得価額 \geq 512.4円、かつ、処分価額 $<$ 291.9円の株式
：512.4円 $-$ 291.9円

④取得価額 \geq 512.4円、かつ、処分価額 \geq 291.9円の株式
：512.4円 $-$ 処分価額

5 (ウ) これに対し、原告らは、前記第2、4(5)イのとおり、本件虚偽記載と相当因果関係のある株価下落は、平成27年5月8日から同年9月7日までの一連一体不可分の本件虚偽記載等に関する公表行為を起点として、1株155円に下落した平成28年2月12日まで継続した旨主張する。

しかしながら、株価下落の起点について一定の幅があるとする原告らの主張は、「この期間中のいずれの公表行為による株価の下落も虚偽記載と因果関係があるとする趣旨である。」という原告らの陳述（本件第13回弁論準備手続期日）を踏まえても、明らかとはいえず、採用することはできない。なお、ここで検討している本件虚偽記載と損害との相当因果関係の有無は、単なる事実的因果関係の問題ではなく、法的価値判断の要素を含むものであるから、原告らの主張が、上記のとおりであるからといって、本件虚偽記載と相当因果関係のある株価下落の始期を平成27年5月8日と解さなければならないというものではない。

そして、一般に、投資者の投資判断に影響を及ぼす事実が公表された場合には、投資者は速やかにそれを踏まえた投資判断を行い、その投資判断が速やかに株価に反映される証券取引の現状に照らすと、本件虚偽記載の公表から1か月を過ぎて以降の市場価額の変動は、同公表による影響ではなく、その他被告東芝の経営に対する市場の評価等を原因としていると考えられるから、同年9月7日に本件有価証券報告書等の訂正報告書が提出された後の約5か月間にもわたって株価に影響するというのはおよそ考え難く、約5か月間もの間、影響が継続するとする合理的な理由も見当たらない。金商法21条の2第3項が、取引時のあるべき

市場価格を推計する便法として、虚偽記載等の事実の公表日後1か月間の有価証券の市場価額の平均額を用いるのも、虚偽記載等の事実の公表が株価に影響するのは1か月程度であるということを前提としていると考えられるところである。

5 したがって、原告らの上記主張を採用することはできない。

(エ) また、被告東芝は、前記第2、4(5)ウ(ウ)①のとおり、電機産業5銘柄の市場株価ないし日経平均株価との連動を主要因として平成27年9月29日に被告株式の株価は底を打ったにすぎず、本件虚偽記載と相当因果関係のある株価下落の終期は同年10月9日である旨主張する。

10 しかしながら、同年9月29日の株価が本件虚偽記載の公表の影響を受けたものであることは疑いを容れることはできず、公表後の最も値を下げた時点をもって、本件虚偽記載と相当因果関係のある株価下落の終期であると認めるのが相当というべきである。被告東芝が電機産業5銘柄の株価との連動を主張する点については、下記ウ(ア)において、本件虚偽記載の公表とは無関係な、被告株式の株価に影響を及ぼした市場要因を15 検討し、株価下落分に対する影響の程度を考慮することで十分といえる。

ウ それ以外の要因による株価下落分の影響度の査定及びその控除

そこで、以下、本件虚偽記載と無関係な要因によると認められる下落の有無及び範囲を判断する。
20

(ア) 市場要因

前記前提事実(15)、証拠(乙A6ないし11)によると、平成27年4月3日から同年9月29日までの被告株式、日経平均株価、及び被告東芝の属する大手電機・重電産業のうち被告東芝と同様に中国向け売上比率の高い5社(いずれも日経中国関連株50に指定されているもの(乙A33の1ないし3)。乙A34の1の1ないし6の3)の株価(終値)
25

の推移、下落率等は、次のとおり認められる（本項においては、年の記載のないものは平成27年をいう。）。

① 被告株式

	4月3日	512.4 円
5	9月29日	291.9 円
	下落額・下落率	220.5 円・43.0%

② 日経平均株価

	4月3日	19435.08 円
	9月29日	16930.84 円
10	下落額・下落率	2504.24 円・12.8%

③ シャープ株式会社

	4月3日	231 円
	9月29日	139 円
	下落額・下落率	92 円・39.8%

④ 株式会社日立製作所

	4月3日	831.4 円
	9月29日	592 円
15	下落額・下落率	239.4 円・28.7%

⑤ 三菱電機株式会社

	4月3日	1467.5 円
20	9月29日	1063 円
	下落額・下落率	404.5 円・27.5%

⑥ パナソニック株式会社

	4月3日	1565.5 円
	9月29日	1179.5 円
25	下落額・下落率	386 円・24.6%

⑦ 三菱重工業株式会社

4月3日 667.1 円

9月29日 516.5 円

下落額・下落率 150.6 円・22.5%

5 以上によると、被告株式のみならず、日経平均株価や上記5社についても、4月3日と9月29日の株価を比較すると、下落傾向にあったものと認められる。

そして、この頃、中国株式市場の不安定さに伴う中国における事業環境の悪化への懸念からとりわけ電気機器業種の株価の下落が大きいなどと評価されていたところ（乙A12）、中国向け売上比率の高い被告東芝
10 や上記5社の株価の下落はその影響もあったものとうかがわれる。

もともと、上記期間における被告東芝と上記5社の株価の上昇率・下落率は別紙10のとおりであって（乙A5、7ないし11）、下落の開始時期は異なる上、被告株式と上記5社の株価が上記期間を通じて連動しているとはいえないが、6月以降は概ね共通した上昇、下落の傾向を示している。
15

そうすると、本件虚偽記載の公表前後の株価下落には、本件虚偽記載とは無関係な市場要因の影響による部分もあるというべきである。そして、シャープ株式会社については、平成24年頃に経営危機が顕在化し、
20 経営再建の途上にあったが、5月14日の中期経営計画の公表が市場の失望売りを招くなどした点もあって（乙A37、弁論の全趣旨）、他4社よりも下落率が高くなった可能性も否めないから、同社を除く他4社の下落率（平均25.8%）等を考慮し、被告東芝の株価下落（上記①）のうち、市場要因の影響は、本件虚偽記載の公表前後の株価下落分のうちの60%を占めるものと認めるのが相当である。
25

(イ) 信用毀損やろうばい売り

上記(2)ウ、上記イ(ア)のとおり、被告株式の株価（上記ア①）は、平成27年4月3日に被告東芝に不適切な会計処理があった可能性があるなどと報じられたことをきっかけに下落し、いったんやや回復するも、同年5月8日に第三者委員会設置や平成26年3月期の余剰金の配当無配等の公表をきっかけにさらに下落し、その後は回復したり、新たな公表や報道をきっかけに下落したりを繰り返し、平成27年9月7日の本件有価証券報告書等の訂正報告書が提出された後、1か月間は、340.6円から291.9円の間で上下したものである。上記(ア)のとおり、シャープ株式会社ら5社の株価と比べると、下落の開始時期は異なる上、被告株式と上記5社の株価が上記期間を通じて連動しているとはいえないことにも照らすと、被告株式の上記下落（上記ア①）は、投資者の過剰反応により生じた部分もあるというべきである。そして、このような被告株式の株価の推移を考慮すると、信用毀損やろうばい売りの影響は、本件虚偽記載の公表前後の株価下落分のうちの20%を占めるものと認めるのが相当である。

(ウ) 虚偽記載に該当しない本件有価証券報告書等の訂正

前記前提事実(10)のとおり、本件有価証券報告書等は訂正されているところであるが、そのうち、被告東芝が金商法21条の2の責任を負うべき「重要な事項について虚偽の記載」に該当しない訂正は、投資者の投資判断や株価形成に与える影響は極めて限定的というべきであるから、本件虚偽記載の公表前後の株価下落に対して上記訂正の影響によるものがあるとは認められない。

(エ) 以上によると、本件虚偽記載の公表前後の株価下落部分のうち、高値取得分以外の要因による株価下落分は80%を占めるものと認められる。

エ 被告株式の取得時期や虚偽記載の内容・程度等

有価証券報告書は5年間、四半期報告書は3年間、公衆の縦覧に供され

るものであるから（金商法25条1項4号、7号）、原告らが被告株式を取得した際に公衆の縦覧に供されていた最新の有価証券報告書等に虚偽記載があった場合のみならず、それ以前に公衆の縦覧に供されていた有価証券報告書等に虚偽記載があった場合のいずれの虚偽記載も、虚偽記載公表後の株価下落に影響しうるところであるが、被告株式の取得時期からどの程度以前の虚偽記載であるかによって影響度は異なり、一般に、投資者は、古い財務情報よりも投資判断の時点により近い財務情報を重視するから、直近の虚偽記載の方が投資判断に与える影響は大きい。

また、虚偽記載の内容・程度によっても、当然、虚偽記載公表後の株価下落への影響度は異なるところ、前記前提事実(10)、前記1(3)アのとおり、本件虚偽記載は数百億円の規模で、各期の訂正比率は軽視できないものの、損益を逆転させるようなものには至っていない。

そこで、被告株式の取得時期に応じて、虚偽記載公表後の株価下落に与えた影響度を検討すると、次のとおり考えるのが相当である。

- ① 平成22年6月24日（第171期有価証券報告書の提出日翌日）から平成24年6月22日（第173期有価証券報告書の提出日）までの間に被告株式を取得した場合 30%
- ② 平成24年6月23日（第173期有価証券報告書の提出日翌日）から平成25年6月25日（第174期有価証券報告書の提出日）までの間に被告株式を取得した場合 60%
- ③ 平成25年6月26日（第174期有価証券報告書の提出日翌日）から平成27年4月3日（上記(1)イ）までの間に被告株式を取得した場合 100%

なお、原告らが被告株式を取得した後に提出された有価証券報告書に虚偽記載があった場合、当該虚偽記載は上記取得時の被告株式の取得価額には影響しないから、当該虚偽記載による損害賠償を請求することはできな

いのはいうまでもない。

オ なお、被告東芝は、前記第2、4(5)ウ(ウ)②のとおり、被告株式の株価の回復をもって、株価上昇分は損害額から控除されるべきである旨主張する。

確かに、本件虚偽記載と相当因果関係のある損害として、取得自体損害、
5 信用毀損やろうばい売りによる株価下落についても認めるといえるのであれば、後の株価回復による上昇分を損害額から控除するというのはあり得るところである。しかしながら、上記(2)のとおり、当裁判所としては、本件虚偽記載と相当因果関係のある損害は、本件虚偽記載がなければ形成されていたであろう被告株式の市場価額（想定価額）と実際の取得価額との差
10 額としての高値取得分に限られるとした。そして、上記アのとおり、高値取得分の算定に当たっては、想定価額の立証が極めて困難であるゆえに、虚偽記載の公表前後の市場価額の下落幅等を参考にして推計していく手法を便宜的にとることとしたにすぎず、本来、想定価額というものは、後の
15 株価回復によって影響されるものではないから、そのような株価上昇分を損害額から控除する必要があるとは考え難い。

したがって、被告東芝の上記主張を採用することはできない。

(4) 具体的な損害額（高値取得分）の算定について

ア 損害賠償請求の対象となる株式（以下「算定対象株式」という。）の特定

(ア) 算定対象株式の特定方法について

原告らは、前記第2、4(5)ウ(イ)のとおり、①算定対象株式については、
20 先入先出法を用いるべきであり、総平均法を適用する理由はないとし、②現物取引と信用取引を区別して整理するのは合理的であるとも主張する。

しかしながら、①についてみると、被告株式のように、株券が発行されず数量のみによって把握される振替株式制度のもとにおいては、株式
25 は、会社に対する持分の細分化された割合的単位にすぎないから、先に

購入したもののから先に処分するなどといった株式の取得と処分の対応関係を特定することはできず、株式の取得と処分は会社に対する持分割合を増減させるにすぎない。そうすると、損害賠償請求の対象となる株式については、先入先出法（先に取得したもののから先に処分したとみなして棚卸資産の取得原価を算定する方法）ではなく、総平均法（同一銘柄の
5 有価証券について、一定の期間の期首の帳簿価額と期中に取得した有価証券の取得価額の合計額をこれらの有価証券の総数で除して平均単価を算出し、その平均単価を譲渡した有価証券の1単位当たりの帳簿価額とする方法）によるのが相当である。

10 また、②については、損害算定に当たって、現物取引と信用取引とを区別する合理的な理由があるとはうかがわれず、これらを区別せず、損害賠償請求の対象となる株式を特定すべきである。

(イ) 算定対象株式の数量

15 上記アのとおり総平均法の考え方をを用いた場合、算定対象株式（別紙11の1〔D〕）の割合の算定は、損害賠償請求の対象期間（平成22年6月24日から平成27年4月3日）の末日時点（平成27年4月3日）の保有株式数（別紙11の1〔C〕）について、同期間の期首時点（平成22年6月24日）の保有株式数（別紙11の1〔A〕）と同期間中の取得株式数（別紙11の1〔B〕）で按分する方法によって行うこととなる
20 $(D = C \times B / (A + B))$ 。

(ウ) 算定対象株式の取得単価

25 上記アのとおり総平均法の考え方をを用いた場合、算定対象株式の取得単価（別紙11の1〔J〕）は、損害賠償請求の対象期間中の取得株式の約定金額の合計（別紙11の1〔I〕）を同期間中の取得株式数の合計（別紙11の1〔B〕）で除する方法によって平均値として求めることとなる
 $(J = I / B)$ 。

イ 取引単位ごとの損害額の算定

(ア) 処分株式等に占める算定対象株式の割合の算定

上記ア(ア)のとおり総平均法の考え方をを用いた場合、平成27年4月4日以降に処分された処分株式(別紙11の1〔F〕)及び現時点の未処分株式(別紙11の1〔G〕)の中に、一定の割合で算定対象株式が含まれていることになるから、処分株式等に占める算定対象株式の割合(別紙11の1〔H〕)を求める必要がある。そして、上記割合は、算定対象株式数(別紙11の1〔D〕)を、同月3日時点の保有株式数(別紙11の1〔C〕)と同月4日以降の取得株式数(別紙11の1〔E〕)の合計で除する方法によって求めることとなる($H = D / (C + E)$)。

(イ) 当該取引における1株当たりの損害額

当該取引における1株当たりの損害額(別紙11の2〔D〕)は、上記(3)イ(ア)、(イ)に従って、具体的には、上記ア(ウ)で求めた単価(別紙11の1〔J〕)か512.4円を調整後取得単価(別紙11の2〔C〕)、実際の処分価額か291.9円を調整後処分単価(別紙11の2〔B〕)として、調整後取得単価(別紙11の2〔C〕)から調整後処分単価(別紙11の2〔B〕)を差し引く方法によって求めることとなる($D = C - B$)。

(ウ) 取引単位ごとの損害額の算定

取引単位ごとの損害額(別紙11の2〔F〕)は、処分株式数(別紙11の2〔A〕)に1株当たりの損害額(別紙11の2〔D〕)を乗じ、それに処分株式等に占める算定対象株式の割合(別紙11の2〔E〕)をさらに乗じる方法によって求めることとなる($F = A \times D \times E$)。

ウ 本件虚偽記載の公表前後の株価下落部分のうち、高値取得分以外の要因や被告株式の取得時期に応じた調整

上記(3)ウのとおり、本件虚偽記載の公表前後の株価下落部分のうち、高値取得分以外の要因による株価下落分は80%を占めるから、高値取得分

は上記株価下落分の20%と認め、さらに、上記(3)エのとおり、被告株式の取得時期に応じた30%から100%の影響度を踏まえることとなる(別紙11の3)。

エ 原告らについて

5 (ア) 第1事件原告甲1-5(原告番号5)、第1事件原告甲1-13(原告番号13)、第1事件原告甲1-25(原告番号25)及び第2事件原告甲2-3(原告番号3)は、いずれも平成22年6月24日より前のみ被告株式を取得したものである(前記前提事実(4)、別紙6)。

10 したがって、上記(1)アのとおり、上記原告らの取得した被告株式については損害賠償請求の対象とならず、上記原告らの被告東芝に対する請求は理由がないというべきである。

(イ) 第1事件原告甲1-24(原告番号24)は、平成27年4月4日以降にのみ被告株式を取得したものである(前記前提事実(4)、別紙6)。

15 したがって、上記(1)イのとおり、上記原告の取得した被告株式については損害賠償請求の対象とならず、上記原告の被告東芝に対する請求は理由がないというべきである。

(ウ) 上記(ア)、(イ)以外のその余の原告らの損害額(高値取得分)については、別紙11の1ないし3のとおりである。

20 (エ) もっとも、金商法21条の2第1項に基づく損害賠償請求権は、虚偽記載のある有価証券報告書等が提出された時から5年間行使しないときは消滅する(金商法21条の3、20条2号)。

25 第1事件原告らは平成28年3月28日に第1事件に係る訴えを提起し、第2事件原告らは同年8月8日に第2事件に係る訴えを提起したから(前記前提事実(16))、平成22年6月23日に提出された第171期有価証券報告書(前記前提事実(3)、別紙5)の虚偽記載による損害賠償請求権については、除斥期間の経過によって消滅することとなる。すなわ

ち、第171期有価証券報告書の提出日翌日である平成22年6月24日から第173期有価証券報告書の提出日である平成24年6月22日までに取得された被告株式会社については、第171期有価証券報告書の虚偽記載による高値取得分の損害が発生することとなるが、その損害賠償請求権は除斥期間の経過によって消滅した。その結果は、別紙11の3のとおりである。

(5) 被告株式の取得及び売却に要した取引諸経費

上記(2)イのとおり、原告らは、本件虚偽記載がなければ被告株式を取得することはなかったとは認められないから、上記取引諸経費は本件虚偽記載と相当因果関係のある損害であるとは認められない。

(6) 弁護士費用

原告らが原告ら訴訟代理人に本件訴訟の遂行等を依頼したことは当裁判所に顕著であり、本件事案の内容、本件訴訟の審理経過、本件の認容額等を考慮すると、相当因果関係のある弁護士費用として、別紙2の1のとおり、別紙11の3〔A〕の10%相当額を認めるのが相当である。

なお、被告東芝は、前記第2、4(5)オのとおり、弁護士費用相当額の損害は損害額の5%程度にとどまるべきである旨主張するが、そのように限定する理由はなく、上記主張を採用することはできない。

(7) 遅延損害金の起算点

金商法21条の2に基づく損害賠償債務は、損害の発生と同時に、かつ、何らの催告を要することなく、遅滞に陥るものと解するのが相当である（前掲最高裁判所平成24年3月13日判決）。そして、本件虚偽記載による損害（高値取得分）は、上記(2)アのとおり、本件虚偽記載がなければ形成されていたであろう被告株式の市場価額（想定価額）と実際の取得価額との差額であるから、被告株式取得時に発生するものであり、その時点をもって権利侵害が生じたといえる。そのため、被告東芝が前記第2、4(5)カのとおり、処

別紙1 当事者目録記載及び別紙6 は記載省略

別紙2の1(認容額一覧)

	原告名	原告番号	高値取得分(円)	弁護士費用(円)	合計(円)	
第1事件	甲1-1	1	443,855	44,385	488,240	
	甲1-3	3	140,869	14,086	154,955	
	甲1-4	4	17,339	1,733	19,072	
	甲1-6	6	217,400	21,740	239,140	
	甲1-7	7	25,440	2,544	27,984	
	甲1-8	8	27,088	2,708	29,796	
	甲1-9	9	16,016	1,601	17,617	
	甲1-10	10	50,664	5,066	55,730	
	甲1-11	11	139,000	13,900	152,900	
	甲1-12	12	213,374	21,337	234,711	
	甲1-14	14	50,085	5,008	55,093	
	甲1-15	15	441,000	44,100	485,100	
	甲1-16	16	2,985	298	3,283	
	甲1-17	17	17,700	1,770	19,470	
	甲1-18	18	1,971,461	197,146	2,168,607	
	甲1-19	19	757,648	75,764	833,412	
	甲1-20	20	34,732	3,473	38,205	
	甲1-22	22	243,600	24,360	267,960	
	第2事件	甲2-1	1	37,440	3,744	41,184
		甲2-2	2	42,284	4,228	46,512
甲2-4		4	227,280	22,728	250,008	
甲2-5		5	285,221	28,522	313,743	

別紙2の2(訴訟費用負担一覧)

	負担者	原告番号	
第1事件 原告	甲1-1	1	同原告に生じた費用の10分の9、被告株式会社東芝に生じた費用の780分の66及びその余の各被告に生じた費用の各780分の70
	甲1-2	2	同原告に生じた費用の全部及び各被告に生じた費用の各780分の5
	甲1-3	3	同原告に生じた費用の15分の14、被告株式会社東芝に生じた費用の780分の4及びその余の各被告に生じた費用の各780分の23
	甲1-4	4	同原告に生じた費用の25分の24、被告株式会社東芝に生じた費用の780分の5及びその余の各被告に生じた費用の各780分の5
	甲1-5	5	同原告に生じた費用の全部及び各被告に生じた費用の各780分の7
	甲1-6	6	同原告に生じた費用の5分の4、被告株式会社東芝に生じた費用の780分の10及びその余の各被告に生じた費用の各780分の12
	甲1-7	7	同原告に生じた費用の5分の4、被告株式会社東芝に生じた費用の780分の2及びその余の各被告に生じた費用の各780分の2
	甲1-8	8	同原告に生じた費用の9分の8、被告株式会社東芝に生じた費用の780分の3及びその余の各被告に生じた費用の各780分の3
	甲1-9	9	同原告に生じた費用の10分の9、被告株式会社東芝に生じた費用の780分の7及びその余の各被告に生じた費用の各780分の7
	甲1-10	10	同原告に生じた費用の10分の9、被告株式会社東芝に生じた費用の780分の5及びその余の各被告に生じた費用の各780分の5
	甲1-11	11	同原告に生じた費用の10分の9、被告株式会社東芝に生じた費用の780分の10及びその余の各被告に生じた費用の各780分の11
	甲1-12	12	同原告に生じた費用の10分の9、被告株式会社東芝に生じた費用の780分の30及びその余の各被告に生じた費用の各780分の30
	甲1-13	13	同原告に生じた費用の全部及び各被告に生じた費用の各780分の4
	甲1-14	14	同原告に生じた費用の7分の6、被告株式会社東芝に生じた費用の780分の2及びその余の各被告に生じた費用の各780分の7
	甲1-15	15	同原告に生じた費用の10分の9、被告株式会社東芝に生じた費用の780分の31及びその余の各被告に生じた費用の各780分の35
	甲1-16	16	同原告に生じた費用の10分の9、被告株式会社東芝に生じた費用の780分の5及びその余の各被告に生じた費用の各780分の5
	甲1-17	17	同原告に生じた費用の100分の99、被告株式会社東芝に生じた費用の780分の5及びその余の各被告に生じた費用の各780分の12

甲1-18	18	同原告に生じた費用の10分の9、被告株式会社東芝に生じた費用の780分の240及びその余の各被告に生じた費用の各780分の258
甲1-19	19	同原告に生じた費用の10分の9、被告株式会社東芝に生じた費用の780分の66及びその余の各被告に生じた費用の各780分の74
甲1-20	20	同原告に生じた費用の10分の9、被告株式会社東芝に生じた費用の780分の5及びその余の各被告に生じた費用の各780分の5
甲1-21	21	同原告に生じた費用の全部及び各被告に生じた費用の各780分の12
甲1-22	22	同原告に生じた費用の5分の4、被告株式会社東芝に生じた費用の780分の12及びその余の各被告に生じた費用の各780分の14
甲1-23	23	同原告に生じた費用の全部及び各被告に生じた費用の各780分の10
甲1-24	24	同原告に生じた費用の全部及び各被告に生じた費用の各780分の84
甲1-25	25	同原告に生じた費用の全部及び各被告に生じた費用の各780分の2
第2事件原告	甲2-1	1 同原告に生じた費用の10分の9、被告株式会社東芝に生じた費用の780分の10及びその余の各被告に生じた費用の各780分の10
	甲2-2	2 同原告に生じた費用の3分の2、被告株式会社東芝に生じた費用の780分の2及びその余の各被告に生じた費用の各780分の1
	甲2-3	3 同原告に生じた費用の全部及び各被告に生じた費用の各780分の3
	甲2-4	4 同原告に生じた費用の10分の9、被告株式会社東芝に生じた費用の780分の20及びその余の各被告に生じた費用の各780分の20
	甲2-5	5 同原告に生じた費用の100分の95、被告株式会社東芝に生じた費用の780分の41及びその余の各被告に生じた費用の各780分の44
被告株式会社東芝		第1事件原告甲1-2(原告番号2)、第1事件原告甲1-5(原告番号5)、第1事件原告甲1-13(原告番号13)、第1事件原告甲1-21(原告番号21)、第1事件原告甲1-23(原告番号23)、第1事件原告甲1-24(原告番号24)、第1事件原告甲1-25(原告番号25)及び第2事件原告甲2-3(原告番号3)を除く原告ら及び被告株式会社東芝に生じたその余の各費用

請求の趣旨一覧表1 (第一次)

原告番号	原告名	株式に関する損害額(①)	弁護士費用(②)	損害合計(①+②)
1	甲1-1	¥5,968,796	¥596,880	¥6,565,676
2	甲1-2	¥415,199	¥41,520	¥456,719
3	甲1-3	¥2,057,763	¥205,776	¥2,263,539
4	甲1-4	¥449,595	¥44,960	¥494,555
5	甲1-5	¥689,272	¥68,927	¥758,199
6	甲1-6	¥1,095,198	¥109,520	¥1,204,718
7	甲1-7	¥147,053	¥14,705	¥161,758
8	甲1-8	¥259,677	¥25,968	¥285,645
9	甲1-9	¥657,997	¥65,800	¥723,797
10	甲1-10	¥490,821	¥49,082	¥539,903
11	甲1-11	¥970,154	¥97,015	¥1,067,169
12	甲1-12	¥2,773,960	¥277,396	¥3,051,356
13	甲1-13	¥329,993	¥32,999	¥362,992
14	甲1-14	¥636,358	¥63,636	¥699,994
15	甲1-15	¥3,169,607	¥316,961	¥3,486,568
16	甲1-16	¥49,295	¥4,930	¥54,225
17	甲1-17	¥1,048,157	¥104,816	¥1,152,973
18	甲1-18	¥23,459,217	¥2,345,922	¥25,805,139
19	甲1-19	¥6,717,654	¥671,765	¥7,389,419
20	甲1-20	¥415,361	¥41,536	¥456,897
21	甲1-21	¥1,120,988	¥112,099	¥1,233,087
22	甲1-22	¥1,285,077	¥128,508	¥1,413,585
23	甲1-23	¥894,786	¥89,479	¥984,265
24	甲1-24	¥7,687,949	¥768,795	¥8,456,744
25	甲1-25	¥212,226	¥21,223	¥233,449
			原告ら損害合計	¥69,302,371

請求の趣旨一覧表2

(第一次 乙1 分)

原告番号	原告名	株式に関する損害額(①)	弁護士費用(②)	損害合計(①+②)
1	甲1-1	2,984,398	298,440	¥3,282,838
2	甲1-2	207,599	20,760	¥228,359
3	甲1-3	1,028,881	102,888	¥1,131,769
4	甲1-4	224,797	22,480	¥247,277
5	甲1-5	344,636	34,463	¥379,099
6	甲1-6	547,599	54,760	¥602,359
7	甲1-7	73,526	7,352	¥80,878
8	甲1-8	129,838	12,984	¥142,822
9	甲1-9	328,998	32,900	¥361,898
10	甲1-10	245,410	24,541	¥269,951
11	甲1-11	485,077	48,507	¥533,584
12	甲1-12	1,386,980	138,698	¥1,525,678
13	甲1-13	164,996	16,499	¥181,495
14	甲1-14	318,179	31,818	¥349,997
15	甲1-15	1,584,803	158,480	¥1,743,283
16	甲1-16	24,647	2,465	¥27,112
17	甲1-17	524,078	52,408	¥576,486
18	甲1-18	11,729,608	1,172,961	¥12,902,569
19	甲1-19	3,358,827	335,882	¥3,694,709
20	甲1-20	207,680	20,768	¥228,448
21	甲1-21	560,494	56,049	¥616,543
22	甲1-22	642,538	64,254	¥706,792
23	甲1-23	447,393	44,739	¥492,132
24	甲1-24	3,843,974	384,397	¥4,228,371
25	甲1-25	106,113	10,611	¥116,724
			原告ら損害合計	¥34,651,173

請求の趣旨一覧表3

(第一次・乙2・乙3分)

原告番号	原告名	株式に関する損害額(①)	弁護士費用(②)	損害合計(①+②)
1	甲1-1	1,492,199	149,220	¥1,641,419
2	甲1-2	103,799	10,380	¥114,179
3	甲1-3	514,440	51,444	¥565,884
4	甲1-4	112,398	11,240	¥123,638
5	甲1-5	172,318	17,231	¥189,549
6	甲1-6	273,799	27,380	¥301,179
7	甲1-7	36,763	3,676	¥40,439
8	甲1-8	64,919	6,492	¥71,411
9	甲1-9	164,499	16,450	¥180,949
10	甲1-10	122,705	12,270	¥134,975
11	甲1-11	242,538	24,253	¥266,791
12	甲1-12	693,490	69,349	¥762,839
13	甲1-13	82,498	8,249	¥90,747
14	甲1-14	159,089	15,909	¥174,998
15	甲1-15	792,401	79,240	¥871,641
16	甲1-16	12,323	1,232	¥13,555
17	甲1-17	262,039	26,204	¥288,243
18	甲1-18	5,864,804	586,480	¥6,451,284
19	甲1-19	1,679,413	167,941	¥1,847,354
20	甲1-20	103,840	10,384	¥114,224
21	甲1-21	280,247	28,024	¥308,271
22	甲1-22	321,269	32,127	¥353,396
23	甲1-23	223,696	22,369	¥246,065
24	甲1-24	1,921,987	192,198	¥2,114,185
25	甲1-25	53,056	5,305	¥58,361
			原告ら損害合計	¥17,325,576

請求の趣旨一覧表1 (第二次)

原告番号	原告名	株式に関する損害額(①)	弁護士費用(②)	損害合計(①+②)
1	甲2-1	¥973,972	¥97,397	¥1,071,369
2	甲2-2	¥131,004	¥13,100	¥144,104
3	甲2-3	¥236,407	¥23,641	¥260,048
4	甲2-4	¥1,802,359	¥180,236	¥1,982,595
5	甲2-5	¥4,065,203	¥406,520	¥4,471,723
			原告ら損害合計	¥7,929,839

請求の趣旨一覧表2

(第二次・乙1 分)

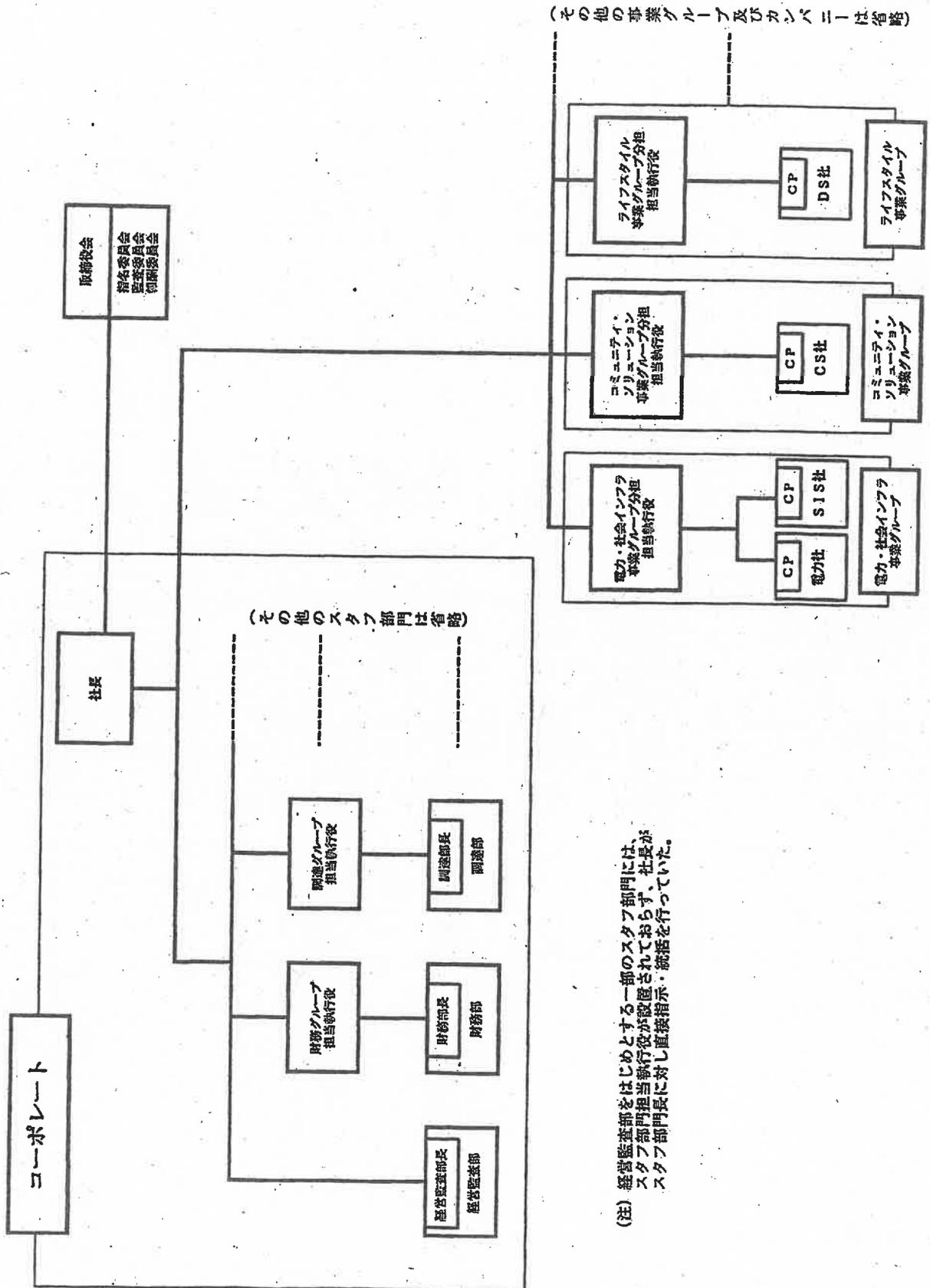
原告番号	原告名	株式に関する損害額(①)	弁護士費用(②)	損害合計(①+②)
1	甲2-1	¥486,986	¥48,698	¥535,684
2	甲2-2	¥65,502	¥6,550	¥72,052
3	甲2-3	¥118,203	¥11,820	¥130,023
4	甲2-4	¥901,179	¥90,118	¥991,297
5	甲2-5	¥2,032,601	¥203,260	¥2,235,861
			原告ら損害合計	¥3,964,917

請求の趣旨一覧表3

(第二次・乙2・乙3分)

原告番号	原告名	株式に関する損害額(①)	弁護士費用(②)	損害合計(①+②)
1	甲2-1	¥243,493	¥24,349	¥267,842
2	甲2-2	¥32,751	¥3,275	¥36,026
3	甲2-3	¥59,101	¥5,910	¥65,011
4	甲2-4	¥450,589	¥45,059	¥495,648
5	甲2-5	¥1,016,300	¥101,630	¥1,117,930
			原告ら損害合計	¥1,982,457

原告の組織図(抄)(平成25年10月1日付)



(注) 経営監査部をはじめとする一部のスタッフ部門には、スタッフ部門担当執行役が設置されており、社長がスタッフ部門長に対し直接指示・統括を行っていた。

別紙5

虚偽記載一覧表

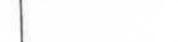
・東京地裁平成27年(ワ)第34571号外事件について提出した虚偽記載一覧表の最終版。

・以前のバージョンと比較すると、170期の「甲A番号」の列の「2」→「2(株主資本、純資産については甲A3)」となっている。

・また、170期の「虚偽記載の該当部分(引用)」の列の「純資産」が「1,127,622」→「759,281」となっている。これに対応して、その右側「虚偽と真実の内容」の列の記載も「1,127,622」→「759,281」となっている。

・「提出時の代表執行役」の列において170期の「」、174期の「」、175期の「」の下線は「削除」の意味である。

・「甲A番号」は、東京地裁における審証の番号を意味する。有価証券報告書、または四半期報告書である。

リリース日	頁	甲A番号(数字のみ)	虚偽記載の該当部分(引用)	虚偽と真実の内容 (単位:百万円)	報告書の記号 (○×のみ)	期	有価証券の提出日	提出時の代表執行役	提出時の取締役・執行役
平成21年6月24日		2	2(株主資本、純資産については甲A3)	当期純利益	△ 343,559 本来、△ 398,878 と記載すべきところ、被告会社 △ 343,559 と記載し、これが虚偽である。	170	平成21年6月24日		
平成27年5月8日から平成27年9月7日にかけて虚偽記載の事実が公表された	6	4	株主資本	447,346 本来、385,170 と記載すべきところ、被告会社 447,346 と記載し、これが虚偽である。					
			純資産	759,281 本来、696,139 と記載すべきところ、被告会社 759,281 と記載し、これが虚偽である。					
平成22年6月23日		2	3	当期純利益	△ 19,743 本来、△ 53,943 と記載すべきところ、被告会社 △ 19,743 と記載し、これが虚偽である。	171	平成22年6月23日		
平成27年5月8日から平成27年9月7日にかけて虚偽記載の事実が公表された	6	4	株主資本	797,455 本来、705,930 と記載すべきところ、被告会社 797,455 と記載し、これが虚偽である。					
			純資産	1,127,622 本来、1,034,865 と記載すべきところ、被告会社 1,127,622 と記載し、これが虚偽である。					
平成23年6月22日		2	5	当期純利益	137,845 本来、158,326 と記載すべきところ、被告会社 137,845 と記載し、これが虚偽である。	172	平成23年6月22日		
平成27年5月8日から平成27年9月7日にかけて虚偽記載の事実が公表された	6	6	株主資本	868,119 本来、793,850 と記載すべきところ、被告会社 868,119 と記載し、これが虚偽である。					
			純資産	1,178,618 本来、1,103,224 と記載すべきところ、被告会社 1,178,618 と記載し、これが虚偽である。					
平成24年6月22日		2	7	当期純利益	73,705 本来、3,104 と記載すべきところ、被告会社 73,705 と記載し、これが虚偽である。	173	平成24年6月22日		
平成27年5月8日から平成27年9月7日にかけて虚偽記載の事実が公表された	6	8	株主資本	867,268 本来、718,884 と記載すべきところ、被告会社 867,268 と記載し、これが虚偽である。					
			純資産	1,236,522 本来、1,063,858 と記載すべきところ、被告会社 1,236,522 と記載し、これが虚偽である。					
平成25年6月25日		2	9	当期純利益	77,533 本来、13,425 と記載すべきところ、被告会社 77,533 と記載し、これが虚偽である。	174	平成25年6月25日		
平成27年5月8日から平成27年9月7日にかけて虚偽記載の事実が公表された	6	10	株主資本	1,034,456 本来、824,585 と記載すべきところ、被告会社 1,034,456 と記載し、これが虚偽である。					
			純資産	1,416,522 本来、1,205,823 と記載すべきところ、被告会社 1,416,522 と記載し、これが虚偽である。					
平成26年6月25日		2	11	当期純利益	50,826 本来、60,240 と記載すべきところ、被告会社 50,826 と記載し、これが虚偽である。	175	平成26年6月25日		
平成27年5月8日から平成27年9月7日にかけて虚偽記載の事実が公表された	6	12	株主資本	1,229,066 本来、1,027,169 と記載すべきところ、被告会社 1,229,066 と記載し、これが虚偽である。					
			純資産	1,652,327 本来、1,445,994 と記載すべきところ、被告会社 1,652,327 と記載し、これが虚偽である。					
平成26年8月8日		2	50	第1四半期純利益	8,944 本来、16,730 と記載すべきところ、被告会社 8,944 と記載し、これが虚偽である。	176第1四半期	平成26年8月8日		
平成27年5月8日から平成27年9月7日にかけて虚偽記載の事実が公表された	5	51	株主資本	1,209,114 本来、1,016,427 と記載すべきところ、被告会社 1,209,114 と記載し、これが虚偽である。					
			純資産	1,642,681 本来、1,446,337 と記載すべきところ、被告会社 1,642,681 と記載し、これが虚偽である。					
平成26年11月11日		2	52	第2四半期純利益	30,848 本来、52,604 と記載すべきところ、被告会社 30,848 と記載し、これが虚偽である。	176第2四半期	平成26年11月11日		
平成27年5月8日から平成27年9月7日にかけて虚偽記載の事実が公表された	5	53	株主資本	1,295,623 本来、1,114,461 と記載すべきところ、被告会社 1,295,623 と記載し、これが虚偽である。					
			純資産	1,751,031 本来、1,568,152 と記載すべきところ、被告会社 1,751,031 と記載し、これが虚偽である。					
平成27年2月9日		2	54	第3四半期純利益	71,911 本来、107,216 と記載すべきところ、被告会社 71,911 と記載し、これが虚偽である。	176第3四半期	平成27年2月9日		
平成27年5月8日から平成27年9月7日にかけて虚偽記載の事実が公表された	5	55	株主資本	1,426,463 本来、1,257,485 と記載すべきところ、被告会社 1,426,463 と記載し、これが虚偽である。					
			純資産	1,908,504 本来、1,737,944 と記載すべきところ、被告会社 1,908,504 と記載し、これが虚偽である。					
				繰越事業からの税金等調整前当期純利益(△損失)	134,896 本来、150,098 と記載すべきところ、被告会社 134,896 と記載し、これが虚偽である。				

別紙 7

年月	日	株価 (円)	年月	日	株価 (円)	月	日	株価 (円)
H27.4	3	512.4	6	1	450	8	23	389.7
	6	487.4		2	449.7		24	387.5
	7	492.7		3	450.7		27	385.5
	8	485.8		4	449		28	379.2
	9	486.1		5	449.7		29	365.5
	10	483.2		8	452.8		30	369.4
	13	484.8		9	441.9		31	380
	14	485		10	442.8		3	377.9
	15	482		11	441.4		4	372.6
	16	481.6		12	437.5		5	377.2
	17	478.6		15	444.7		6	377
	20	479.5		16	440.4		7	379
	21	484.9		17	435.2		10	373.6
	22	483		18	430		11	377
	23	495.8		19	426.8		12	370.3
	24	491.2		22	425.8		13	365.2
	27	491.1		23	429.8		14	362.5
	28	491.7		24	429.8		17	365.7
	30	481.2		25	429.5		18	365.7
	5	1		482.5	7		26	422
7		481.6	29	415.9		20	391.9	
8		483.3	30	421		21	373.4	
11		403.3	1	419.5		24	360.7	
12		400.7	2	417.6		25	346.7	
13		422.8	3	423.4		26	367.7	
14		426.3	6	412		27	366.1	
15		411.6	7	407.5		28	380.8	
18		416.1	8	394.7		31	384	
19		409.9	9	386.3		1	363.5	
20		407.6	10	377.2		2	349.7	
21		409.5	13	372.5		3	357.2	
22		411	14	381.7		4	346.6	
25		409.9	15	374.9		7	352.7	
26		410.5	16	369.3		8	337.2	
27	411.6	17	376.8	9	340.6			
28	415.7	21	399.9	10	332			
29	435.7	22	393.1	11	321.6			

年月	日	株価 (円)	年月	日	株価 (円)	年月	日	株価 (円)
	14	314.8		9	310		30	249.9
	15	309		10	316.5	H28.1	4	255
	16	316.8		11	310.8		5	245.2
	17	323.3		12	313.8		6	243.6
	18	316		13	295.2		7	236.3
	24	308.3		16	288.8		8	235
	25	316.5		17	289.6		12	227
	28	310.6		18	287.6			
	29	291.9		19	290.2			
	30	300.4		20	290.4			
				24	286.2			
10	1	306.9		25	282.7			
	2	300.6		26	285.6			
	5	309.6		27	292.3			
	6	306.9		30	300.9			
	7	321.6						
	8	330	12	1	300.7			
	9	348.7		2	307.7			
	13	337.3		3	305.6			
	14	329.3		4	302.3			
	15	338.1		7	302.1			
	16	338.5		8	293			
	19	331.5		9	297.2			
	20	334.6		10	299.3			
	21	337.4		11	298			
	22	336.9		14	292.4			
	23	343.9		15	292.2			
	26	356.1		16	293			
	27	346.1		17	291			
	28	344.5		18	282.5			
29	348.6	21		254.8				
30	343.1	22		223.5				
11	2	339.7			24	220.6		
	4	343			25	216.6		
	5	331.4			28	226		
	6	335.1		29	232.1			

	①減損損失の追加計上の額(百万円)	①の証拠	②実効税率(%)	②の証拠	③減損損失の追加計上の「当社株主に帰属する当期純損失」への影響額(百万円) (①×(1-②(小数点値)))	④事業買収による組替え額(百万円)	④の証拠	⑤虚偽記載でないとう額(百万円) (③+④)
平成21年3月期 (170期)	-41,768	甲A4(117頁)	40.7%	甲A4(118頁)	-24,768			-24,768
平成22年3月期 (171期)	-8,954	甲A4(117頁)	40.7%	甲A4(118頁)	-5,310			-5,310
平成23年3月期 (172期)	-10,390	甲A6(121頁)	40.7%	甲A6(122頁)	-6,161			-6,161
平成24年3月期 (173期)	-59,022	甲A8(126頁)	40.7%	甲A8(127頁)	-35,000	-3,651	甲A7(2頁、78頁) 甲A9(2頁、75頁)	-38,651
平成25年3月期 (174期)	-25,957	甲A10(124頁)	38.0%	甲A10(125頁)	-16,093	-167	甲A9(2頁、75頁) 甲A11(2頁、78頁)	-16,260
平成26年3月期 (175期)	-15,621	甲A12(126頁)	38.0%	甲A12(127頁)	-9,685			-9,685

①:減損損失の追加計上額
 ②:本件訂正報告書に記載の各年度の標準実効税率
 ③:上記①から標準実効税率分を控除することにより、減損損失の追加計上による「当社株主に帰属する当期純利益(損失)」への影響額を算出した値
 ④:ランデイス・ギア社及び米国法人IBM社のリテール・ストア・ソリューション事業の買収に関する組替え額。
 ⑤:③及び④を合算した額

別紙 9

別紙 各原告の損害額算定表

原告番号：1

氏名 甲1-1

1 原告が当該有価証券の取得について支払った額

※「取得日」は約定日。 ※「取引諸経費」は手数料・税等が特定できる場合の金額。

番号	取得日	取得株式数	取得単価	取引諸経費	取得について支払った額	備考
4	H25.7.24	5,000	487.0	¥27,795	¥2,462,795	
5	H25.7.31	5,000	439.0	¥25,630	¥2,220,630	
	H25.9.4	5,000	414.0		¥2,070,000	
	H25.9.5	5,000	403.0		¥2,015,000	
	H25.9.19	5,000	416.0		¥2,080,000	
	株数合計	25,000		金額合計①	¥10,848,425	

2 保有中の株式の評価

※ 保有中株式の口頭弁論終結時の市場価格は現時点で不存在。

※ 一部請求の趣旨で、0円ではなく一株180円と評価。

	保有株式数	株式の評価		保有株式の評価額	備考
株数合計	0	180	金額合計②	¥0	

3 当該有価証券の処分価額

※「処分日」は約定日。 ※「取引諸経費」は手数料・税等が特定できる場合の金額。

番号	処分日	処分株式数	処分単価	取引諸経費	処分価額	備考
1	H28.2.22	5,000	182.0	¥3,390	¥906,610	
2	H28.3.2	5,000	182.0	¥3,390	¥906,610	
3	H28.3.3	5,000	207.0	¥3,824	¥1,031,176	
4	H28.3.3	5,000	192.0	¥3,576	¥956,424	
5	H28.4.8	2,000	208.0	¥1,550	¥414,450	
6	H29.3.8	2,000	223.0	¥1,661	¥444,339	
7	H29.4.12	1,000	221.1	¥1,080	¥220,020	
	株数合計	25,000		金額合計③	¥4,879,629	

4 株式に関する損害額④ ※上記①-(上記②+上記③)

¥5,968,796

5 弁護士費用⑤ ※上記④×10%

¥596,880

6 損害合計額⑥ (上記④+上記⑤)

¥6,565,676

7 備考欄

別紙 各原告の損害額算定表

原告番号：2

氏名 甲1-2

1 原告が当該有価証券の取得について支払った額

※「取得日」は約定日。 ※「取引諸経費」は手数料・税等が特定できる場合の金額。

番号	取得日	取得株式数	取得単価	取引諸経費	取得について支払った額	備考
1	H23.8.22	1,000	312.0	¥3,701	¥315,701	
2	H24.2.7	2,000	316.0	¥7,498	¥639,498	
3				¥0		
4				¥0		
5				¥0		
株数合計		3,000		金額合計①	¥955,199	

2 保有中の株式の評価

※ 保有中株式の口頭弁論終結時の市場価格は現時点で不存在。

※ 一部請求の趣旨で、0円ではなく一株180円と評価。

	保有株式数	株式の評価		保有株式の評価額	備考
株数合計	3,000	180	金額合計②	¥540,000	

3 当該有価証券の処分価額

※「処分日」は約定日。 ※「取引諸経費」は手数料・税等が特定できる場合の金額。

番号	処分日	処分株式数	処分単価	取引諸経費	処分価額	備考
1				¥0		
2				¥0		
3				¥0		
4				¥0		
5				¥0		
株数合計		0		金額合計③	¥0	

4 株式に関する損害額④ ※上記①－(上記②＋上記③)

¥415,199

5 弁護士費用⑤ ※上記④×10%

¥41,520

6 損害合計額⑥ (上記④＋上記⑤)

¥456,719

7 備考欄

別紙 各原告の損害額算定表

原告番号：3

氏名 甲1-3

1 原告が当該有価証券の取得について支払った額

※「取得日」は約定日。 ※「取引諸経費」は手数料・税等が特定できる場合の金額。

番号	取得日	取得株式数	取得単価	取引諸経費	取得について支払った額	備考
1	H27.3.30	10,000	509.2	¥5,593	¥5,097,593	
2	H27.4.6	10,000	480.0	¥5,511	¥4,805,511	
3	H27.4.22	5,000	482.5	¥3,240	¥2,415,740	
4				¥0		
5				¥0		
株数合計		25,000		金額合計①	¥12,318,844	

2 保有中の株式の評価

※ 保有中株式の口頭弁論終結時の市場価格は現時点で不存在。

※ 一部請求の趣旨で、0円ではなく一株180円と評価。

	保有株式数	株式の評価		保有株式の評価額	備考
株数合計			金額合計②	¥0	

3 当該有価証券の処分価額

※「処分日」は約定日。 ※「取引諸経費」は手数料・税等が特定できる場合の金額。

番号	処分日	処分株式数	処分単価	取引諸経費	処分価額	備考
1	H27.5.11	15,000	403.3	¥0	¥6,041,940	
2	H27.6.26	9,000	422.4	¥0	¥3,797,136	
3	H28.6.26	1,000	422.5	¥0	¥422,005	
4				¥0		
5				¥0		
株数合計		25,000		金額合計③	¥10,261,081	

4 株式に関する損害額④ ※上記①-(上記②+上記③)

¥2,057,763

5 弁護士費用⑤ ※上記④×10%

¥205,776

6 損害合計額⑥ (上記④+上記⑤)

¥2,263,539

7 備考欄

別紙 各原告の損害額算定表

原告番号：4

氏名 甲1-4

1 原告が当該有価証券の取得について支払った額

※「取得日」は約定日。 ※「取引諸経費」は手数料・税等が特定できる場合の金額。

番号	取得日	取得株式数	取得単価	取引諸経費	取得について支払った額	備考
1	H25.4.18	3,000	542.0	¥1,209	¥1,627,209	
2				¥0		
3				¥0		
4				¥0		
5				¥0		
株数合計		3,000		金額合計①	¥1,627,209	

2 保有中の株式の評価

※ 保有中株式の口頭弁論終結時の市場価格は現時点で不存在。

※ 一部請求の趣旨で、0円ではなく一株180円と評価。

	保有株式数	株式の評価		保有株式の評価額	備考
株数合計			金額合計②	¥0	

3 当該有価証券の処分価額

※「処分日」は約定日。 ※「取引諸経費」は手数料・税等が特定できる場合の金額。

番号	処分日	処分株式数	処分単価	取引諸経費	処分価額	備考
1	H27.7.21	3,000	392.8	¥786	¥1,177,614	
2				¥0		
3				¥0		
4				¥0		
5				¥0		
株数合計		3,000		金額合計③	¥1,177,614	

4 株式に関する損害額④ ※上記①－(上記②＋上記③)

¥449,595

5 弁護士費用⑤ ※上記④×10%

¥44,960

6 損害合計額⑥ (上記④＋上記⑤)

¥494,555

7 備考欄

別紙 各原告の損害額算定表

原告番号：5

氏名 甲1-5

1 原告が当該有価証券の取得について支払った額

※ 「取得日」は約定日。 ※ 「取引諸経費」は手数料・税等が特定できる場合の金額。

番号	取得日	取得株式数	取得単価	取引諸経費	取得について支払った額	備考
1	H22.2.8	4,000	435.0	¥17,241	¥1,757,241	
2				¥0		
3				¥0		
4				¥0		
5				¥0		
株数合計		4,000		金額合計①	¥1,757,241	

2 保有中の株式の評価

※ 保有中株式の口頭弁論終結時の市場価格は現時点で不存在。

※ 一部請求の趣旨で、0円ではなく一株180円と評価。

	保有株式数	株式の評価		保有株式の評価額	備考
株数合計		180	金額合計②		

3 当該有価証券の処分価額

※ 「処分日」は約定日。 ※ 「取引諸経費」は手数料・税等が特定できる場合の金額。

番号	処分日	処分株式数	処分単価	取引諸経費	処分価額	備考
1	H29.8.1	4,000	270.0	¥12,031	¥1,067,969	
2				¥0		
3				¥0		
4				¥0		
5				¥0		
株数合計		4,000		金額合計③	¥1,067,969	

4 株式に関する損害額④ ※上記①-(上記②+上記③)

¥689,272

5 弁護士費用⑤ ※上記④×10%

¥68,927

6 損害合計額⑥ (上記④+上記⑤)

¥758,199

7 備考欄

別紙 各原告の損害額算定表

原告番号：6

氏名 甲1-6

1 原告が当該有価証券の取得について支払った額

※「取得日」は約定日。 ※「取引諸経費」は手数料・税等が特定できる場合の金額。

番号	取得日	取得株式数	取得単価	取引諸経費	取得について支払った額	備考
1	H25.10.30	10,000	440.0	¥4,620	¥4,404,620	
2				¥0		
3				¥0		
4				¥0		
5				¥0		
株数合計		10,000		金額合計①	¥4,404,620	

2 保有中の株式の評価

※ 保有中株式の口頭弁論終結時の市場価格は現時点で不存在。

※ 一部請求の趣旨で、0円ではなく一株180円と評価。

	保有株式数	株式の評価		保有株式の評価額	備考
株数合計			金額合計②	¥0	

3 当該有価証券の処分価額

※「処分日」は約定日。 ※「取引諸経費」は手数料・税等が特定できる場合の金額。

番号	処分日	処分株式数	処分単価	取引諸経費	処分価額	備考
1	H27.11.5	1,000	331.2	¥357	¥330,843	
2	H27.11.5	1,000	331.4	¥357	¥331,043	
3	H27.11.5	8,000	331.3	¥2,864	¥2,647,536	
4				¥0		
5				¥0		
株数合計		10,000		金額合計③	¥3,309,422	

4 株式に関する損害額④ ※上記①－(上記②＋上記③)

¥1,095,198

5 弁護士費用⑤ ※上記④×10%

¥109,520

6 損害合計額⑥ (上記④＋上記⑤)

¥1,204,718

7 備考欄

別紙 各原告の損害額算定表

原告番号：7

氏名 甲1-7

1 原告が当該有価証券の取得について支払った額

※ 「取得日」は約定日。 ※ 「取引諸経費」は手数料・税等が特定できる場合の金額。

番号	取得日	取得株式数	取得単価	取引諸経費	取得について支払った額	備考
1	H25.10.4	2,000	430.0	¥10,369	¥870,369	
2				¥0		
3				¥0		
4				¥0		
5				¥0		
株数合計		2,000		金額合計①	¥870,369	

2 保有中の株式の評価

※ 保有中株式の口頭弁論終結時の市場価格は現時点で不存在。

※ 一部請求の趣旨で、0円ではなく一株180円と評価。

	保有株式数	株式の評価		保有株式の評価額	備考
株数合計			金額合計②	¥0	

3 当該有価証券の処分価額

※ 「処分日」は約定日。 ※ 「取引諸経費」は手数料・税等が特定できる場合の金額。

番号	処分日	処分株式数	処分単価	取引諸経費	処分価額	備考
1	H28.10.13	2,000	366.4	¥0	¥723,316	
2				¥0		
3				¥0		
4				¥0		
5				¥0		
株数合計		2,000		金額合計③	¥723,316	

4 株式に関する損害額④ ※上記①－(上記②＋上記③)

¥147,053

5 弁護士費用⑤ ※上記④×10%

¥14,705

6 損害合計額⑥ (上記④＋上記⑤)

¥161,758

7 備考欄

別紙 各原告の損害額算定表

原告番号：8

氏名 甲1-8

1 原告が当該有価証券の取得について支払った額

※「取得日」は約定日。 ※「取引諸経費」は手数料・税等が特定できる場合の金額。

番号	取得日	取得株式数	取得単価	取引諸経費	取得について支払った額	備考
1	H27.3.27	1,000	516.4	¥498	¥516,898	
2				¥0		
3				¥0		
4				¥0		
5				¥0		
株数合計		1,000		金額合計①	¥516,898	

2 保有中の株式の評価

※ 保有中株式の口頭弁論終結時の市場価格は現時点で不存在。

※ 一部請求の趣旨で、0円ではなく一株180円と評価。

	保有株式数	株式の評価		保有株式の評価額	備考
株数合計		180	金額合計②	¥0	

3 当該有価証券の処分価額

※「処分日」は約定日。 ※「取引諸経費」は手数料・税等が特定できる場合の金額。

番号	処分日	処分株式数	処分単価	取引諸経費	処分価額	備考
1	H29.1.24	1,000	257.5	¥279	¥257,221	
2				¥0		
3				¥0		
4				¥0		
5				¥0		
株数合計		1,000		金額合計③	¥257,221	

4 株式に関する損害額④ ※上記①-(上記②+上記③)

¥259,677

5 弁護士費用⑤ ※上記④×10%

¥25,968

6 損害合計額⑥ (上記④+上記⑤)

¥285,645

7 備考欄

別紙 各原告の損害額算定表

原告番号：9

氏名 甲1-9

1 原告が当該有価証券の取得について支払った額

※ 「取得日」は約定日。 ※ 「取引諸経費」は手数料・税等が特定できる場合の金額。

番号	取得日	取得株式数	取得単価	取引諸経費	取得について支払った額	備考
1	H25.5.1	1,000	527.0	¥639	¥527,639	
2	H25.5.9	1,000	490.0	¥358	¥490,358	
3				¥0		
4				¥0		
5				¥0		
株数合計		2,000		金額合計①	¥1,017,997	

2 保有中の株式の評価

※ 保有中株式の口頭弁論終結時の市場価格は現時点で不存在。

※ 一部請求の趣旨で、0円ではなく一株180円と評価。

	保有株式数	株式の評価		保有株式の評価額	備考
株数合計	2,000	180	金額合計②	¥360,000	

3 当該有価証券の処分価額

※ 「処分日」は約定日。 ※ 「取引諸経費」は手数料・税等が特定できる場合の金額。

番号	処分日	処分株式数	処分単価	取引諸経費	処分価額	備考
1				¥0		
2				¥0		
3				¥0		
4				¥0		
5				¥0		
株数合計		0		金額合計③	¥0	

4 株式に関する損害額④ ※上記①-(上記②+上記③)

¥657,997

5 弁護士費用⑤ ※上記④×10%

¥65,800

6 損害合計額⑥ (上記④+上記⑤)

¥723,797

7 備考欄

別紙 各原告の損害額算定表

原告番号：10

氏名 甲1-10

1 原告が当該有価証券の取得について支払った額

※「取得日」は約定日。 ※「取引諸経費」は手数料・税等が特定できる場合の金額。

番号	取得日	取得株式数	取得単価	取引諸経費	取得について支払った額	備考
1	H25.5.22	2,000	546.0	¥764	¥1,092,764	
2				¥0		
3				¥0		
4				¥0		
5				¥0		
株数合計		2,000		金額合計①	¥1,092,764	

2 保有中の株式の評価

※ 保有中株式の口頭弁論終結時の市場価格は現時点で不存在。

※ 一部請求の趣旨で、0円ではなく一株180円と評価。

	保有株式数	株式の評価		保有株式の評価額	備考
株数合計			金額合計②	¥0	

3 当該有価証券の処分価額

※「処分日」は約定日。 ※「取引諸経費」は手数料・税等が特定できる場合の金額。

番号	処分日	処分株式数	処分単価	取引諸経費	処分価額	備考
1	H27.12.8	2,000	301.3	¥657	¥601,943	
2				¥0		
3				¥0		
4				¥0		
5				¥0		
株数合計		2,000		金額合計③	¥601,943	

4 株式に関する損害額④ ※上記①-(上記②+上記③)

¥490,821

5 弁護士費用⑤ ※上記④×10%

¥49,082

6 損害合計額⑥ (上記④+上記⑤)

¥539,903

7 備考欄

別紙 各原告の損害額算定表

原告番号：11

氏名 甲1-11

1 原告が当該有価証券の取得について支払った額

※ 「取得日」は約定日。 ※ 「取引諸経費」は手数料・税等が特定できる場合の金額。

番号	取得日	取得株式数	取得単価	取引諸経費	取得について支払った額	備考
1	H25.2.26	3,000	421.0	¥8,699	¥1,271,699	
2	H25.5.8	3,000	501.0	¥1,017	¥1,504,017	
3	H25.6.3	1,000	498.0	¥84	¥498,084	
4	H25.7.9	1,000	461.0	¥715	¥461,715	
5	H27.5.13	2,000	380.0	¥645	¥760,645	
株数合計		10,000		金額合計①	¥4,496,160	

2 保有中の株式の評価

※ 保有中株式の口頭弁論終結時の市場価格は現時点で不存在。

※ 一部請求の趣旨で、0円ではなく一株180円と評価。

	保有株式数	株式の評価		保有株式の評価額	備考
株数合計			金額合計②	¥0	

3 当該有価証券の処分価額

※ 「処分日」は約定日。 ※ 「取引諸経費」は手数料・税等が特定できる場合の金額。

番号	処分日	処分株式数	処分単価	取引諸経費	処分価額	備考
1	H27.8.25	10,000	352.7	¥994	¥3,526,006	
2				¥0		
3				¥0		
4				¥0		
5				¥0		
株数合計		10,000		金額合計③	¥3,526,006	

4 株式に関する損害額④ ※上記①－(上記②＋上記③)

¥970,154

5 弁護士費用⑤ ※上記④×10%

¥97,015

6 損害合計額⑥ (上記④＋上記⑤)

¥1,067,169

7 備考欄

別紙 各原告の損害額算定表

原告番号：12

氏名 甲1-12

1 原告が当該有価証券の取得について支払った額

※ 「取得日」は約定日。 ※ 「取引諸経費」は手数料・税等が特定できる場合の金額。

番号	取得日	取得株式数	取得単価	取引諸経費	取得について支払った額	備考
1	H26.12.15	10,000	520.0	¥3,783	¥5,203,692	
2				¥0		
3				¥0		
4				¥0		
5				¥0		
株数合計		10,000		金額合計①	¥5,203,692	

2 保有中の株式の評価

※ 保有中株式の口頭弁論終結時の市場価格は現時点で不存在。

※ 一部請求の趣旨で、0円ではなく一株180円と評価。

	保有株式数	株式の評価		保有株式の評価額	備考
株数合計		180	金額合計②	¥0	

3 当該有価証券の処分価額

※ 「処分日」は約定日。 ※ 「取引諸経費」は手数料・税等が特定できる場合の金額。

番号	処分日	処分株式数	処分単価	取引諸経費	処分価額	備考
1	H29.2.2	10,000	243.2	¥2,268	¥2,429,732	
2				¥0		
3				¥0		
4				¥0		
5				¥0		
株数合計		10,000		金額合計③	¥2,429,732	

4 株式に関する損害額④ ※上記①-(上記②+上記③)

¥2,773,960

5 弁護士費用⑤ ※上記④×10%

¥277,396

6 損害合計額⑥ (上記④+上記⑤)

¥3,051,356

7 備考欄

別紙 各原告の損害額算定表

原告番号：13

氏名 甲1-13

1 原告が当該有価証券の取得について支払った額

※ 「取得日」は約定日。 ※ 「取引諸経費」は手数料・税等が特定できる場合の金額。

番号	取得日	取得株式数	取得単価	取引諸経費	取得について支払った額	備考
1	H22.4.26	1,000	545.0	¥0	¥545,000	
2				¥0		
3				¥0		
4				¥0		
5				¥0		
株数合計		1,000		金額合計①	¥545,000	

2 保有中の株式の評価

※ 保有中株式の口頭弁論終結時の市場価格は現時点で不存在。

※ 一部請求の趣旨で、0円ではなく一株180円と評価。

	保有株式数	株式の評価		保有株式の評価額	備考
株数合計		180	金額合計②	¥0	

3 当該有価証券の処分価額

※ 「処分日」は約定日。 ※ 「取引諸経費」は手数料・税等が特定できる場合の金額。

番号	処分日	処分株式数	処分単価	取引諸経費	処分価額	備考
1	H29.3.14	1,000	215.3	¥293	¥215,007	
2				¥0		
3				¥0		
4				¥0		
5				¥0		
株数合計		1,000		金額合計③	¥215,007	

4 株式に関する損害額④ ※上記①-(上記②+上記③)

¥329,993

5 弁護士費用⑤ ※上記④×10%

¥32,999

6 損害合計額⑥ (上記④+上記⑤)

¥362,992

7 備考欄

別紙 各原告の損害額算定表

原告番号：14

氏名 甲1-14

1 原告が当該有価証券の取得について支払った額

※ 「取得日」は約定日。 ※ 「取引諸経費」は手数料・税等が特定できる場合の金額。

番号	取得日	取得株式数	取得単価	取引諸経費	取得について支払った額	備考
1	H27.3.31	1,000	520.0	¥1,061	¥521,061	
2	H27.3.31	4,000	520.0	¥2,247	¥2,082,247	
3	H27.5.13	3,000	421.0	¥2,045	¥1,265,045	
株数合計		8,000		金額合計①	¥3,868,353	

2 保有中の株式の評価

※ 保有中株式の口頭弁論終結時の市場価格は現時点で不存在。

※ 一部請求の趣旨で、0円ではなく一株180円と評価。

	保有株式数	株式の評価		保有株式の評価額	備考
株数合計			金額合計②	¥0	

3 当該有価証券の処分価額

※ 「処分日」は約定日。 ※ 「取引諸経費」は手数料・税等が特定できる場合の金額。

番号	処分日	処分株式数	処分単価	取引諸経費	処分価額	備考
1	H27.5.11	1,000	403.3	¥486	¥402,814	
2	H27.5.13	4,000	402.0	¥1,736	¥1,606,264	
3	H27.5.20	3,000	408.3	¥1,983	¥1,222,917	
株数合計		8,000		金額合計③	¥3,231,995	

4 株式に関する損害額④ ※上記①-(上記②+上記③)

¥636,358

5 弁護士費用⑤ ※上記④×10%

¥63,636

6 損害合計額⑥ (上記④+上記⑤)

¥699,994

7 備考欄

別紙 各原告の損害額算定表

原告番号：15

氏名 甲1-15

1 原告が当該有価証券の取得について支払った額

※ 「取得日」は約定日。 ※ 「取引諸経費」は手数料・税等が特定できる場合の金額。

番号	取得日	取得株式数	取得単価	取引諸経費	取得について支払った額	備考
1	H26.12.3	10,000	537.0	¥17,398	¥5,387,398	
2				¥0		
3				¥0		
4				¥0		
5				¥0		
株数合計		10,000		金額合計①	¥5,387,398	

2 保有中の株式の評価

※ 保有中株式の口頭弁論終結時の市場価格は現時点で不存在。

※ 一部請求の趣旨で、0円ではなく一株180円と評価。

	保有株式数	株式の評価		保有株式の評価額	備考
株数合計			金額合計②	¥0	

3 当該有価証券の処分価額

※ 「処分日」は約定日。 ※ 「取引諸経費」は手数料・税等が特定できる場合の金額。

番号	処分日	処分株式数	処分単価	取引諸経費	処分価額	備考
1	H27.12.24	10,000	222.5	¥7,209	¥2,217,791	
2				¥0		
3				¥0		
4				¥0		
5				¥0		
株数合計		10,000		金額合計③	¥2,217,791	

4 株式に関する損害額④ ※上記①－(上記②＋上記③)

¥3,169,607

5 弁護士費用⑤ ※上記④×10%

¥316,961

6 損害合計額⑥ (上記④＋上記⑤)

¥3,486,568

7 備考欄

別紙 各原告の損害額算定表

原告番号：16

氏名 甲1-16

1 原告が当該有価証券の取得について支払った額

※「取得日」は約定日。 ※「取引諸経費」は手数料・税等が特定できる場合の金額。

番号	取得日	取得株式数	取得単価	取引諸経費	取得について支払った額	備考
1	H25.6.13	1,000	451.0	¥832	¥451,832	
	株数合計	1,000		金額合計①	¥451,832	

2 保有中の株式の評価

※ 保有中株式の口頭弁論終結時の市場価格は現時点で不存在。

※ 一部請求の趣旨で、0円ではなく一株180円と評価。

	保有株式数	株式の評価		保有株式の評価額	備考
株数合計	0	180	金額合計②	¥0	

3 当該有価証券の処分価額

※「処分日」は約定日。 ※「取引諸経費」は手数料・税等が特定できる場合の金額。

番号	処分日	処分株式数	処分単価	取引諸経費	処分価額	備考
1	H28.11.24	1,000	403.0	¥463	¥402,537	
	株数合計	1,000		金額合計③	¥402,537	

4 株式に関する損害額④ ※上記①－(上記②＋上記③)

¥49,295

5 弁護士費用⑤ ※上記④×10%

¥4,930

6 損害合計額⑥ (上記④＋上記⑤)

¥54,225

7 備考欄

別紙 各原告の損害額算定表

原告番号：17

氏名 甲1-17

1 原告が当該有価証券の取得について支払った額

※ 「取得日」は約定日。 ※ 「取引諸経費」は手数料・税等が特定できる場合の金額。

番号	取得日	取得株式数	取得単価	取引諸経費	取得について支払った額	備考
1	H26.11.28	3,000	528.7	¥2,057	¥1,588,157	
2				¥0		
3				¥0		
4				¥0		
5				¥0		
株数合計		3,000		金額合計①	¥1,588,157	

2 保有中の株式の評価

※ 保有中株式の口頭弁論終結時の市場価格は現時点で不存在。

※ 一部請求の趣旨で、0円ではなく一株180円と評価。

	保有株式数	株式の評価		保有株式の評価額	備考
株数合計	3,000	180	金額合計②	¥540,000	

3 当該有価証券の処分価額

※ 「処分日」は約定日。 ※ 「取引諸経費」は手数料・税等が特定できる場合の金額。

番号	処分日	処分株式数	処分単価	取引諸経費	処分価額	備考
1				¥0		
2				¥0		
3				¥0		
4				¥0		
5				¥0		
株数合計		0		金額合計③	¥0	

4 株式に関する損害額④ ※上記①-(上記②+上記③)

¥1,048,157

5 弁護士費用⑤ ※上記④×10%

¥104,816

6 損害合計額⑥ (上記④+上記⑤)

¥1,152,973

7 備考欄

別紙 各原告の損害額算定表

原告番号：18

氏名 甲1-18

1 原告が当該有価証券の取得について支払った額

※ 「取得日」は約定日。 ※ 「取引諸経費」は手数料・税等が特定できる場合の金額。

番号	取得日	取得株式数	取得単価	取引諸経費	取得について支払った額	備考
1	H26.12.2	10,000	539.1	¥72,282	¥5,463,282	信用
2	H26.12.2	4,000	539.5	¥26,773	¥2,184,773	信用
3	H26.12.2	10,000	539.6	¥66,942	¥5,462,942	信用
4	H26.12.2	10,000	540.5	¥67,052	¥5,472,052	信用
5	H26.12.3	10,000	537.8	¥70,864	¥5,448,864	信用
6	H26.12.3	10,000	539.4	¥65,655	¥5,459,655	信用
7	H26.12.3	10,000	544.0	¥2,511	¥5,442,511	信用→現引
8	H26.12.3	10,000	544.3	¥813	¥5,443,813	信用→現引
9	H26.12.3	10,000	548.0	¥815	¥5,480,815	信用→現引
10	H26.12.3	10,000	543.8	¥13,666	¥5,451,666	信用→現引
11	H26.12.5	1,000	535.3	¥6,973	¥542,273	信用
12	H26.12.8	10,000	539.1	¥69,756	¥5,460,756	信用
13	H26.12.8	10,000	541.2	¥64,601	¥5,476,601	信用
14	H26.12.8	5,000	542.5	¥21,940	¥2,734,440	信用→現引
15	H26.12.8	5,000	542.5	¥6,733	¥2,719,233	信用→現引
16	H26.12.9	10,000	528.1	¥68,061	¥5,349,061	信用
17	H27.3.31	10,000	517.5	¥18,439	¥5,193,439	信用
18	H27.4.8	10,000	493.6	¥13,801	¥4,949,801	信用
株数合計		155,000		金額合計①	¥83,735,977	

2 保有中の株式の評価

※ 保有中株式の口頭弁論終結時の市場価格は現時点で不存在。

※ 一部請求の趣旨で、0円ではなく一株180円と評価。

	保有株式数	株式の評価		保有株式の評価額	備考
株数合計	10,000	180	金額合計②	¥1,800,000	

3 当該有価証券の処分価額

※「処分日」は約定日。 ※ 「取引諸経費」は手数料・税等が特定できる場合の金額。

番号	処分日	処分株式数	処分単価	取引諸経費	処分価額	備考
1	H27.5.11	10,000	403.3	¥0	¥4,033,000	信用
2	H27.5.11	4,000	403.3	¥0	¥1,613,200	信用
3	H27.5.11	10,000	403.3	¥0	¥4,033,000	信用
4	H27.5.11	10,000	403.3	¥0	¥4,033,000	信用
5	H27.5.11	10,000	403.3	¥0	¥4,033,000	信用
6	H27.5.11	10,000	403.3	¥0	¥4,033,000	信用
7	H27.5.11	1,000	403.3	¥0	¥403,300	信用
8	H27.5.11	10,000	403.3	¥0	¥4,033,000	信用
9	H27.5.11	10,000	403.3	¥0	¥4,033,000	信用
10	H27.5.11	10,000	403.3	¥0	¥4,033,000	信用
11	H27.5.11	10,000	403.3	¥0	¥4,033,000	信用
12	H27.5.11	10,000	403.3	¥0	¥4,033,000	信用
13	H27.5.11	20,000	403.3	¥870	¥8,065,130	現物
14	H27.5.11	20,000	403.3	¥870	¥8,065,130	現物
株数合計		145,000		金額合計③	¥58,476,760	

4 株式に関する損害額④ ※上記①－(上記②＋上記③)

¥23,459,217

5 弁護士費用⑤ ※上記④×10%

¥2,345,922

6 損害合計額⑥ (上記④＋上記⑤)

¥25,805,139

7 備考欄

別紙 各原告の損害額算定表

原告番号：19

氏名 甲1-19

1 原告が当該有価証券の取得について支払った額

※「取得日」は約定日。 ※「取引諸経費」は手数料・税等が特定できる場合の金額。

番号	取得日	取得株式数	取得単価	取引諸経費	取得について支払った額	備考
1	H26.12.24	10,000	507.4	¥6,480	¥5,080,480	
2	H26.12.24	10,000	515.3	¥7,314	¥5,160,314	
3	H27.1.23	5,000	478.0	¥3,235	¥2,393,235	
4	H27.1.23	5,000	478.7	¥3,240	¥2,396,740	
5	H27.1.23	5,000	479.1	¥3,245	¥2,398,745	
5	H27.2.17	4,000	469.7	¥2,174	¥1,880,974	
5	H27.3.12	2,000	476.1	¥1,109	¥953,309	
5	H27.3.12	2,000	476.2	¥1,109	¥953,509	
株数合計		43,000		金額合計①	¥21,217,306	

2 保有中の株式の評価

※ 保有中株式の口頭弁論終結時の市場価格は現時点で不存在。

※ 一部請求の趣旨で、0円ではなく一株180円と評価。

	保有株式数	株式の評価		保有株式の評価額	備考
株数合計			金額合計②	¥0	

3 当該有価証券の処分価額

※「処分日」は約定日。 ※「取引諸経費」は手数料・税等が特定できる場合の金額。

番号	処分日	処分株式数	処分単価	取引諸経費	処分価額	備考
1	H28.12.6	3,000	448.0	¥1,938	¥1,342,062	
2	H28.12.6	2,000	452.0	¥1,302	¥902,698	
3	H28.12.14	2,000	467.5	¥3,240	¥931,760	
4	H28.12.20	2,000	458.8	¥1,123	¥916,477	
5	H28.12.22	2,000	445.8	¥1,410	¥890,190	
6	H28.12.22	1,000	446.5	¥706	¥445,794	
7	H28.12.22	2,000	446.6	¥1,413	¥891,787	
8	H28.12.22	5,000	449.3	¥3,558	¥2,242,942	
9	H28.12.29	2,000	240.8	¥572	¥481,028	
10	H28.12.29	3,000	241.0	¥859	¥722,141	
11	H28.12.29	5,000	242.0	¥1,437	¥1,208,563	
12	H28.12.29	5,000	245.0	¥1,455	¥1,223,545	
13	H28.12.29	5,000	255.1	¥1,515	¥1,273,985	
14	H28.12.29	3,000	256.6	¥914	¥768,886	
15	H28.12.29	1,000	258.1	¥306	¥257,794	5000株中の1000株
株数合計		43,000		金額合計③	¥14,499,652	

4 株式に関する損害額④ ※上記①－(上記②＋上記③)

¥6,717,654

5 弁護士費用⑤ ※上記④×10%

¥671,765

6 損害合計額⑥ (上記④＋上記⑤)

¥7,389,419

7 備考欄

別紙 各原告の損害額算定表

原告番号：20

氏名 甲1-20

1 原告が当該有価証券の取得について支払った額

※「取得日」は約定日。 ※「取引諸経費」は手数料・税等が特定できる場合の金額。

番号	取得日	取得株式数	取得単価	取引諸経費	取得について支払った額	備考
1	H27.3.27	1,000	515.0	¥573	¥515,573	
2	H27.4.8	1,000	487.0	¥547	¥487,547	
3				¥0		
4				¥0		
5				¥0		
株数合計		2,000		金額合計①	¥1,003,120	

2 保有中の株式の評価

※ 保有中株式の口頭弁論終結時の市場価格は現時点で不存在。

※ 一部請求の趣旨で、0円ではなく一株180円と評価。

	保有株式数	株式の評価		保有株式の評価額	備考
株数合計			金額合計②	¥0	

3 当該有価証券の処分価額

※「処分日」は約定日。 ※「取引諸経費」は手数料・税等が特定できる場合の金額。

番号	処分日	処分株式数	処分単価	取引諸経費	処分価額	備考
1	H27.12.17	2,000	294.2	¥641	¥587,759	
2				¥0		
3				¥0		
4				¥0		
5				¥0		
株数合計		2,000		金額合計③	¥587,759	

4 株式に関する損害額④ ※上記①-(上記②+上記③)

¥415,361

5 弁護士費用⑤ ※上記④×10%

¥41,536

6 損害合計額⑥ (上記④+上記⑤)

¥456,897

7 備考欄

別紙 各原告の損害額算定表

原告番号：21

氏名 甲1-21

1 原告が当該有価証券の取得について支払った額

※ 「取得日」は約定日。 ※ 「取引諸経費」は手数料・税等が特定できる場合の金額。

番号	取得日	取得株式数	取得単価	取引諸経費	取得について支払った額	備考
1	H27.4.10	10,000	483.0	¥994	¥4,830,994	
2				¥0		
3				¥0		
4				¥0		
5				¥0		
株数合計		10,000		金額合計①	¥4,830,994	

2 保有中の株式の評価

※ 保有中株式の口頭弁論終結時の市場価格は現時点で不存在。

※ 一部請求の趣旨で、0円ではなく一株180円と評価。

	保有株式数	株式の評価		保有株式の評価額	備考
株数合計		180	金額合計②	¥0	

3 当該有価証券の処分価額

※ 「処分日」は約定日。 ※ 「取引諸経費」は手数料・税等が特定できる場合の金額。

番号	処分日	処分株式数	処分単価	取引諸経費	処分価額	備考
1	H28.12.27	10,000	371.1	¥994	¥3,710,006	
2				¥0		
3				¥0		
4				¥0		
5				¥0		
株数合計		10,000		金額合計③	¥3,710,006	

4 株式に関する損害額④ ※上記①－(上記②＋上記③)

¥1,120,988

5 弁護士費用⑤ ※上記④×10%

¥112,099

6 損害合計額⑥ (上記④＋上記⑤)

¥1,233,087

7 備考欄

別紙 各原告の損害額算定表

原告番号：22

氏名 甲1-22

1 原告が当該有価証券の取得について支払った額

※ 「取得日」は約定日。 ※ 「取引諸経費」は手数料・税等が特定できる場合の金額。

番号	取得日	取得株式数	取得単価	取引諸経費	取得について支払った額	備考
1	H25.9.26	4,000	434.0	¥15,156	¥1,751,156	
2	H25.9.26	6,000	433.0	¥22,683	¥2,620,683	
3				¥0		
4				¥0		
5				¥0		
株数合計		10,000		金額合計①	¥4,371,839	

2 保有中の株式の評価

※ 保有中株式の口頭弁論終結時の市場価格は現時点で不存在。

※ 一部請求の趣旨で、0円ではなく一株180円と評価。

	保有株式数	株式の評価		保有株式の評価額	備考
株数合計			金額合計②		

3 当該有価証券の処分価額

※ 「処分日」は約定日。 ※ 「取引諸経費」は手数料・税等が特定できる場合の金額。

番号	処分日	処分株式数	処分単価	取引諸経費	処分価額	備考
1	H28.12.28	10,000	311.6	¥29,238	¥3,086,762	
2				¥0		
3				¥0		
4				¥0		
5				¥0		
株数合計		10,000		金額合計③	¥3,086,762	

4 株式に関する損害額④ ※上記①－(上記②＋上記③)

¥1,285,077

5 弁護士費用⑤ ※上記④×10%

¥128,508

6 損害合計額⑥ (上記④＋上記⑤)

¥1,413,585

7 備考欄

別紙 各原告の損害額算定表

原告番号：23

氏名 甲1-23

1 原告が当該有価証券の取得について支払った額

※「取得日」は約定日。 ※「取引諸経費」は手数料・税等が特定できる場合の金額。

番号	取得日	取得株式数	取得単価	取引諸経費	取得について支払った額	備考
1	H24.4.24	10,000	330.0	¥70,000	¥3,370,000	
2				¥0		
3				¥0		
4				¥0		
5				¥0		
株数合計		10,000		金額合計①	¥3,370,000	

2 保有中の株式の評価

※ 保有中株式の口頭弁論終結時の市場価格は現時点で不存在。

※ 一部請求の趣旨で、0円ではなく一株180円と評価。

	保有株式数	株式の評価		保有株式の評価額	備考
株数合計			金額合計②	¥0	

3 当該有価証券の処分価額

※「処分日」は約定日。 ※「取引諸経費」は手数料・税等が特定できる場合の金額。

番号	処分日	処分株式数	処分単価	取引諸経費	処分価額	備考
1	H29.7.28	10,000	250.0	¥24,786	¥2,475,214	
2				¥0		
3				¥0		
4				¥0		
5				¥0		
株数合計		10,000		金額合計③	¥2,475,214	

4 株式に関する損害額④ ※上記①-(上記②+上記③)

¥894,786

5 弁護士費用⑤ ※上記④×10%

¥89,479

6 損害合計額⑥ (上記④+上記⑤)

¥984,265

7 備考欄

別紙 各原告の損害額算定表

原告番号：24

氏名 甲1-24

1 原告が当該有価証券の取得について支払った額

※「取得日」は約定日。 ※「取引諸経費」は手数料・税等が特定できる場合の金額。

番号	取得日	取得株式数	取得単価	取引諸経費	取得について支払った額	備考
1	H27.5.14	50,000	434.0	¥337,791	¥22,037,791	信用
2						
3						
4						
5						
株数合計		50,000		金額合計①	¥22,037,791	

2 保有中の株式の評価

※ 保有中株式の口頭弁論終結時の市場価格は現時点で不存在。

※ 一部請求の趣旨で、0円ではなく一株180円と評価。

	保有株式数	株式の評価		保有株式の評価額	備考
株数合計	0	180	金額合計②	¥0	

3 当該有価証券の処分価額

※「処分日」は約定日。 ※「取引諸経費」は手数料・税等が特定できる場合の金額。

番号	処分日	処分株式数	処分単価	取引諸経費	処分価額	備考
1	H28.11.13	50,000	289.0	¥100,158	¥14,349,842	信用
2						
3						
4						
5						
6						
7						
8						
株数合計		50,000		金額合計③	¥14,349,842	

4 株式に関する損害額④ ※上記①-(上記②+上記③)

¥7,687,949

5 弁護士費用⑤ ※上記④×10%

¥768,795

6 損害合計額⑥ (上記④+上記⑤)

¥8,456,744

7 備考欄

別紙 各原告の損害額算定表

原告番号：25

氏名 甲1-25

1 原告が当該有価証券の取得について支払った額

※ 「取得日」は約定日。 ※ 「取引諸経費」は手数料・税等が特定できる場合の金額。

番号	取得日	取得株式数	取得単価	取引諸経費	取得について支払った額	備考
1	H21.4.22	3,000	334.0	¥11,041	¥1,013,041	
2				¥0		
3				¥0		
4				¥0		
5				¥0		
株数合計		3,000		金額合計①	¥1,013,041	

2 保有中の株式の評価

※ 保有中株式の口頭弁論終結時の市場価格は現時点で不存在。

※ 一部請求の趣旨で、0円ではなく一株180円と評価。

	保有株式数	株式の評価		保有株式の評価額	備考
株数合計		180	金額合計②	¥0	

3 当該有価証券の処分価額

※ 「処分日」は約定日。 ※ 「取引諸経費」は手数料・税等が特定できる場合の金額。

番号	処分日	処分株式数	処分単価	取引諸経費	処分価額	備考
1	H29.8.1	3,000	270.0	¥9,185	¥800,815	
2				¥0		
3				¥0		
4				¥0		
5				¥0		
株数合計		3,000		金額合計③	¥800,815	

4 株式に関する損害額④ ※上記①－(上記②＋上記③)

¥212,226

5 弁護士費用⑤ ※上記④×10%

¥21,223

6 損害合計額⑥ (上記④＋上記⑤)

¥233,449

7 備考欄

別紙 各原告の損害額算定表

原告番号：1

氏名 甲2-1

1 原告が当該有価証券の取得について支払った額

※ 「取得日」は約定日。 ※ 「取引諸経費」は手数料・税等が特定できる場合の金額。

番号	取得日	取得株式数	取得単価	取引諸経費	取得について支払った額	備考
1	H26.12.19	1,000	495.4	¥6,152	¥501,552	大和証券
2	H26.12.19	2,000	500.0	¥12,420	¥1,012,420	SMBG日興証券
3				¥0		
4				¥0		
5				¥0		
株数合計		3,000		金額合計①	¥1,513,972	

2 保有中の株式の評価

※ 保有中株式の口頭弁論終結時の市場価格は現時点で不存在。

※ 一部請求の趣旨で、0円ではなく一株180円と評価。

	保有株式数	株式の評価		保有株式の評価額	備考
株数合計	3,000	180	金額合計②	¥540,000	

3 当該有価証券の処分価額

※ 「処分日」は約定日。 ※ 「取引諸経費」は手数料・税等が特定できる場合の金額。

番号	処分日	処分株式数	処分単価	取引諸経費	処分価額	備考
1				¥0		
2				¥0		
3				¥0		
4				¥0		
5				¥0		
株数合計		0		金額合計③	¥0	

4 株式に関する損害額④ ※上記①-(上記②+上記③)

¥973,972

5 弁護士費用⑤ ※上記④×10%

¥97,397

6 損害合計額⑥ (上記④+上記⑤)

¥1,071,369

7 備考欄

別紙 各原告の損害額算定表

原告番号 : 2

氏名 甲 2 - 2

1 原告が当該有価証券の取得について支払った額

※ 「取得日」は約定日。 ※ 「取引諸経費」は手数料・税等が特定できる場合の金額。

番号	取得日	取得株式数	取得単価	取引諸経費	取得について支払った額	備考
1	H27.3.12	1,000	475.8	¥293	¥476,093	
2	H27.3.24	1,000	519.8	¥525	¥520,325	
3				¥0		
4				¥0		
5				¥0		
株数合計		2,000		金額合計①	¥996,418	

2 保有中の株式の評価

※ 保有中株式の口頭弁論終結時の市場価格は現時点で不存在。

※ 一部請求の趣旨で、0円ではなく一株180円と評価。

	保有株式数	株式の評価		保有株式の評価額	備考
株数合計	0	180	金額合計②	¥0	

3 当該有価証券の処分価額

※ 「処分日」は約定日。 ※ 「取引諸経費」は手数料・税等が特定できる場合の金額。

番号	処分日	処分株式数	処分単価	取引諸経費	処分価額	備考
1	H28.12.1	1,000	430.7	¥0	¥430,407	
2	H28.12.5	1,000	435.3	¥0	¥435,007	
3				¥0		
4				¥0		
5				¥0		
株数合計		2,000		金額合計③	¥865,414	

4 株式に関する損害額④ ※上記① - (上記② + 上記③)

¥131,004

5 弁護士費用⑤ ※上記④ × 10%

¥13,100

6 損害合計額⑥ (上記④ + 上記⑤)

¥144,104

7 備考欄

別紙 各原告の損害額算定表

原告番号：3

氏名 甲2-3

1 原告が当該有価証券の取得について支払った額

※「取得日」は約定日。 ※「取引諸経費」は手数料・税等が特定できる場合の金額。

番号	取得日	取得株式数	取得単価	取引諸経費	取得について支払った額	備考
1	H22.1.13	1,000	533.0	¥639	¥533,639	
2				¥0		
3				¥0		
4				¥0		
5				¥0		
株数合計		1,000		金額合計①	¥533,639	

2 保有中の株式の評価

※ 保有中株式の口頭弁論終結時の市場価格は現時点で不存在。

※ 一部請求の趣旨で、0円ではなく一株180円と評価。

	保有株式数	株式の評価		保有株式の評価額	備考
株数合計	0		金額合計②	¥0	

3 当該有価証券の処分価額

※「処分日」は約定日。 ※「取引諸経費」は手数料・税等が特定できる場合の金額。

番号	処分日	処分株式数	処分単価	取引諸経費	処分価額	備考
1	H28.6.21	1,000	297.6	¥368	¥297,232	
2				¥0		
3				¥0		
4				¥0		
5				¥0		
株数合計		1,000		金額合計③	¥297,232	

4 株式に関する損害額④ ※上記①－(上記②＋上記③)

¥236,407

5 弁護士費用⑤ ※上記④×10%

¥23,641

6 損害合計額⑥ (上記④＋上記⑤)

¥260,048

7 備考欄

別紙 各原告の損害額算定表

原告番号 : 4

氏名 甲 2 - 4

1 原告が当該有価証券の取得について支払った額

※ 「取得日」は約定日。 ※ 「取引諸経費」は手数料・税等が特定できる場合の金額。

番号	取得日	取得株式数	取得単価	取引諸経費	取得について支払った額	備考
1	H25.5.22	5,000	543.0	¥19,530	¥2,734,530	
2	H25.8.14	5,000	403.0	¥15,120	¥2,030,120	
3				¥0		
4				¥0		
5				¥0		
株数合計		10,000		金額合計①	¥4,764,650	

2 保有中の株式の評価

※ 保有中株式の口頭弁論終結時の市場価格は現時点で不存在。

※ 一部請求の趣旨で、0円ではなく一株180円と評価。

	保有株式数	株式の評価		保有株式の評価額	備考
株数合計			金額合計②	¥0	

3 当該有価証券の処分価額

※ 「処分日」は約定日。 ※ 「取引諸経費」は手数料・税等が特定できる場合の金額。

番号	処分日	処分株式数	処分単価	取引諸経費	処分価額	備考
1	H27.7.13	5,000	370.0	¥13,517	¥1,836,483	
2	H28.1.14	5,000	227.0	¥9,192	¥1,125,808	
3				¥0		
4				¥0		
5				¥0		
株数合計		10,000		金額合計③	¥2,962,291	

4 株式に関する損害額④ ※上記① - (上記② + 上記③)

¥1,802,359

5 弁護士費用⑤ ※上記④ × 10%

¥180,236

6 損害合計額⑥ (上記④ + 上記⑤)

¥1,982,595

7 備考欄

別紙 各原告の損害額算定表

原告番号：5

氏名 甲2-5

1 原告が当該有価証券の取得について支払った額

※ 「取得日」は約定日。 ※ 「取引諸経費」は手数料・税等が特定できる場合の金額。

番号	取得日	取得株式数	取得単価	取引諸経費	取得について支払った額	備考
1	H24.3.29	3,000	369.0	¥3,901	¥1,110,901	みずほ
2	H24.5.1	3,000	321.0	¥3,488	¥966,488	みずほ
3	H25.2.27	1,000	410.0	¥400	¥410,400	内藤
4	H25.4.16	3,000	525.0	¥1,350	¥1,576,350	内藤
5	H25.5.16	1,000	506.0	¥1,672	¥507,672	みずほ
6	H25.5.23	1,000	522.0	¥1,726	¥523,726	みずほ
7	H25.5.24	1,000	518.0	¥720	¥518,720	内藤
8	H25.7.11	1,000	464.0	¥1,534	¥465,534	みずほ
9	H25.7.26	1,000	470.0	¥1,554	¥471,554	みずほ
10	H25.8.22	1,000	379.0	¥1,252	¥380,252	みずほ
11	H25.9.24	3,000	427.0	¥4,015	¥1,285,015	みずほ
12	H25.11.8	1,000	405.0	¥1,338	¥406,338	みずほ
13	H26.1.27	1,000	466.0	¥1,540	¥467,540	みずほ
14	H26.5.7	1,000	388.0	¥1,319	¥389,319	みずほ
15	H26.8.7	1,000	448.0	¥1,523	¥449,523	みずほ
16	H26.10.2	2,000	494.0	¥3,360	¥991,360	みずほ
17	H26.12.16	2,000	499.0	¥3,394	¥1,001,394	みずほ
18	H27.1.6	2,000	500.0	¥3,402	¥1,003,402	みずほ
19	H27.3.3	1,000	492.0	¥1,672	¥493,672	みずほ
20	H27.3.3	1,000	486.0	¥1,654	¥487,654	みずほ
株数合計		31,000		金額合計①	¥13,906,814	

2 保有中の株式の評価

※ 保有中株式の口頭弁論終結時の市場価格は現時点で不存在。

※ 一部請求の趣旨で、0円ではなく一株180円と評価。

	保有株式数	株式の評価		保有株式の評価額	備考
株数合計			金額合計②	¥0	

3 当該有価証券の処分価額

※「処分日」は約定日。 ※「取引諸経費」は手数料・税等が特定できる場合の金額。

番号	処分日	処分株式数	処分単価	取引諸経費	処分価額	備考
1	H27.5.11	2,000	403.3	¥2,629	¥803,971	みずほ
2	H27.5.11	1,000	403.3	¥1,316	¥401,984	みずほ
3	H27.5.11	2,000	403.3	¥740	¥805,860	内藤
4	H28.6.9	3,000	293.0	¥740	¥878,260	内藤
5	H28.7.13	23,000	303.0	¥17,464	¥6,951,536	みずほ
株数合計		31,000		金額合計③	¥9,841,611	

4 株式に関する損害額④ ※上記①－(上記②＋上記③)

¥4,065,203

5 弁護士費用⑤ ※上記④×10%

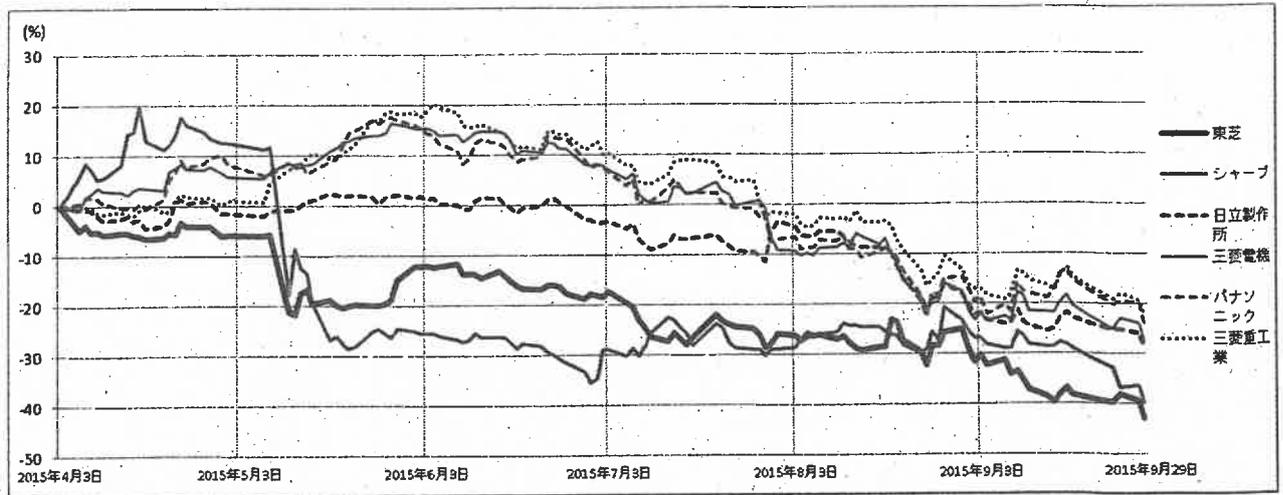
¥406,520

6 損害合計額⑥ (上記④＋上記⑤)

¥4,471,723

7 備考欄

別紙 10



別紙11の1(算定対象株式の特定、処分株式等に占める算定対象株式の割合及び取得単価の計算明細)

番号	原告名	H22.6.24 時点の 保有株式 数	H22.6.24～ H27.4.3の 取得株式 数	H22.6.24～ H27.4.3の 処分株式 数	H27.4.3時 点の 保有株式 数	算定対象株式	H27.4.4以降 の 取得株式数	H27.4.4以降 の 処分株式数	現時点の 未処分株 式数	処分株式等に占める 算定対象株式の割合	H22.6.24～H27.4.3に 取得した株式に係る 約定金額の合計(円)	取得単価(円)	別紙11-2[G] (円)
		[A]	[B]		[C]	$[D]=[C] \times [B] / ([A]+[B])$	[E]	[F]	[G]	$[H]=[D] / ([C]+[E])$	[I]	$[J]=[I] / [B]$	[K]
1-01	甲1-1	2,000	751,000	728,000	25,000	24,934	-	25,000	-	99.7%	335,239,000	446.4	3850915
1-02	甲1-2	-	3,000	-	3,000	3,000	-	-	3,000	100.0%	944,000	314.7	0
1-03	甲1-3	6,000	123,000	119,000	10,000	9,535	16,000	26,000	-	36.7%	59,271,400	481.9	720752
1-04	甲1-4	1,000	6,000	4,000	3,000	2,571	-	3,000	-	85.7%	2,694,000	449.0	144490
1-06	甲1-6	-	10,000	-	10,000	10,000	-	10,000	-	100.0%	4,400,000	440.0	1087000
1-07	甲1-7	-	2,000	-	2,000	2,000	-	2,000	-	100.0%	860,000	430.0	127200
1-08	甲1-8	-	2,000	1,000	1,000	1,000	-	1,000	-	100.0%	922,400	461.2	169300
1-09	甲1-9	-	3,000	1,000	2,000	2,000	-	-	2,000	100.0%	1,472,000	490.7	109200
1-10	甲1-10	-	2,000	-	2,000	2,000	-	2,000	-	100.0%	1,092,000	546.0	422200
1-11	甲1-11	-	8,000	-	8,000	8,000	17,000	25,000	-	32.0%	3,725,000	465.6	1158336
1-12	甲1-12	-	30,000	20,000	10,000	10,000	-	10,000	-	100.0%	12,450,000	415.0	1231000
1-14	甲1-14	-	81,000	76,000	5,000	5,000	14,000	19,000	-	26.3%	34,483,600	425.7	362229
1-15	甲1-15	-	10,000	-	10,000	10,000	-	10,000	-	100.0%	5,370,000	537.0	2205000
1-16	甲1-16	2,000	14,000	15,000	1,000	875	25,000	26,000	-	3.4%	4,938,000	352.7	43538
1-17	甲1-17	-	10,000	7,000	3,000	3,000	-	-	3,000	100.0%	4,656,100	465.6	88500
1-18	甲1-18	40,000	7,864,000	7,759,000	145,000	144,266	1,707,000	1,842,000	10,000	7.8%	3,892,841,100	495.0	10911856
1-19	甲1-19	-	93,000	50,000	43,000	43,000	19,000	62,000	-	69.4%	41,115,400	442.1	4482268
1-20	甲1-20	-	13,000	12,000	1,000	1,000	4,000	5,000	-	20.0%	6,575,500	505.8	212980
1-21	甲1-21	-	33,000	33,000	-	-	10,000	10,000	-	0.0%	13,830,000	419.1	0
1-22	甲1-22	-	10,000	-	10,000	10,000	-	10,000	-	100.0%	4,334,000	433.4	1218000
1-23	甲1-23	-	10,000	-	10,000	10,000	-	10,000	-	100.0%	3,300,000	330.0	381000
2-01	甲2-1	-	3,000	-	3,000	3,000	-	-	3,000	100.0%	1,495,400	498.5	187200
2-02	甲2-2	-	7,000	5,000	2,000	2,000	2,000	4,000	-	50.0%	3,372,600	481.8	238700
2-04	甲2-4	-	10,000	-	10,000	10,000	-	10,000	-	100.0%	4,730,000	473.0	1420500
2-05	甲2-5	1,000	49,000	19,000	31,000	30,380	25,000	56,000	-	54.3%	20,534,000	419.1	3147718

別紙11の2（取引単位ごとの損害額の計算明細）

番号	原告名	約定日	処分株式数	処分単価(円)	調整後 処分単価(円)	取得単価(円)	調整後 取得単価(円)	1株当たりの 損害額(円)	処分株式等に占め る 算定対象株式の割 合	取引単位ごとの 損害額(円)	各原告の小 計(円)
			[A]		[B]	別紙11-1[J]	[C]	[D]=[C]-[B]	[E]=別紙11-1[H]	[F]=[A]×[D]×[E]	[G]
1-01	甲1-1	2016.02.22	5,000	182.0	291.9	446.4	446.4	154.5	99.7%	770,183	
1-01	甲1-1	2016.03.02	5,000	182.0	291.9	446.4	446.4	154.5	99.7%	770,183	
1-01	甲1-1	2016.03.03	5,000	192.0	291.9	446.4	446.4	154.5	99.7%	770,183	
1-01	甲1-1	2016.03.03	5,000	207.0	291.9	446.4	446.4	154.5	99.7%	770,183	
1-01	甲1-1	2016.04.05	2,000	208.0	291.9	446.4	446.4	154.5	99.7%	308,073	
1-01	甲1-1	2017.03.08	2,000	223.0	291.9	446.4	446.4	154.5	99.7%	308,073	
1-01	甲1-1	2017.04.12	1,000	221.1	291.9	446.4	446.4	154.5	99.7%	154,037	
1-02	甲1-2	保有中	3,000	436.1	436.1	314.7	314.7	0	100.0%	0	0
1-03	甲1-3	2015.05.11	15,000	403.3	403.3	481.9	481.9	78.6	36.7%	432,693	720,752
1-03	甲1-3	2015.06.26	9,000	422.4	422.4	481.9	481.9	59.5	36.7%	196,529	
1-03	甲1-3	2015.06.26	1,000	422.5	422.5	481.9	481.9	59.4	36.7%	21,800	
1-03	甲1-3	2017.03.24	1,000	220.0	291.9	481.9	481.9	190.0	36.7%	69,730	
1-04	甲1-4	2015.07.21	3,000	392.8	392.8	449.0	449.0	56.2	85.7%	144,490	144,490
1-06	甲1-6	2015.11.05	1,000	331.4	331.4	440.0	440.0	108.6	100.0%	108,600	1,087,000
1-06	甲1-6	2015.11.05	8,000	331.3	331.3	440.0	440.0	108.7	100.0%	869,600	
1-06	甲1-6	2015.11.05	1,000	331.2	331.2	440.0	440.0	108.8	100.0%	108,800	
1-07	甲1-7	2016.10.13	2,000	366.4	366.4	430.0	430.0	63.6	100.0%	127,200	127,200
1-08	甲1-8	2017.01.19	1,000	257.5	291.9	461.2	461.2	169.3	100.0%	169,300	169,300
1-09	甲1-9	保有中	2,000	436.1	436.1	490.7	490.7	54.6	100.0%	109,200	109,200
1-10	甲1-10	2015.12.08	2,000	301.3	301.3	546.0	512.4	211.1	100.0%	422,200	422,200
1-11	甲1-11	2015.08.25	10,000	352.7	352.7	465.6	465.6	112.9	32.0%	361,280	1,158,336
1-11	甲1-11	2017.05.02	5,000	247.0	291.9	465.6	465.6	173.7	32.0%	277,920	
1-11	甲1-11	2017.12.04	5,000	281.2	291.9	465.6	465.6	173.7	32.0%	277,920	
1-11	甲1-11	2018.02.20	1,000	310.0	310.0	465.6	465.6	155.6	32.0%	49,792	
1-11	甲1-11	2018.02.26	1,000	310.2	310.2	465.6	465.6	155.4	32.0%	49,728	
1-11	甲1-11	2018.03.14	2,000	318.0	318.0	465.6	465.6	147.6	32.0%	94,464	
1-11	甲1-11	2018.03.14	1,000	318.0	318.0	465.6	465.6	147.6	32.0%	47,232	
1-12	甲1-12	2017.02.02	10,000	243.2	291.9	415.0	415.0	123.1	100.0%	1,231,000	1,231,000
1-14	甲1-14	2015.05.11	1,000	403.3	403.3	425.7	425.7	22.4	26.3%	5,891	362,229
1-14	甲1-14	2015.05.13	4,000	402.0	402.0	425.7	425.7	23.7	26.3%	24,932	
1-14	甲1-14	2015.05.20	3,000	408.3	408.3	425.7	425.7	17.4	26.3%	13,729	
1-14	甲1-14	2015.11.30	3,000	301.8	301.8	425.7	425.7	123.9	26.3%	97,757	
1-14	甲1-14	2016.11.25	2,000	409.0	409.0	425.7	425.7	16.7	26.3%	8,784	
1-14	甲1-14	2017.01.05	3,000	285.0	291.9	425.7	425.7	133.8	26.3%	105,568	
1-14	甲1-14	2017.02.23	3,000	209.8	291.9	425.7	425.7	133.8	26.3%	105,568	

番号	原告名	約定日	処分株式数	処分単価(円)	調整後 処分単価(円)	取得単価(円)	調整後 取得単価(円)	1株当たりの 損害額(円)	処分株式等に占め る 算定対象株式の割 合	取引単位ごとの 損害額(円)	各原告の小 計(円)
			[A]		[B]	別紙11-1[J]	[C]	[D]=[C]-[B]	[E]=別紙11-1[H]	[F]=[A]×[D]×[E]	[G]
1-15	甲1-15	2015.12.24	10,000	222.5	291.9	537.0	512.4	220.5	100.0%	2,205,000	2,205,000
1-16	甲1-16	2015.07.21	1,000	396.0	396.0	352.7	352.7	0	3.4%	0	
1-16	甲1-16	2016.11.24	1,000	403.0	403.0	352.7	352.7	0	3.4%	0	
1-16	甲1-16	2016.12.07	1,000	459.7	459.7	352.7	352.7	0	3.4%	0	
1-16	甲1-16	2017.06.26	1,000	300.0	300.0	352.7	352.7	52.7	3.4%	1,792	
1-16	甲1-16	2017.06.26	1,000	293.3	293.3	352.7	352.7	59.4	3.4%	2,020	
1-16	甲1-16	2017.06.26	1,000	289.0	291.9	352.7	352.7	60.8	3.4%	2,067	
1-16	甲1-16	2017.06.30	1,000	280.1	291.9	352.7	352.7	60.8	3.4%	2,067	
1-16	甲1-16	2017.07.04	1,000	263.7	291.9	352.7	352.7	60.8	3.4%	2,067	
1-16	甲1-16	2017.07.04	1,000	262.4	291.9	352.7	352.7	60.8	3.4%	2,067	
1-16	甲1-16	2017.07.04	1,000	261.7	291.9	352.7	352.7	60.8	3.4%	2,067	
1-16	甲1-16	2017.07.04	1,000	260.9	291.9	352.7	352.7	60.8	3.4%	2,067	
1-16	甲1-16	2017.07.04	1,000	259.0	291.9	352.7	352.7	60.8	3.4%	2,067	
1-16	甲1-16	2017.07.05	1,000	260.5	291.9	352.7	352.7	60.8	3.4%	2,067	
1-16	甲1-16	2017.07.05	1,000	258.0	291.9	352.7	352.7	60.8	3.4%	2,067	
1-16	甲1-16	2017.07.05	1,000	256.0	291.9	352.7	352.7	60.8	3.4%	2,067	
1-16	甲1-16	2017.07.06	1,000	256.0	291.9	352.7	352.7	60.8	3.4%	2,067	
1-16	甲1-16	2017.07.07	1,000	257.0	291.9	352.7	352.7	60.8	3.4%	2,067	
1-16	甲1-16	2017.07.10	1,000	259.0	291.9	352.7	352.7	60.8	3.4%	2,067	
1-16	甲1-16	2017.07.12	1,000	256.0	291.9	352.7	352.7	60.8	3.4%	2,067	
1-16	甲1-16	2017.07.12	1,000	255.0	291.9	352.7	352.7	60.8	3.4%	2,067	
1-16	甲1-16	2017.07.12	1,000	254.0	291.9	352.7	352.7	60.8	3.4%	2,067	
1-16	甲1-16	2017.07.12	1,000	253.4	291.9	352.7	352.7	60.8	3.4%	2,067	
1-16	甲1-16	2017.07.18	1,000	239.8	291.9	352.7	352.7	60.8	3.4%	2,067	
1-16	甲1-16	2018.06.07	1,000	314.0	314.0	352.7	352.7	38.7	3.4%	1,316	
1-16	甲1-16	2018.06.13	1,000	335.0	335.0	352.7	352.7	17.7	3.4%	602	
1-16	甲1-16	2018.06.27	1,000	335.0	335.0	352.7	352.7	17.7	3.4%	602	43,538
1-17	甲1-17	保有中	3,000	436.1	436.1	465.6	465.6	29.5	100.0%	88,500	88,500
1-18	甲1-18	2015.04.07	5,000	490.2	490.2	495.0	495.0	4.8	7.8%	1,872	
1-18	甲1-18	2015.04.07	10,000	486.9	486.9	495.0	495.0	8.1	7.8%	6,318	
1-18	甲1-18	2015.04.08	10,000	493.7	493.7	495.0	495.0	1.3	7.8%	1,014	
1-18	甲1-18	2015.05.11	1,000	403.3	403.3	495.0	495.0	91.7	7.8%	7,153	
1-18	甲1-18	2015.05.11	4,000	403.3	403.3	495.0	495.0	91.7	7.8%	28,610	
1-18	甲1-18	2015.05.11	10,000	403.3	403.3	495.0	495.0	91.7	7.8%	71,526	
1-18	甲1-18	2015.05.11	10,000	403.3	403.3	495.0	495.0	91.7	7.8%	71,526	
1-18	甲1-18	2015.05.11	10,000	403.3	403.3	495.0	495.0	91.7	7.8%	71,526	
1-18	甲1-18	2015.05.11	10,000	403.3	403.3	495.0	495.0	91.7	7.8%	71,526	
1-18	甲1-18	2015.05.11	10,000	403.3	403.3	495.0	495.0	91.7	7.8%	71,526	

番号	原告名	約定日	処分株式数	処分単価(円)	調整後 処分単価(円)	取得単価(円)	調整後 取得単価(円)	1株当たりの 損害額(円)	処分株式等に占め る 算定対象株式の割 合	取引単位ごとの 損害額(円)	各原告の小 計(円)
			[A]		[B]	別紙11-1[J]	[C]	[D]=[C]-[B]	[E]=別紙11-1[H]	[F]=[A]×[D]×[E]	[G]
1-18	甲1-18	2015.05.11	10,000	403.3	403.3	495.0	495.0	91.7	7.8%	71,526	
1-18	甲1-18	2015.05.11	10,000	403.3	403.3	495.0	495.0	91.7	7.8%	71,526	
1-18	甲1-18	2015.05.11	10,000	403.3	403.3	495.0	495.0	91.7	7.8%	71,526	
1-18	甲1-18	2015.05.11	10,000	403.3	403.3	495.0	495.0	91.7	7.8%	71,526	
1-18	甲1-18	2015.05.11	10,000	403.3	403.3	495.0	495.0	91.7	7.8%	71,526	
1-18	甲1-18	2015.05.11	20,000	403.3	403.3	495.0	495.0	91.7	7.8%	143,052	
1-18	甲1-18	2015.05.11	20,000	403.3	403.3	495.0	495.0	91.7	7.8%	143,052	
1-18	甲1-18	2015.05.12	10,000	398.2	398.2	495.0	495.0	96.8	7.8%	75,504	
1-18	甲1-18	2015.05.12	4,000	385.3	385.3	495.0	495.0	109.7	7.8%	34,226	
1-18	甲1-18	2015.05.12	6,000	385.3	385.3	495.0	495.0	109.7	7.8%	51,340	
1-18	甲1-18	2015.05.13	5,000	423.4	423.4	495.0	495.0	71.6	7.8%	27,924	
1-18	甲1-18	2015.05.13	1,000	423.3	423.3	495.0	495.0	71.7	7.8%	5,593	
1-18	甲1-18	2015.05.13	9,000	423.3	423.3	495.0	495.0	71.7	7.8%	50,333	
1-18	甲1-18	2015.05.13	4,000	423.3	423.3	495.0	495.0	71.7	7.8%	22,370	
1-18	甲1-18	2015.05.13	1,000	423.2	423.2	495.0	495.0	71.8	7.8%	5,600	
1-18	甲1-18	2015.05.13	10,000	423.2	423.2	495.0	495.0	71.8	7.8%	56,004	
1-18	甲1-18	2015.05.13	10,000	422.9	422.9	495.0	495.0	72.1	7.8%	56,238	
1-18	甲1-18	2015.05.13	10,000	421.9	421.9	495.0	495.0	73.1	7.8%	57,018	
1-18	甲1-18	2015.05.13	10,000	421.9	421.9	495.0	495.0	73.1	7.8%	57,018	
1-18	甲1-18	2015.05.13	10,000	421.8	421.8	495.0	495.0	73.2	7.8%	57,096	
1-18	甲1-18	2015.05.13	10,000	421.8	421.8	495.0	495.0	73.2	7.8%	57,096	
1-18	甲1-18	2015.05.13	10,000	421.7	421.7	495.0	495.0	73.3	7.8%	57,174	
1-18	甲1-18	2015.05.13	2,000	421.7	421.7	495.0	495.0	73.3	7.8%	11,435	
1-18	甲1-18	2015.05.13	8,000	421.6	421.6	495.0	495.0	73.4	7.8%	45,802	
1-18	甲1-18	2015.05.13	6,000	421.5	421.5	495.0	495.0	73.5	7.8%	34,398	
1-18	甲1-18	2015.05.13	4,000	421.5	421.5	495.0	495.0	73.5	7.8%	22,932	
1-18	甲1-18	2015.05.13	10,000	421.3	421.3	495.0	495.0	73.7	7.8%	57,486	
1-18	甲1-18	2015.05.13	4,000	418.1	418.1	495.0	495.0	76.9	7.8%	23,993	
1-18	甲1-18	2015.05.13	6,000	418.0	418.0	495.0	495.0	77.0	7.8%	36,036	
1-18	甲1-18	2015.05.13	10,000	417.8	417.8	495.0	495.0	77.2	7.8%	60,216	
1-18	甲1-18	2015.05.13	10,000	417.7	417.7	495.0	495.0	77.3	7.8%	60,294	
1-18	甲1-18	2015.05.13	10,000	417.5	417.5	495.0	495.0	77.5	7.8%	60,450	
1-18	甲1-18	2015.05.13	10,000	417.4	417.4	495.0	495.0	77.6	7.8%	60,528	
1-18	甲1-18	2015.05.13	10,000	417.3	417.3	495.0	495.0	77.7	7.8%	60,606	
1-18	甲1-18	2015.05.13	10,000	417.3	417.3	495.0	495.0	77.7	7.8%	60,606	
1-18	甲1-18	2015.05.13	10,000	417.2	417.2	495.0	495.0	77.8	7.8%	60,684	
1-18	甲1-18	2015.05.13	10,000	416.8	416.8	495.0	495.0	78.2	7.8%	60,996	
1-18	甲1-18	2015.05.13	1,000	416.7	416.7	495.0	495.0	78.3	7.8%	6,107	

番号	原告名	約定日	処分株式数	処分単価(円)	調整後 処分単価(円)	取得単価(円)	調整後 取得単価(円)	1株当たりの 損害額(円)	処分株式等に占め る 算定対象株式の割 合	取引単位ごとの 損害額(円)	各原告の小 計(円)
			[A]		[B]	別紙11-1[J]	[C]	[D]=[C]-[B]	[E]=別紙11-1[H]	[F]=[A]×[D]×[E]	[G]
1-18	甲1-18	2015.05.13	10,000	416.7	416.7	495.0	495.0	78.3	7.8%	61,074	
1-18	甲1-18	2015.05.13	10,000	416.7	416.7	495.0	495.0	78.3	7.8%	61,074	
1-18	甲1-18	2015.05.13	8,000	416.6	416.6	495.0	495.0	78.4	7.8%	48,922	
1-18	甲1-18	2015.05.13	1,000	416.5	416.5	495.0	495.0	78.5	7.8%	6,123	
1-18	甲1-18	2015.05.13	10,000	416.5	416.5	495.0	495.0	78.5	7.8%	61,230	
1-18	甲1-18	2015.05.13	10,000	416.5	416.5	495.0	495.0	78.5	7.8%	61,230	
1-18	甲1-18	2015.05.13	10,000	413.9	413.9	495.0	495.0	81.1	7.8%	63,258	
1-18	甲1-18	2015.05.13	10,000	413.9	413.9	495.0	495.0	81.1	7.8%	63,258	
1-18	甲1-18	2015.05.13	10,000	413.6	413.6	495.0	495.0	81.4	7.8%	63,492	
1-18	甲1-18	2015.05.13	10,000	413.4	413.4	495.0	495.0	81.6	7.8%	63,648	
1-18	甲1-18	2015.05.13	10,000	413.3	413.3	495.0	495.0	81.7	7.8%	63,726	
1-18	甲1-18	2015.05.13	10,000	412.9	412.9	495.0	495.0	82.1	7.8%	64,038	
1-18	甲1-18	2015.05.13	10,000	412.9	412.9	495.0	495.0	82.1	7.8%	64,038	
1-18	甲1-18	2015.05.13	10,000	412.9	412.9	495.0	495.0	82.1	7.8%	64,038	
1-18	甲1-18	2015.05.13	10,000	412.9	412.9	495.0	495.0	82.1	7.8%	64,038	
1-18	甲1-18	2015.05.13	10,000	412.9	412.9	495.0	495.0	82.1	7.8%	64,038	
1-18	甲1-18	2015.05.13	10,000	412.8	412.8	495.0	495.0	82.2	7.8%	64,116	
1-18	甲1-18	2015.05.13	10,000	411.9	411.9	495.0	495.0	83.1	7.8%	64,818	
1-18	甲1-18	2015.05.13	10,000	411.9	411.9	495.0	495.0	83.1	7.8%	64,818	
1-18	甲1-18	2015.05.13	4,000	411.5	411.5	495.0	495.0	83.5	7.8%	26,052	
1-18	甲1-18	2015.05.13	10,000	411.4	411.4	495.0	495.0	83.6	7.8%	65,208	
1-18	甲1-18	2015.05.13	11,000	411.4	411.4	495.0	495.0	83.6	7.8%	71,729	
1-18	甲1-18	2015.05.13	10,000	410.5	410.5	495.0	495.0	84.5	7.8%	65,910	
1-18	甲1-18	2015.05.13	7,000	410.4	410.4	495.0	495.0	84.6	7.8%	46,192	
1-18	甲1-18	2015.05.13	10,000	410.3	410.3	495.0	495.0	84.7	7.8%	66,066	
1-18	甲1-18	2015.05.13	10,000	410.3	410.3	495.0	495.0	84.7	7.8%	66,066	
1-18	甲1-18	2015.05.13	3,000	410.3	410.3	495.0	495.0	84.7	7.8%	19,820	
1-18	甲1-18	2015.05.13	20,000	409.4	409.4	495.0	495.0	85.6	7.8%	133,536	
1-18	甲1-18	2015.05.13	10,000	408.2	408.2	495.0	495.0	86.8	7.8%	67,704	
1-18	甲1-18	2015.05.13	10,000	407.7	407.7	495.0	495.0	87.3	7.8%	68,094	
1-18	甲1-18	2015.05.13	10,000	407.6	407.6	495.0	495.0	87.4	7.8%	68,172	
1-18	甲1-18	2015.05.13	1,000	406.9	406.9	495.0	495.0	88.1	7.8%	6,872	
1-18	甲1-18	2015.05.13	9,000	406.9	406.9	495.0	495.0	88.1	7.8%	61,846	
1-18	甲1-18	2015.05.13	10,000	406.9	406.9	495.0	495.0	88.1	7.8%	68,718	
1-18	甲1-18	2015.05.14	10,000	445.8	445.8	495.0	495.0	49.2	7.8%	38,376	
1-18	甲1-18	2015.05.14	10,000	444.7	444.7	495.0	495.0	50.3	7.8%	39,234	
1-18	甲1-18	2015.05.14	10,000	444.0	444.0	495.0	495.0	51.0	7.8%	39,780	
1-18	甲1-18	2015.05.14	9,000	442.6	442.6	495.0	495.0	52.4	7.8%	36,785	
1-18	甲1-18	2015.05.14	1,000	442.4	442.4	495.0	495.0	52.6	7.8%	4,103	

番号	原告名	約定日	処分株式数	処分単価(円)	調整後 処分単価(円)	取得単価(円)	調整後 取得単価(円)	1株当たりの 損害額(円)	処分株式等に占め る 算定対象株式の割 合	取引単位ごとの 損害額(円)	各原告の小 計(円)
			[A]		[B]	別紙11-1[J]	[C]	[D]=[C]-[B]	[E]=別紙11-1[H]	[F]=[A]×[D]×[E]	[G]
1-18	甲1-18	2015.05.14	10,000	441.8	441.8	495.0	495.0	53.2	7.8%	41,496	
1-18	甲1-18	2015.05.14	10,000	439.3	439.3	495.0	495.0	55.7	7.8%	43,446	
1-18	甲1-18	2015.05.14	10,000	438.8	438.8	495.0	495.0	56.2	7.8%	43,836	
1-18	甲1-18	2015.05.14	10,000	438.0	438.0	495.0	495.0	57.0	7.8%	44,460	
1-18	甲1-18	2015.05.14	1,000	436.7	436.7	495.0	495.0	58.3	7.8%	4,547	
1-18	甲1-18	2015.05.14	3,000	436.7	436.7	495.0	495.0	58.3	7.8%	13,642	
1-18	甲1-18	2015.05.14	6,000	436.7	436.7	495.0	495.0	58.3	7.8%	27,284	
1-18	甲1-18	2015.05.14	10,000	435.6	435.6	495.0	495.0	59.4	7.8%	46,332	
1-18	甲1-18	2015.05.14	10,000	435.5	435.5	495.0	495.0	59.5	7.8%	46,410	
1-18	甲1-18	2015.05.14	10,000	435.5	435.5	495.0	495.0	59.5	7.8%	46,410	
1-18	甲1-18	2015.05.14	5,000	434.8	434.8	495.0	495.0	60.2	7.8%	23,478	
1-18	甲1-18	2015.05.14	5,000	434.7	434.7	495.0	495.0	60.3	7.8%	23,517	
1-18	甲1-18	2015.05.14	10,000	434.7	434.7	495.0	495.0	60.3	7.8%	47,034	
1-18	甲1-18	2015.05.14	10,000	434.0	434.0	495.0	495.0	61.0	7.8%	47,580	
1-18	甲1-18	2015.05.14	10,000	434.0	434.0	495.0	495.0	61.0	7.8%	47,580	
1-18	甲1-18	2015.05.14	10,000	433.9	433.9	495.0	495.0	61.1	7.8%	47,658	
1-18	甲1-18	2015.05.14	10,000	433.8	433.8	495.0	495.0	61.2	7.8%	47,736	
1-18	甲1-18	2015.05.14	10,000	433.6	433.6	495.0	495.0	61.4	7.8%	47,892	
1-18	甲1-18	2015.05.14	10,000	433.3	433.3	495.0	495.0	61.7	7.8%	48,126	
1-18	甲1-18	2015.05.14	10,000	433.1	433.1	495.0	495.0	61.9	7.8%	48,282	
1-18	甲1-18	2015.05.14	10,000	433.0	433.0	495.0	495.0	62.0	7.8%	48,360	
1-18	甲1-18	2015.05.14	10,000	432.9	432.9	495.0	495.0	62.1	7.8%	48,438	
1-18	甲1-18	2015.05.14	20,000	432.8	432.8	495.0	495.0	62.2	7.8%	97,032	
1-18	甲1-18	2015.05.14	20,000	432.7	432.7	495.0	495.0	62.3	7.8%	97,188	
1-18	甲1-18	2015.05.14	20,000	432.7	432.7	495.0	495.0	62.3	7.8%	97,188	
1-18	甲1-18	2015.05.14	20,000	431.8	431.8	495.0	495.0	63.2	7.8%	98,592	
1-18	甲1-18	2015.05.14	10,000	431.4	431.4	495.0	495.0	63.6	7.8%	49,608	
1-18	甲1-18	2015.05.14	20,000	430.9	430.9	495.0	495.0	64.1	7.8%	99,996	
1-18	甲1-18	2015.05.14	10,000	429.9	429.9	495.0	495.0	65.1	7.8%	50,778	
1-18	甲1-18	2015.05.14	10,000	429.8	429.8	495.0	495.0	65.2	7.8%	50,856	
1-18	甲1-18	2015.05.14	20,000	428.6	428.6	495.0	495.0	66.4	7.8%	103,584	
1-18	甲1-18	2015.05.14	20,000	428.3	428.3	495.0	495.0	66.7	7.8%	104,052	
1-18	甲1-18	2015.05.14	20,000	428.3	428.3	495.0	495.0	66.7	7.8%	104,052	
1-18	甲1-18	2015.05.14	10,000	428.2	428.2	495.0	495.0	66.8	7.8%	52,104	
1-18	甲1-18	2015.05.14	20,000	427.6	427.6	495.0	495.0	67.4	7.8%	105,144	
1-18	甲1-18	2015.05.14	5,000	427.6	427.6	495.0	495.0	67.4	7.8%	26,286	
1-18	甲1-18	2015.05.14	20,000	427.4	427.4	495.0	495.0	67.6	7.8%	105,456	
1-18	甲1-18	2015.05.14	20,000	426.2	426.2	495.0	495.0	68.8	7.8%	107,328	

番号	原告名	約定日	処分株式数	処分単価(円)	調整後 処分単価(円)	取得単価(円)	調整後 取得単価(円)	1株当たりの 損害額(円)	処分株式等に占め る 算定対象株式の割 合	取引単位ごとの 損害額(円)	各原告の小 計(円)
			[A]		[B]	別紙11-1[J]	[C]	[D]=[C]-[B]	[E]=別紙11-1[H]	[F]=[A]×[D]×[E]	[G]
1-18	甲1-18	2015.05.15	20,000	422.4	422.4	495.0	495.0	72.6	7.8%	113,256	
1-18	甲1-18	2015.05.15	20,000	419.9	419.9	495.0	495.0	75.1	7.8%	117,156	
1-18	甲1-18	2015.05.15	10,000	419.2	419.2	495.0	495.0	75.8	7.8%	59,124	
1-18	甲1-18	2015.05.15	10,000	418.4	418.4	495.0	495.0	76.6	7.8%	59,748	
1-18	甲1-18	2015.05.15	2,000	418.1	418.1	495.0	495.0	76.9	7.8%	11,996	
1-18	甲1-18	2015.05.15	20,000	418.1	418.1	495.0	495.0	76.9	7.8%	119,964	
1-18	甲1-18	2015.05.15	20,000	417.4	417.4	495.0	495.0	77.6	7.8%	121,056	
1-18	甲1-18	2015.05.15	10,000	416.1	416.1	495.0	495.0	78.9	7.8%	61,542	
1-18	甲1-18	2015.05.15	20,000	415.4	415.4	495.0	495.0	79.6	7.8%	124,176	
1-18	甲1-18	2015.05.15	10,000	414.7	414.7	495.0	495.0	80.3	7.8%	62,634	
1-18	甲1-18	2015.05.15	10,000	414.5	414.5	495.0	495.0	80.5	7.8%	62,790	
1-18	甲1-18	2015.05.15	10,000	414.2	414.2	495.0	495.0	80.8	7.8%	63,024	
1-18	甲1-18	2015.05.15	10,000	413.7	413.7	495.0	495.0	81.3	7.8%	63,414	
1-18	甲1-18	2015.05.15	10,000	413.0	413.0	495.0	495.0	82.0	7.8%	63,960	
1-18	甲1-18	2015.05.15	10,000	412.6	412.6	495.0	495.0	82.4	7.8%	64,272	
1-18	甲1-18	2015.05.15	10,000	412.6	412.6	495.0	495.0	82.4	7.8%	64,272	
1-18	甲1-18	2015.05.15	10,000	412.6	412.6	495.0	495.0	82.4	7.8%	64,272	
1-18	甲1-18	2015.05.15	10,000	412.3	412.3	495.0	495.0	82.7	7.8%	64,506	
1-18	甲1-18	2015.05.15	10,000	411.6	411.6	495.0	495.0	83.4	7.8%	65,052	
1-18	甲1-18	2015.05.15	10,000	411.4	411.4	495.0	495.0	83.6	7.8%	65,208	
1-18	甲1-18	2015.05.15	10,000	410.7	410.7	495.0	495.0	84.3	7.8%	65,754	
1-18	甲1-18	2015.05.20	10,000	413.3	413.3	495.0	495.0	81.7	7.8%	63,726	
1-18	甲1-18	2015.05.20	10,000	413.3	413.3	495.0	495.0	81.7	7.8%	63,726	
1-18	甲1-18	2015.05.20	10,000	407.9	407.9	495.0	495.0	87.1	7.8%	67,938	
1-18	甲1-18	2015.05.20	4,000	406.8	406.8	495.0	495.0	88.2	7.8%	27,518	
1-18	甲1-18	2015.05.20	1,000	404.6	404.6	495.0	495.0	90.4	7.8%	7,051	
1-18	甲1-18	2015.05.20	9,000	404.5	404.5	495.0	495.0	90.5	7.8%	63,531	
1-18	甲1-18	2015.05.21	10,000	410.4	410.4	495.0	495.0	84.6	7.8%	65,988	
1-18	甲1-18	2015.05.21	10,000	410.3	410.3	495.0	495.0	84.7	7.8%	66,066	
1-18	甲1-18	2015.05.21	10,000	409.9	409.9	495.0	495.0	85.1	7.8%	66,378	
1-18	甲1-18	2015.05.21	10,000	409.9	409.9	495.0	495.0	85.1	7.8%	66,378	
1-18	甲1-18	2015.05.21	10,000	409.8	409.8	495.0	495.0	85.2	7.8%	66,456	
1-18	甲1-18	2015.05.21	10,000	409.7	409.7	495.0	495.0	85.3	7.8%	66,534	
1-18	甲1-18	2015.05.21	10,000	409.3	409.3	495.0	495.0	85.7	7.8%	66,846	
1-18	甲1-18	2015.05.22	10,000	411.6	411.6	495.0	495.0	83.4	7.8%	65,052	
1-18	甲1-18	2015.05.22	10,000	411.6	411.6	495.0	495.0	83.4	7.8%	65,052	
1-18	甲1-18	2015.05.22	10,000	411.3	411.3	495.0	495.0	83.7	7.8%	65,286	
1-18	甲1-18	2015.05.22	10,000	409.3	409.3	495.0	495.0	85.7	7.8%	66,846	

番号	原告名	約定日	処分株式数	処分単価(円)	調整後 処分単価(円)	取得単価(円)	調整後 取得単価(円)	1株当たりの 損害額(円)	処分株式等に占め る 算定対象株式の割 合	取引単位ごとの 損害額(円)	各原告の小 計(円)
			[A]		[B]	別紙11-1[J]	[C]	[D]=[C]-[B]	[E]=別紙11-1[H]	[F]=[A]×[D]×[E]	[G]
1-18	甲1-18	2015.05.22	8,000	408.4	408.4	495.0	495.0	86.6	7.8%	54,038	10,911,856
1-18	甲1-18	2015.05.22	10,000	408.4	408.4	495.0	495.0	86.6	7.8%	67,548	
1-18	甲1-18	2015.05.22	10,000	408.4	408.4	495.0	495.0	86.6	7.8%	67,548	
1-18	甲1-18	2015.05.22	10,000	407.8	407.8	495.0	495.0	87.2	7.8%	68,016	
1-18	甲1-18	2015.05.25	10,000	406.3	406.3	495.0	495.0	88.7	7.8%	69,186	
1-18	甲1-18	2015.05.25	10,000	406.2	406.2	495.0	495.0	88.8	7.8%	69,264	
1-18	甲1-18	2015.05.25	10,000	406.1	406.1	495.0	495.0	88.9	7.8%	69,342	
1-18	甲1-18	2015.05.28	20,000	420.1	420.1	495.0	495.0	74.9	7.8%	116,844	
1-18	甲1-18	2015.05.28	8,000	420.1	420.1	495.0	495.0	74.9	7.8%	46,738	
1-18	甲1-18	2015.05.28	10,000	418.7	418.7	495.0	495.0	76.3	7.8%	59,514	
1-18	甲1-18	2015.05.28	10,000	418.5	418.5	495.0	495.0	76.5	7.8%	59,670	
1-18	甲1-18	2015.05.28	10,000	418.5	418.5	495.0	495.0	76.5	7.8%	59,670	
1-18	甲1-18	2015.05.28	10,000	416.4	416.4	495.0	495.0	78.6	7.8%	61,308	
1-18	甲1-18	2015.05.29	10,000	434.7	434.7	495.0	495.0	60.3	7.8%	47,034	
1-18	甲1-18	2015.05.29	10,000	422.5	422.5	495.0	495.0	72.5	7.8%	56,550	
1-18	甲1-18	2015.06.01	10,000	453.0	453.0	495.0	495.0	42.0	7.8%	32,760	
1-18	甲1-18	2015.06.01	10,000	452.8	452.8	495.0	495.0	42.2	7.8%	32,916	
1-18	甲1-18	2015.06.01	10,000	452.6	452.6	495.0	495.0	42.4	7.8%	33,072	
1-18	甲1-18	2015.06.01	10,000	451.5	451.5	495.0	495.0	43.5	7.8%	33,930	
1-18	甲1-18	2015.06.02	10,000	452.1	452.1	495.0	495.0	42.9	7.8%	33,462	
1-18	甲1-18	2015.06.02	10,000	451.8	451.8	495.0	495.0	43.2	7.8%	33,696	
1-18	甲1-18	2016.12.30	10,000	279.6	291.9	495.0	495.0	203.1	7.8%	158,418	
1-18	甲1-18	2016.12.30	10,000	279.6	291.9	495.0	495.0	203.1	7.8%	158,418	
1-18	甲1-18	保有中	10,000	436.1	436.1	495.0	495.0	58.9	7.8%	45,942	
1-19	甲1-19	2016.12.06	3,000	448.0	448.0	442.1	442.1	0	69.4%	0	
1-19	甲1-19	2016.12.06	2,000	452.0	452.0	442.1	442.1	0	69.4%	0	
1-19	甲1-19	2016.12.14	2,000	467.5	467.5	442.1	442.1	0	69.4%	0	
1-19	甲1-19	2016.12.20	2,000	458.8	458.8	442.1	442.1	0	69.4%	0	
1-19	甲1-19	2016.12.22	2,000	445.8	445.8	442.1	442.1	0	69.4%	0	
1-19	甲1-19	2016.12.22	1,000	446.5	446.5	442.1	442.1	0	69.4%	0	
1-19	甲1-19	2016.12.22	2,000	446.6	446.6	442.1	442.1	0	69.4%	0	
1-19	甲1-19	2016.12.22	5,000	449.3	449.3	442.1	442.1	0	69.4%	0	
1-19	甲1-19	2016.12.29	2,000	240.8	291.9	442.1	442.1	150.2	69.4%	208,478	
1-19	甲1-19	2016.12.29	3,000	241.0	291.9	442.1	442.1	150.2	69.4%	312,716	
1-19	甲1-19	2016.12.29	5,000	242.0	291.9	442.1	442.1	150.2	69.4%	521,194	
1-19	甲1-19	2016.12.29	5,000	245.0	291.9	442.1	442.1	150.2	69.4%	521,194	
1-19	甲1-19	2016.12.29	5,000	255.1	291.9	442.1	442.1	150.2	69.4%	521,194	
1-19	甲1-19	2016.12.29	3,000	256.6	291.9	442.1	442.1	150.2	69.4%	312,716	

番号	原告名	約定日	処分株式数	処分単価(円)	調整後 処分単価(円)	取得単価(円)	調整後 取得単価(円)	1株当たりの 損害額(円)	処分株式等に占め る 算定対象株式の割 合	取引単位ごとの 損害額(円)	各原告の小 計(円)
			[A]		[B]	別紙11-1[J]	[C]	[D]=[C]-[B]	[E]=別紙11-1[H]	[F]=[A]×[D]×[E]	[G]
1-19	甲1-19	2016.12.29	5,000	258.1	291.9	442.1	442.1	150.2	69.4%	521,194	4,482,268
1-19	甲1-19	2016.12.29	5,000	258.2	291.9	442.1	442.1	150.2	69.4%	521,194	
1-19	甲1-19	2016.12.29	5,000	260.3	291.9	442.1	442.1	150.2	69.4%	521,194	
1-19	甲1-19	2016.12.29	1,000	267.9	291.9	442.1	442.1	150.2	69.4%	104,239	
1-19	甲1-19	2016.12.29	4,000	268.0	291.9	442.1	442.1	150.2	69.4%	416,955	
1-20	甲1-20	2015.12.17	2,000	294.2	294.2	505.8	505.8	211.6	20.0%	84,640	212,980
1-20	甲1-20	2016.04.15	2,000	230.0	291.9	505.8	505.8	213.9	20.0%	85,560	
1-20	甲1-20	2016.05.27	1,000	263.0	291.9	505.8	505.8	213.9	20.0%	42,780	
1-21	甲1-21	2016.12.27	10,000	371.1	371.1	419.1	419.1	48.0	0.0%	0	0
1-22	甲1-22	2016.12.28	10,000	311.6	311.6	433.4	433.4	121.8	100.0%	1,218,000	1,218,000
1-23	甲1-23	2017.07.28	10,000	250.0	291.9	330.0	330.0	38.1	100.0%	381,000	381,000
2-01	甲2-1	保有中	3,000	436.1	436.1	498.5	498.5	62.4	100.0%	187,200	187,200
2-02	甲2-2	2016.12.01	1,000	430.7	430.7	481.8	481.8	51.1	50.0%	25,550	238,700
2-02	甲2-2	2016.12.05	1,000	435.3	435.3	481.8	481.8	46.5	50.0%	23,250	
2-02	甲2-2	2017.02.15	1,000	205.0	291.9	481.8	481.8	189.9	50.0%	94,950	
2-02	甲2-2	2017.06.26	1,000	289.0	291.9	481.8	481.8	189.9	50.0%	94,950	
2-04	甲2-4	2015.07.13	5,000	370.0	370.0	473.0	473.0	103.0	100.0%	515,000	1,420,500
2-04	甲2-4	2016.01.14	5,000	227.0	291.9	473.0	473.0	181.1	100.0%	905,500	
2-05	甲2-5	2015.05.11	2,000	403.3	403.3	419.1	419.1	15.8	54.3%	17,159	3,147,718
2-05	甲2-5	2015.05.11	1,000	403.3	403.3	419.1	419.1	15.8	54.3%	8,579	
2-05	甲2-5	2016.07.13	23,000	303.0	303.0	419.1	419.1	116.1	54.3%	1,449,973	
2-05	甲2-5	2016.08.31	3,000	328.0	328.0	419.1	419.1	91.1	54.3%	148,402	
2-05	甲2-5	2016.09.02	8,000	328.2	328.2	419.1	419.1	90.9	54.3%	394,870	
2-05	甲2-5	2016.09.02	2,000	328.1	328.1	419.1	419.1	91.0	54.3%	98,826	
2-05	甲2-5	2015.05.11	2,000	403.3	403.3	419.1	419.1	15.8	54.3%	17,159	
2-05	甲2-5	2016.06.09	3,000	293.0	293.0	419.1	419.1	126.1	54.3%	205,417	
2-05	甲2-5	2016.06.15	3,000	295.0	295.0	419.1	419.1	124.1	54.3%	202,159	
2-05	甲2-5	2016.07.01	3,000	285.0	291.9	419.1	419.1	127.2	54.3%	207,209	
2-05	甲2-5	2016.07.11	3,000	282.0	291.9	419.1	419.1	127.2	54.3%	207,209	
2-05	甲2-5	2016.08.19	3,000	302.0	302.0	419.1	419.1	117.1	54.3%	190,756	

別紙11の3(各原告の損害額の算定)

番号	原告名	期間ごとの取得株式数						取得後の虚偽記載に起因する株価下落分を控除する前の損害額(円)						取得後の虚偽記載に起因する株価下落分(円)					
		H22.6.24~ H23.6.22	H23.6.23~ H24.6.22	H24.6.23~ H25.6.25	H25.6.26~ H26.6.25	H26.6.26~ H27.4.3	合計(別紙 11-1[B])	H22.6.24~ H23.6.22	H23.6.23~ H24.6.22	H24.6.23~ H25.6.25	H25.6.26~ H26.6.25	H26.6.26~ H27.4.3	別紙11-1 [K]	H22.6.24~ H23.6.22 *除斥期間	H23.6.23~ H24.6.22 *除斥期間	H24.6.23~ H25.6.25	H25.6.26~ H26.6.25	H26.6.26~ H27.4.3	合計(除斥 期間経過に よる消滅分 を除く)
														20%×30%	20%×30%	20%×60%	20%×100%	20%×100%	[A]
1-01	甲1-1	23,000	30,000	663,000	35,000	-	751,000	117,937	153,832	3,399,676	179,470	-	3850915	7,076	9,230	407,961	35,894	-	443,855
1-02	甲1-2	-	3,000	-	-	-	3,000	-	-	-	-	-	0	-	-	-	-	-	0
1-03	甲1-3	2,000	-	2,000	28,000	91,000	123,000	11,720	-	11,720	164,073	533,239	720752	703	-	1,406	32,815	106,648	140,869
1-04	甲1-4	-	-	6,000	-	-	6,000	-	-	144,490	-	-	144490	-	-	17,339	-	-	17,339
1-06	甲1-6	-	-	-	10,000	-	10,000	-	-	-	1,087,000	-	1087000	-	-	-	217,400	-	217,400
1-07	甲1-7	-	-	-	2,000	-	2,000	-	-	-	127,200	-	127200	-	-	-	25,440	-	25,440
1-08	甲1-8	-	-	1,000	-	1,000	2,000	-	-	84,650	-	84,650	169300	-	-	10,158	-	16,930	27,088
1-09	甲1-9	-	-	2,000	-	1,000	3,000	-	-	72,800	-	36,400	109200	-	-	8,736	-	7,280	16,016
1-10	甲1-10	-	-	2,000	-	-	2,000	-	-	422,200	-	-	422200	-	-	50,664	-	-	50,664
1-11	甲1-11	-	-	8,000	-	-	8,000	-	-	1,158,336	-	-	1158336	-	-	139,000	-	-	139,000
1-12	甲1-12	-	-	10,000	10,000	10,000	30,000	-	-	410,333	410,333	410,334	1231000	-	-	49,240	82,067	82,067	213,374
1-14	甲1-14	2,000	11,000	30,000	24,000	14,000	81,000	8,944	49,192	134,159	107,327	62,607	362229	537	2,952	16,099	21,465	12,521	50,085
1-15	甲1-15	-	-	-	-	10,000	10,000	-	-	-	-	2,205,000	2205000	-	-	-	-	441,000	441,000
1-16	甲1-16	-	6,000	8,000	-	-	14,000	-	-	18,659	24,879	-	43538	-	1,120	2,985	-	-	2,985
1-17	甲1-17	-	-	-	7,000	3,000	10,000	-	-	-	61,950	26,550	88500	-	-	-	12,390	5,310	17,700
1-18	甲1-18	130,000	-	1,575,000	1,690,000	4,469,000	7,864,000	180,384	-	2,185,424	2,344,995	6,201,053	10911856	10,823	-	262,251	468,999	1,240,211	1,971,461
1-19	甲1-19	-	14,000	1,000	35,000	43,000	93,000	-	674,750	48,196	1,686,875	2,072,447	4482268	-	40,485	5,784	337,375	414,489	757,648
1-20	甲1-20	-	-	6,000	2,000	5,000	13,000	-	-	98,299	32,766	81,915	212980	-	-	11,796	6,553	16,383	34,732
1-21	甲1-21	-	-	-	23,000	10,000	33,000	-	-	-	-	-	0	-	-	-	-	-	0
1-22	甲1-22	-	-	-	10,000	-	10,000	-	-	-	1,218,000	-	1218000	-	-	-	243,600	-	243,600
1-23	甲1-23	-	10,000	-	-	-	10,000	-	381,000	-	-	-	381000	-	22,860	-	-	-	0
2-01	甲2-1	-	-	-	-	3,000	3,000	-	-	-	-	187,200	187200	-	-	-	-	37,440	37,440
2-02	甲2-2	-	-	2,000	1,000	4,000	7,000	-	-	68,200	34,100	136,400	238700	-	-	8,184	6,820	27,280	42,284
2-04	甲2-4	-	-	5,000	5,000	-	10,000	-	-	710,250	710,250	-	1420500	-	-	85,230	142,050	-	227,280
2-05	甲2-5	8,000	16,000	7,000	9,000	9,000	49,000	513,913	1,027,827	449,674	578,152	578,152	3147718	30,835	61,670	53,961	115,630	115,630	285,221